

第十六回

参議院地方行政委員会議録第二十四号

(五五一)

昭和二十八年八月七日(金曜日)午前十一時十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 理事

委員 畑 館 石村 愛知 西郷吉之助

説明員 常任委員会専門委員会専門委員 伊藤 清君

事務局側

常任委員

福永與一郎君

会専門委員

高橋進太郎君

県税課長

柴田 護君

自治府

秋山 長造君

島村 軍次

若木 勝藏君

小林 武治君

高橋進太郎君

長谷山行義君

島村 軍次

若木 勝藏君

松澤 兼人君

苦米 地義三君

秋山 長造君

若木 勝藏君

松澤 兼人君

高橋進太郎君

長谷山行義君

島村 軍次

若木 勝藏君

小林 武治君

高橋進太郎君

長谷山行義君

島村 軍次

若木 勝藏君

松澤 兼人君

高橋進太郎君

長谷山行義君

島村 軍次

若木 勝藏君

小林 武治君

高橋進太郎君

長谷山行義君

島村 軍次

若木 勝藏君

松澤 兼人君

高橋進太郎君

長谷山行義君

島村 軍次

若木 勝藏君

小林 武治君

高橋進太郎君

長谷山行義君

島村 軍次

若木 勝藏君

松澤 兼人君

高橋進太郎君

長谷山行義君

島村 軍次

若木 勝藏君

小林 武治君

高橋進太郎君

して、それからかたゞ教育長になります資格を有する者を更に養成をするということとも一方において考えなければならないとということことで、これは文部省のほうで御計画をなすつておられるわけであります。しかし、そういう養成計画もまだ十分に確立しておらないと、実施が必ずしもまだ完全に参つておらないというようなことから、各市町村におきましても、市の場合は殆んど問題はございませんが、町村の場合におきましては、教育長を得られないというのが実際の実情であり、そういうようなところを勘案をいたしまして、先ほど申上げましたように専任教育長は全体として約二千余りござりますので、大体この半数程度の専任教育長が置かれるという建前の下に財源措置をいたしますならば、先ず実際の実情に即するのではないかということで考えておるわけであります。併しながら市町村教育委員会の關係の経費としては、それぞれその他の職員の増置でありますとか、というようなことで、二十五億余りのものは計上いたしておるわけであります。

党並びに改進党の共同提案であります
が、理由としては、二つの政党の立場
が大分違つておる。これは明らかにして
おいたほうがいいと思うのです。自
由党的ほうといたしましては、自分の立場
間との教育委員会といふものは存続す
るという建前の下に考えておるようであ
りますが、改進党といたしましては
は、地方の教育委員会は早晚これは任
意設置にする、或いはこれが廢止にな
るということを予想いたしておるので
ありますて、併し本年度一ぱいにおき
ましては、直ちにこれをなくするとい
うことには実際上の不便がありますの
で、その間は事実に即したように助役
を教育長として置いておこうという、
実際に即したところの取扱いをしたわ
けです。現実におきましては、或いは
教育長代理者という立場において助役
が職務を執るということを認めるとい
う点もありますが、かかる闇の形で働
かしておくというのは如何かと思いま
す。たとえ僅かな期間でありますよう
とも、正式な立場で助役が働くと、い
うことが事務の執行上よろしいであらう
と、かようなことで修正を加えたので
あります。重ねて申上げますと、修
正をいたしました理由は、自由党と改
進党とは全く別な将来の見通しを持つ
ておりますが、現実の三月三十一日ま
では同じような方法をとることが適當
であろうということに意見が一致いた
しておりますので、形式的には一致し
て共同して修正したことになつております。

○衆議院議員(床次徳二君) そうでござります。

○秋山長造君 そういたしますと、床次さんは提案者の立場ということでおいでになつたのでありますけれども、やはり、我々としては実は二十九年の三月三十一日という日附だけが問題ではないのでありますて、やはりそれを考へる場合には、当然それでは今後をどうするのかということ、或いは又今日の現状がどうかといふような問題に遡らざるを得ないということになるのです。そうなりますと、床次さんへ御質問するには、改進党のお立場としての床次さんにお尋ねする以外にないということになるのですけれども、その点如何ですか。やはり自由党的考え方についても床次さんへ御質問してもいいのですか、それともその点はちよつと工合が悪いのですか。

○衆議院議員(床次徳二君) 只今のお話を、私はこの修正については、自由党とたま／＼形式が一致しましたので共同提案になりましたが、理由につきましては、先ほども申上げましたように、全く自由党とは違つた立場に立てております。従つて、将来の見通しにつきましては、私は自由党がどういうふうに考へておられるかということについては、正式にここで申上げることできなと思います。改進党の立場としまして、早晚、改進党といたしましては、地方の教育委員会は任意設置にして、おのづから廃止されるものが当然出るだろうということを若い将来

に予想しておりますので、この三月三十一日という日附で切つておるわけですか。
○秋山長造君 そういたしますと、改進党といったしましては、町村教育委員会という点につきましては、基本的に反対のお考えを持つておるわけです。
○衆議院議員(床次徳二君) 現状におきましては、財政上の措置、又教育の現状から見まして、実際においてはこれは実効を上げることはできないとかのように見ておる。又各地方の希望等から見ましても、この際これを廃止いたしまして、むしろ教育委員会は諮問機関というふうになつて行くのではなかいかと、そういうふうに考えておるのをあります。これは我々いたしましても、近いうちに成案を得まして、政府が提案しなければ正式に提案したい、かような心構えであります。
○秋山長造君 これも念のために更にお尋ねいたしますが、じや改進党とされましては、一応今が今打切るというわけにも実際問題として行かないのを、まあ取りあえず今年度中は現状のままでおいて、そしてそれまでに、できるだけ、次の町村教育委員会をどうするかという次の具体策を考え、その年度内に間に合うように、何らかの形で具體化しようという御方針ですか。
○衆議院議員(床次徳二君) 仰せの通りであります。
○若木勝蔵君 今の御答弁を聞きまして、全くこの政策の相反したものがない同一の期間の点で一致しておるといふので、同時に修正提案になつたということで、私は非常に前例のないようなりであります。

ふうに考えられるのですが、そういうふうであれば、いわゆるこの教育対策として非常に大きな問題でござりますが、いつそのこと六条を削つてしまつておこうじやないかというふうな、いわゆる修正の場合のお話はなかつたのですか。

○衆議院議員(床次徳二君) 六条を削除したいという考え方方は社会党の考え方であったと思います。併し社会党としましては、その裏には、やはり教育委員会に対する将来のいろいろの考え方があつたのだろうと思います。併し私どもといたしましては、現在の教育委員会が少くとも、法制上存在する以上、なお現に活動しております委員会がありまして以上、これを全部削つてしまうということについては、やはり技術の上においては支障がある。やはりやむを得ない。この現状に即しては、今のような改正が、今のような修正が、一番適当であろうという立場で修正いたしたわけでございます。

○若木勝藏君 その点についてたまたま期間が一致しているから、こういうふうな共同修正ができるという結果から見れば、そういうふうにも受取れるのですけれども、片方は教育委員会を存続させて行くという立場に立ち、片方は任意設置にしよう、或いは又廃止の線に持つて行くという立場に立つておりますながら、これを三月三十一日までに大きな矛盾があるよう思うのですが、改進党としては、そういうふうな点は別段お考えにならないのですか。

○衆議院議員(床次徳二君) 改進党といいたしましては、先ほど申上げました

る制度を、これは提案いたしたいと思つておりますので、その前提の下に
出しておりますから、矛盾してないわけ
であります。新らしい制度ができます
するまでの間は、現状を最も運営し易い形
式において運営して参らうとい
う、現状に即した適切な案だと考
えています。

○秋山長造君 この点は同じ二十九年
三月三十一日ということでも、この響
くところは非常に大きな、これは問題
だと思う。まあ現在のところ全国の町
村の実情を考えます場合に、どうせこ
れはそのうちに、任意設置か、隸止かに
なるものだろうという考え方なり、見
方なりが非常に多い。併し又その半面
には、やはりこの今の政府の表明を掲
げておられる方針通り、そうではなく
て、相当長く否応なしにやらざれるも
んだという覚悟の下に、専任の教育長
等について、いろいろ人選なり、或い
は設置の準備なりをやつておるところ
も少なくないというようになります
が、その場合に、来年の三月三十一日
までという法律が万一出た場合に、ど
ういう響きを今迷つておる町村に与え
るかということを考えますと、この
三月三十一日という期限をつける以上
は、付けられる側でも、相当これは大
きな責任がかかつて来るのじやないか
というふうに思うのでありますからし
て、同じ三十一日と言いましても、も
うどうせ先の見通しとしては、それ以
後は廃止になるのだからという、三月
三十一日であれば、現在方途に迷つて
おる各町村というものは、もうこの教
育委員会の点については、余り力を入
れる必要はないということで、こちら

で使う精力ができるだけ節約して、ほかのほうへ使う。それから自由党のお考の教育長を置いて行くのだということは、あるならば、今直ちにいろんな教育委員会の充実強化の方向に向つて、努力を一層続けて行かなければ、宙ぶらりんでこの半年過してしまつて、又来年の年度替りに慌てるというのではなくて、只今床次君のお話のように、確固たる御方針にお立ちになつておられるといったまでは影響が非常に大きいと思うのでありますからして、改進党のほうで、只今次さんのお話のように、具体的な処置を取つて頂かないと、非常に地方が混乱するのじゃないかといふに、何とか将来の見通しを示すだけ次さんのお話のようになります。この点について、今一度御意見をお伺いします。

案をせざるを得ない。併し私は大体政府から出さなければ、近い将来に改進党の案を持ちまして、教育制度の改革を提案いたしたい、今日その準備を始めおる次第であります。

○秋山長造君 その点はなお具体的にお尋ねいたしますが、改進党におきましては、その方針を堅持されて、飽くまで只今おつしやつたような線で、責任を以て行動されるということですか。

○衆議院議員(床次徳二君) この方針は、改進党といたしましては、從来から覚の方針として明らかになつておりますから大体これは今後におきましても、これを引続いて堅持して参りたいと思います。

○秋山長造君 私もその点につきましては、来年度の年度替りにどんなに要れども、年度替りには間に合うよう具体的な手を打ちたいという方針ですか。

○衆議院議員(床次徳二君) この問題は御承知の通り、地方制度におきましては、警察制度、教育制度を根本的に、政府においても同時に考えておると思ひます。勿論私ども考えておるのであります。いずれ政府にいたしましても、来年度に間に合わせると思ひますが、非常に政府案は遅れるのであります。或いはこれが頼りにならない場合は、これは当然我々単独の立場におきましても、提案いたしたい、かように考えております。

○秋山長造君 それじや政府のほうへお尋ねいたしたいのですが、政務次官が政府の御方針をお尋ねいたしたいと思います。で、政府といたしまして

は、この改正案を出される場合に、当分の間助役の兼任制を認めるという案であつたようではあります、この場合、当分の間ということにされた理由を、ちょっと御答弁を願いたいと思います。

○政府委員(齊木正君) 後ほど文部省局のかたがお見えになつて御説明がなさるかとも存じますが、私ども修正の際いどころが、現実に無資格の助役さんを兼務しておるこの現状で当分行かなければいかんじやないか、かようなことから、こうした修正が出たことと申うております。そこで文部当局といたしましても、できるだけ早い機会で充足するような方針を以て努力するとしているところでありますので、それまでの間、現状に即して無資格の助役が兼務できるようないくつかの措置を講ずる必要があることについては、どの程度教育長が本足されて行くか、こういうことにつきましては、事務当局のほうから御答弁を申上げたほうが適当じやないか、かぐらいな感じを受けるのですけれども、政府のほうでお考えになつておる当分の間というのは、結局文部当局のほうが然るべく手を打つて、体裁を整

○秋山長造君 そういたしますと、これが半年になるやら、三年になるやら、十年になるやらわからんのですか。
○政府委員(青木正君) その通りであります。

えてくれるまでのことを指して、当分の間とおしあつておられるのですか。

○政府委員(青木正君) その通りであります。

どうにお考えですか。

○政府委員(青木正君) 私どもといったましましては、文部当局の御方針を御信頼いたしまして、文部当局といたしましたが、三十日までには有資格の教育長が置いたしました。しかし、文部当局といたしましても、目下教育長の充足についてそれがの計画を立てて、少くとも三月三十一日までには有資格の教育長が置けるように努力もし、計画も立つておる、かようなことでありますので、それぞれに對応いたしまして、私どものほうといたしました。充足するに従つて、それに必要な平衡交付金の問題等も考えて行きたい、かように存ずる次第であります。

○秋山長造君 そういたしますと、文

部省としては、年度一ぱいに全部の町

村に専任の教育長を置くという方針で

進んでおるわけですから、自治庁とし

ても、その文部省の方針をそのまま受

け、財政面その他の裏付をして行こ

うということだと思いますが、そう解釈してよろしくうございますか。

○政府委員(青木正君) 専任の教育長

になりますか、或いはそうでなしに、有

資格の、或いは助役さんということも考

えられると思うのですが、併

ししながら、法律できめてあります通りに、無資格のものを教育長にするといふことは、これはまあ本来の筋ではあ

りますが、この修正では三月三十

日までは無資格の人でも兼務ができる、こうなつておるのでありますから、少くとも三月三十一日までは有

資格の専任が望ましいことであります

が、不可能の場合を或いは有資格の兼務ということもあり得ると思うのであ

ります。いずれにいたしましても、三

月三十日までは無資格の助役はな

くなるように文部当局のほうでも御努

力下さるものと考え、その文部当局の

方針に則つて私ども対処して行きました。

○秋山長造君 そういうことでありますならば、一応この衆議院から廻つて来た修正案は問題といたしまして、政府の少くとも方針としては、来年の三月末までに専任か、或いは兼任か、いずれにいたしましても、正規の資格を持つた教育長を全部渡れなく設置するという方針だと思ひます。然らば、その方針を、文部省の方針を、そのまま自治庁のほうで強力に支持しておやりになるというとなれば、当然本年度の平衡交付金なんかにつきまして金額組まれて然るべきじやなかつたかというふうに思ひますが、如何です。

○政府委員(青木正君) 専任の教育長が全部の町村に置かれることになりませんれば、当然それに必要な費用も計算しなければならないと思うのであります。併し現実問題といたしまして、有資格の教育長が当るといふことは、それが教育委員会の仕事をする教育長とも、どの程度専任になり、どの程度兼任になる、このことについても考

ります。併し現実問題といたしまして、有資格の教育長が当るといつたとして、も、どの程度専任になり、どの程度兼任になりますか。専任の教育長が當初予定よりまして、専任の教育長が當初予定以上に置かれるということになりませんれば、当然予算措置も講じなければ教育委員会の仕事をする教育長と本的な性格があるわけであります。それが教育委員会の仕事をする教育長と育を政治から独立させといふ一つの基本的な性格があるわけであります。それを、町村長の下部機関である

の設置の趣旨が、只今御指摘のようにお、兼任につきましては、こういうあたり方がいいか悪いか、これは私が申上げるのじやなくて、文部当局が申上げることかも知れませんが、学校長の兼任というようなことも相当あるのじやな

ないかと、かようにも思つております。

○委員長(内村清次君) それからちらりと、衆議院の今床次さんが来ていら

ます。先ほど鈴木次長から数字をお示し

願つたのですが、有資格の助役が兼任

が根本の趣旨であることは、御指摘の通りであります。

何分昨年の十一月から全国一律に市町村に教育委員会を設置するということになつたわけでございまして、その設置に応じますところの教育長その他

の養成が、必ずしも十分に行われております。まして資格まで持つて来て、とてもよく特別な場合でな

い限り、この教育長を兼任するとい

うことはむずかしいのじやないかと思うのです。まして資格まで持つて来て、

お更むかしいのじやないかと思いま

すので、今後又そういうことが望まし

いことでもなし、実際問題としては、

この十七という数字が今後そう半年そ

こそこのうちに備えるものは考えら

れない。それで、どうしても政府が本

に對して、確固たる信念を持つておや

りになるとすれば、やはりそれはこの

兼任の場合も全然ないとは言えません

から、金額平衡交付金を組むというこ

とも、これは考えられないかも知れま

せんけれども、少くとも半額でよし

いということは言えないのじやないか

と思うのですが、如何ですか。

○政府委員(青木正君) 今後の推移に

よるとして、専任の教育長が當初予定

した以上に置かれるということになり

ますれば、当然予算措置も講じなければ

なりませんが、併し現実問題といたしまして、

教育長なり、或いは助役と兼任を認め

るが、私はこの助役の教育長兼任とい

うものに対しまして法律的疑義がある、

と申しますのは、教育委員会法とい

うものをつぶさに検討いたしますと、教

育を政治から独立させといふ一つの基

本的な性格があるわけであります。そ

れが教育委員会の仕事をする教育長と

いうものを、町村長の下部機関である

に、その程度あれば十分だと考

えます。併し現実問題といたしまして、

教育長なり、或いは助役と兼任を認め

るが、私はこの助役の教育長兼任とい

うものに対しまして法律的疑義がある、

と申しますのは、教育委員会法とい

うものをつぶさに検討いたしますと、教

育を政治から独立させといふ一つの基

本的な性格があるわけであります。そ

れが教育委員会の仕事をする教育長と

いうものを、町村長の下部機関である

に、その程度あれば十分だと考

えます。併し現実問題といたしまして、

教育長なり、或いは助役と兼任を認め

るが、私はこの助役の教育長兼任とい

うものに対しまして法律的疑義がある、

と申しますのは、教育委員会法とい

うものをつぶさに検討いたしますと、教

育を政治から独立させといふ一つの基

本的な性格があるわけであります。そ

れが教育委員会の仕事をする教育長と

いうものを、町村長の下部機関である

に、その程度あれば十分だと考

えます。併し現実問題といたしまして、

教育長なり、或いは助役と兼任を認め

るが、私はこの助役の教育長兼任とい

うものに対しまして法律的疑義がある、

と申しますのは、教育委員会法とい

うものをつぶさに検討いたしますと、教

育を政治から独立させといふ一つの基

本的な性格があるわけであります。そ

れが教育委員会の仕事をする教育長と

いうものを、町村長の下部機関である

に、その程度あれば十分だと考

えます。併し現実問題といたしまして、

教育長なり、或いは助役と兼任を認め

るが、私はこの助役の教育長兼任とい

うものに対しまして法律的疑義がある、

と申しますのは、教育委員会法とい

うものをつぶさに検討いたしますと、教

育を政治から独立させといふ一つの基

本的な性格があるわけであります。そ

れが教育委員会の仕事をする教育長と

いうものを、町村長の下部機関である

に、その程度あれば十分だと考

えます。併し現実問題といたしまして、

教育長なり、或いは助役と兼任を認め

るが、私はこの助役の教育長兼任とい

うものに対しまして法律的疑義がある、

と申しますのは、教育委員会法とい

うものをつぶさに検討いたしますと、教

育を政治から独立させといふ一つの基

本的な性格があるわけであります。そ

れが教育委員会の仕事をする教育長と

いうものを、町村長の下部機関である

に、その程度あれば十分だと考

えます。併し現実問題といたしまして、

教育長なり、或いは助役と兼任を認め

るが、私はこの助役の教育長兼任とい

うものに対しまして法律的疑義がある、

と申しますのは、教育委員会法とい

うものをつぶさに検討いたしますと、教

育を政治から独立させといふ一つの基

本的な性格があるわけであります。そ

れが教育委員会の仕事をする教育長と

いうものを、町村長の下部機関である

に、その程度あれば十分だと考

えます。併し現実問題といたしまして、

教育長なり、或いは助役と兼任を認め

るが、私はこの助役の教育長兼任とい

うものに対しまして法律的疑義がある、

と申しますのは、教育委員会法とい

うものをつぶさに検討いたしますと、教

育を政治から独立させといふ一つの基

本的な性格があるわけであります。そ

れが教育委員会の仕事をする教育長と

いうものを、町村長の下部機関である

に、その程度あれば十分だと考

えます。併し現実問題といたしまして、

教育長なり、或いは助役と兼任を認め

るが、私はこの助役の教育長兼任とい

うものに対しまして法律的疑義がある、

と申しますのは、教育委員会法とい

うものをつぶさに検討いたしますと、教

育を政治から独立させといふ一つの基

本的な性格があるわけであります。そ

れが教育委員会の仕事をする教育長と

いうものを、町村長の下部機関である

に、その程度あれば十分だと考

えます。併し現実問題といたしまして、

教育長なり、或いは助役と兼任を認め

るが、私はこの助役の教育長兼任とい

うものに対しまして法律的疑義がある、

と申しますのは、教育委員会法とい

うものをつぶさに検討いたしますと、教

育を政治から独立させといふ一つの基

本的な性格があるわけであります。そ

れが教育委員会の仕事をする教育長と

いうものを、町村長の下部機関である

に、その程度あれば十分だと考

えます。併し現実問題といたしまして、

教育長なり、或いは助役と兼任を認め

るが、私はこの助役の教育長兼任とい

うものに対しまして法律的疑義がある、

と申しますのは、教育委員会法とい

うものをつぶさに検討いたしますと、教

育を政治から独立させといふ一つの基

本的な性格があるわけであります。そ

れが教育委員会の仕事をする教育長と

いうものを、町村長の下部機関である

に、その程度あれば十分だと考

えます。併し現実問題といたしまして、

教育長なり、或いは助役と兼任を認め

るが、私はこの助役の教育長兼任とい

うものに対しまして法律的疑義がある、

と申しますのは、教育委員会法とい

うものをつぶさに検討いたしますと、教

育を政治から独立させといふ一つの基

本的な性格があるわけであります。そ

れが教育委員会の仕事をする教育長と

いうものを、町村長の下部機関である

に、その程度あれば十分だと考

えます。併し現実問題といたしまして、

教育長なり、或いは助役と兼任を認め

るが、私はこの助役の教育長兼任とい

うものに対しまして法律的疑義がある、

と申しますのは、教育委員会法とい

うものをつぶさに検討いたしますと、教

育を政治から独立させといふ一つの基

本的な性格があるわけであります。そ

れが教育委員会の仕事をする教育長と

いうものを、町村長の下部機関である

に、その程度あれば十分だと考

えます。併し現実問題といたしまして、

教育長なり、或いは助役と兼任を認め

るが、私はこの助役の教育長兼任とい

うものに対しまして法律的疑義がある、

と申しますのは、教育委員会法とい

うものをつぶさに検討いたしますと、教

育を政治から独立させといふ一つの基

本的な性格があるわけであります。そ

れが教育委員会の仕事をする教育長と

いうものを、町村長の下部機関である

に、その程度あれば十分だと考

えます。併し現実問題といたしまして、

教育長なり、或いは助役と兼任を認め

るが、私はこの助役の教育長兼任とい

うものに対しまして法律的疑義がある、

と申しますのは、教育委員会法とい

うものをつぶさに検討いたしますと、教

育を政治から独立させといふ一つの基

本的な性格があるわけであります。そ

れが教育委員会の仕事をする教育長と

いうものを、町村長の下部機関である

に、その程度あれば十分だと考

えます。併し現実問題といたしまして、

教育長なり、或いは助役と兼任を認め

るが、私はこの助役の教育長兼任とい

うものに対しまして法律的疑義がある、

と申しますのは、教育委員会法とい

うものをつぶさに検討いたしますと、教

育を政治から独立させといふ一つの基

本的な性格があるわけであります。そ

れが教育委員会の仕事をする教育長と

いうものを、町村長の下部機関である

に、その程度あれば十分だと考

う。昨日の平衡交付金の一部改正の問題にいたしましても、どうも自治厅の考え方と、いろいろのは、次から出て来る現実の事実に押されて、法の性格といふものを適当に解釈するというふうな傾向があるよう思つた。この場合にも教育委員会法といふのを正確に解釈するならば、助役の兼任が非常に便宜があるというならば、教育委員会法そのものの性格を変えなきやならん、教育委員会法の法文を直すことによつてのみ、そういうことが妥当視されることになると思う。で、例えば今秋山委員も指摘したのであります、教育長に適任者が得られないのでは、どうしてもこういう便宜的な方法をとらなきやならないというならば、そういう条件にありながらも、あえて地方教育委員会の義務的設置をしたといふ法の施行そのものの無理がある、むしろ法の施行そのものに改正を加えなければならんという責任を政府そのものが持たなければならぬことにならうと思う。私にはそういう本法の性格というものを都合によつて変えて行くくとも、というやり方は、どうしても許されないと思つ。

現実でございまするので、従つてかよ
うな各町村に教育委員会が完全な姿を
おいて置く、できますまでの間、暫定
的な措置としてかようなことを講ずる
よりほかない、こういうふうに考えるもの
であります。併しながら政府としま
しては無資格の教育長まで、教育長の資
格のない助役まで教育長を兼任せし
めるというような考え方方に立つたもの
ではないのであります。併しながら政府の原案
を持つておる助役の兼任を当分の間
認めるというのが、これが政府の原案
であります。従つて今非常に誇張して
仰せになりました、全然教育委員会の
本質を没却してしまつよう、さよう
な兼任の方法を考えるのではないわけ
でござります。その点を一つ御了承願
いたいと思います。

性格から言いまして、違う立場に立つて、どうな責任を持たせられている役柄の者を兼任させるということが、一体本当にことであるかといふ新しい問題も起つて来るのじやないか、その点を……。

○政府委員(鈴木俊一君) 政府といひたしましては、現行の法律を忠実に執行するという建前に立たなきやならんわけでございまして、市町村教育委員会法の定めるところによつて、各町村に教育委員会を置くと、ということに相成りました以上は、それと実際の準備の状況とを考え合せまして、かような暫定的な措置を講ずることが、一番現在の実情に即する上から行つて適當であると考えて、かような案を提案をいたしましたわけでございます。従いましてこの市町村教育委員会の設置そのものが問題である、というような御議論になりますというと、これは又別個な立場に属するのであります、政府といたしましては、やはりかような法律を忠実に執行する、この精神に従つて執行していくというような考え方方が、かような暫定的な便法を提案したような次第でござります。

○加瀬亮君 その問題に限つても結構です。そこで暫定的な措置として、助役の兼任というものを認めざるを得ないということに問題を限つても、助役の兼任を認めるということは、教育委員会法の精神と相反することになるのではないかと思う。教育委員会法の性格と背馳するような助役の兼任を認めなくて行かなければならぬ、という、一体根拠はどこにあるのか。

○政府委員(鈴木俊一君) 教育委員会が市町村の一般行政から独立いたしま

して、独立の行政委員会として存在しておるという本質から申しますと、市町村の補助機関であるところの助役、と、教育委員会の事務部局の長であります教育長を兼ねさせると、いふことは、原則として不適当であるということは、又法律の趣旨から申して適切でないということは、御指摘の通りだらうと思います。その点は私ども全くぞの通りと思ひます。その点は私ども全くぞれとて全然この教育長を置かないで空席のまままでやつて行くということは、実際の実情に合ふかどうかといふことでは、当分の間の暫定措置といたしまして、助役がすべて教育長の事務を取扱うことができる、この資格のあると否とにかくわらず、取扱うことができるということになつておつたのでござります。今回の政府の提案いたしましたのは、それを更にしづらまして、有資格の助役が兼任することができるといたしまして、むしろ御指摘の趣旨から申しまするならば、政府が今回提案をいたしました改正案というものの、は、一步本来の趣旨に更に近づけて行つた暫定の案であると御了解を願いたいと思うのであります。

る問題のある制度を残さなければならぬ必要があるにあつたが、有資格者の助役と言いますが、有資格者であるうが無資格者であるうが、助役という立場にあるものが、教育長を兼任するということが、原則として不適当であるというのです。助役であつたものが有資格者であるから、助役をやめて新しい教育長になるというのなら話がわかりますが、現在助役でありますながら兼職として教育長に従事するといふことを原則として不適当であるといふふうにして地方教育委員会といふものが相当無理なものを行はして、それが又運営つかないものだからして、無理をして助役の兼任を進めて行く。そうすると、地方教育委員会法の精神というのが全然なくなつてしまふ。我々は政府の施策としては、これはうなづけない。

を認めるということは差支えないではないか。要するに助役としては、一般行政の面についても、勿論経験を持つているわけでござりまするし、その人が更に教育長として教育行政、教育についても十分理解を持つてゐるというような人なのでござりますから、そういう人が教育長の地位に当分の間就くということは、理論的な面からのみの弊害を指摘いたしまして、実際の実情に応ずる方面の便宜ということを考慮しないで、一方的に御論じ頂くのは如何であろうか。当分の間の措置としては、さような実情に立つた暫定便法を考えるということも適當ではないかと、いうふうに考えたのでござります。

は解釈にならないのかということを伺つてゐるんです。

○政府委員(鈴木俊一君) 別個の法律によりまして、その兼任を認めるといふことに相成りますならば、これは違法ではないと考へます。

○加瀬完君 別個の法律と言つても、あとからでくる手続法のごときもの、が、本法の性格をまるつきり変えるような法文であつても、それが、その法文が有効であるといふ判定を下すのが法知識の上から正しいでしようか。

○政府委員(鈴木俊一君) 政府案につきましては、先ほど来繰々申上げますように、教育長の免許状を有するものについての兼任でございまして、これが現行教育委員会法の根本の建前をまるで違えてしまうというようなものではないと考えております。

○加瀬完君 行政といふものから教育を一応独立させてあるわけですから、その行政の組織下にある助役といふものに教育長を兼任させるということは、教育委員会の性格をまるで曲げていると私は解釈している。

○政府委員(鈴木俊一君) 手続法によつて根本の法律を曲げるといふ仰せでございますが、やはりこれは地方自治法の、要するに地方自治の行政組織をどうするかということでありまして、こういう関係の法律の中に、かような規定が入りますことにつきましては、私は別に差支えないと考へております。

○加瀬完君 これは議論になりますからやめますけれども、私は第三者の見解を承わりたいと思います。教育委員会法の性格によるつきり違うような手続法をきめて、それが本法と背反する

○委員長(内村清次君) それじや文部大臣が来られましたから、秋山君。秋山長造君 文部大臣へ、教育委員会の問題について若干お伺いしたい。今回の地方自治法の改正案によりますと、依然として、町村の助役に教育長を兼ねさせるということになつてゐるのであります、先ほど來、この点につきまして、自治厅を通じての政府当局に対して、その点が不當じやないかということを申上げておつたのであります、この問題の責任者として文部大臣は如何なる御見解をもつておられるか、先ずお伺いしたい。

○国務大臣(大庭茂雄君) これは御承知の通り、地方教育委員会というものが昨年ようやく発足をいたしたのであります、教育長になか／＼すぐ人を得るということが困難であります。これは教育長だけではありませんが、この市町村教育委員会の機構を整備するということはいろいろな点で実は困難があることは御承知の通りであります。そこで昨年発足当時におきましては、とりあえず市町村の助役がこれを兼ねることができ、こういう暫定的な措置が講ぜられたのであります。それが今年の三月以降におきましては、その現定が効力を失いまして、現状は専任の教育長の場合もありますし、専任の教育長の場合はありますし、又欠員になつているところもたくさんあります。ありますから、これをやはり助役に兼任で一つやつても

らいたい。ただ教育長の免許状を有する人だけに限つて、助役兼務をもう暫く続けて行きたい。こういうよう実は考へておられるのであります。然るにこれは衆議院のほうで修正になりまして、これは実情から教育長の免許状を有する助役と限定しても、なか／＼そういう人を得られないであろうということから、日を切つて昨年発足當時と同じよう助役を兼任させることにする、こういう修正が衆議院においては通過したわけであります。

○秋山長造君　事実上からして教育長の適任者がなか／＼町村ではみづからないというお話なんですが、要するにこういうやり方は極めて便宜的な御都合主義のやり方だという一点は、これは否定できないことであります。最初に遡つて議論を進めなければならぬと思うのですが、大体町村に教育委員会をお作りになつた政府のお考えについてはつきりお伺いしたい。

○國務大臣（大庭茂雄君）　これは御承知の通り、我が国の学校教育というものは大体教育委員会でこれを運営する、こういうことは戦後新学校制度が発足いたしました當時に決定せられた方針であります。そして教育委員会法というものがその当時からできておつたのであります。ただ実情に鑑みてその実施が昨年まで延期されて参つたのであります。昨年延期する暫定的な法律がその効力を失いましたので、もと／＼の根本の本則に帰つて地方教育委員会というものが発足した、かように承知しております。

○秋山長造君 そうしますと、大体町村の実情、地方の実情に照らして教育委員会の設置が延期されておつたわけなんです。ということは、とりもなおさず今問題になつてゐる教育長の問題一つ取上げてみましても、これがなかなかちよつとやそつとで地方で適任者が得られないということ、だから延期されておつたと思うのです。でありますからして、それをいきなり全国各町村の末端にまで設置せしめるということになるといたしますならば、当然実質上の仕事をやつて行くところの教育長の人選等についての見通しといふものが、はつきり立つた上でなければ、こういう制度を実行に移すということはできないと思うのです。にもかくわらず、政府のほうではうやむやのうちにやつて来られて、そうして未だに将来の見通しさえもつかないといつたようなことで、果して教育委員会を、そういう実質のないままで、骨抜きになつたままの形式の教育委員会といふものを行めて行かれるということは、甚だ地方の実情にもそぐわないと思うのですが、その点について文部大臣としては、この教育委員会というものを今後どうされるのか、その点について確固たる御方針をお尋ねしたい。

う修正案に對抗して、十分な予算を取つて、早急にこれは有資格のばんとしたところの専任の教育長を設置して行く、任命して行くという立場を取らなければならぬ。あなたの精神から言つたら、それをそういうふうな後退したような考え方方に応じて行くということは、本当に存置して行くという精神を、あなたは文政のために実現して行こうという熱意を欠いている、私はそう考へているが、この点如何ですか。

○國務大臣(大達茂雄君) 勿論政府の提案にいたしましても、それから修正案にいたしましても、これは地方の事情による暫定的な処置でありまして、これが一番いいのだとは私も考へていませんが、文部省としては

教育長の資格を作るようにその養成については從来極力やつて參つたのであります。できれば全部専任の資格の

ある教育長で充足されることが、これは一番望ましいことであります。しかし申しますように、実情から見て、

暫定的なやむを得ない措置であります。それが一番いいのだといふこと

思つておるのであります。できるだけ今後予算の上におきましても、又そ

う資格のある人を養成する上におきまして努力して参りたい。こう思つております。

○若木勝藏君 更に私は觀点を変えて伺いたいと思うのですが、今

非常に私から言いますれば、参議院においても、この地方教育委員会と

いうふうなものはまだ早いから、もう一年延期したほうがいいだろう。こう

いうことで全会一致で以てこれは延期

の案を通した。それを強硬に自由党の方面からこれを設置するところの案を提出して、今日この状態になつた。ところが地方におけるところの、いわゆる市町村の理事者側からいつても、或いは住民からいつても、財政的に非常に困難である、住民は負担が多くかかるし、町村は財政の上から貰えないと、こういうふうな声が出ているのであります。こういう状態で、僅かの平衡交付金をもつてこの教育委員会と

いうふうなもの存続して、教育委員会としてあなたの考へられておりま

すか。

○國務大臣(大達茂雄君) 教育委員会についていろいろ／＼批判があり、又いろいろな面で摩擦と申しますか、そういうものであります。教育委員会の運営

というものが、必ずしも制度の予期する結果を挙げるよう、これを育成化し

と同時に、今日この地方教育委員会が発足され又別な事態が起る。いわゆる教育委員としての立場は、どこまで

もその地方の教育を立派にして行かなればならんという立場でなければな

らない。ところがそういうことよりも、この人事をいじくつて、非常にいわゆるボス化した委員にありますては、教員の首切り或いは転任を盛んにやつて

いるというような実情がある、これは文部大臣はどういうふうにお考へになつておりますか。

○國務大臣(大達茂雄君) 教育委員会は我が国としては新らしい制度であります。従つてその制度に十分慣れてお

る点もあるうかと思ひます。それと父は、一つも考へておらんのであります。やむを得ない処置である、こう思つておるのであります。できるだけ

今後予算の上におきましても、又そ

う点もあるうかと思ひます。それと父は、一つも考へておらんのであります。やむを得ない処置である、こう思つております。

○國務大臣(大達茂雄君) 教育委員会はむろん御質問の通り人事権を持つております。従つて教育委員会が、勤務

上或いはその職務に違背しておると

いうことは、これは当然な職務であります。併しながらこんなもの

に不都合な教職員があるとすれば、それをやめさせるとか、或いはよそへ転

任せるとか、これは当然な教育委員会の処置であります。ただ問題はそ

うことです。今までのことだけで判断をし

て、そうしてこの基本制度をやめるとかやめんとかという結論を出すこと

は、私は早過ぎると、こう思うのであります。今後の実際から見まして、到底これはいかんということになれば

おのずから話が違つて来ると思うのであります。今後の現状におきまして、到底これではいかん

ことになります。これはいいとか悪いとかといふ問題ではないと思ひます。

○若木勝藏君 私は今財政の方面から、或いは教育委員の人事の取扱い、

あるいは市町村側の要望、こういう方面

と同時に、今日この地方教育委員会が発足され又別な事態が起る。いわゆる教育委員としての立場は、どこまで

もその地方の教育を立派にして行かなればならんという立場でなければな

らない。ところがそういうことよりも、この人事をいじくつて、非常にいわゆるボス化した委員にありますては、教員の首切り或いは転任を盛んにやつて

いるというような実情がある、これは文部大臣はどういうふうにお考へになつておりますか。

○國務大臣(大達茂雄君) 申上げます

ように、地方教育委員会といふもの

は、最近、実際には発足したものであつて、どうして御指摘の通り誠にその

機構においても十分整備されておりません。経費の面においても不足の面が

多々ある。殊に教育委員会そのものが

どういう仕事について慣れておらん

おりません。従つてその制度に十分慣れておらん、やり方もよくわからん、こういふ点もあるうかと思ひます。それと父は、一つも考へておらんのであります。やむを得ない処置である、こう思つております。

○秋山長造君 そうおつしやいますけれども、地方の実情を申上げますと、さつきも若木委員から繕々お話をありま

した通り、尤も端的に教育委員会の

ささか町村長側からも議会側からも、

その他の面からも、厄介視されておる

というのだが、これは率直な現状だと思います。現に全国の市長会、或いは

市会議長会、或いは町村長会等でも、再三に亘つて教育委員会の廢止を決議しておる。このこ

とは文部大臣もよく御承知だと思う。

地方の行政の責任者がそこまでやることを

しておられます。

○若木勝藏君 私は今財政の方面から、或いは教育委員の人事の取扱い、

あるいは市町村側の要望、こういう方面

と同時に、今日この地方教育委員会が発足され又別な事態が起る。いわゆる教育委員としての立場は、どこまで

もその地方の教育を立派にして行かなればならんという立場でなければな

らない。ところがそういうことよりも、この人事をいじくつて、非常にいわゆるボス化した委員にありますては、教員の首切り或いは転任を盛んにやつて

いるというような実情がある、これは文部大臣はどういうふうにお考へになつておりますか。

○國務大臣(大達茂雄君) 申上げます

ように、地方教育委員会といふもの

は、最近、実際には発足したものであつて、どうして御指摘の通り誠にその

機構においても十分整備されておりません。経費の面においても不足の面が

多々ある。殊に教育委員会そのものが

どういう仕事について慣れておらん

おりません。従つてその制度に十分慣れておらん、やり方もよくわからん、こういふ点もあるうかと思ひます。それと父は、一つも考へておらんのであります。やむを得ない処置である、こう思つております。

○秋山長造君 そうおつしやいますけれども、地方の実情を申上げますと、さつきも若木委員から繕々お話をありま

した通り、尤も端的に教育委員会の

ささか町村長側からも議会側からも、

その他の面からも、厄介視されておる

というのだが、これは率直な現状だと思います。現に全国の市長会、或いは

市会議長会、或いは町村長会等でも、再三に亘つて教育委員会の廢止を決議しておる。このこ

とは文部大臣もよく御承知だと思う。

地方の行政の責任者がそこまでやることを

しておられます。

○若木勝藏君 私は今財政の方面から、或いは教育委員の人事の取扱い、

あるいは市町村側の要望、こういう方面

と同時に、今日この地方教育委員会が発足され又別な事態が起る。いわゆる教育委員としての立場は、どこまで

もその地方の教育を立派にして行かなればならんという立場でなければな

らない。ところがそういうことよりも、この人事をいじくつて、非常にいわゆるボス化した委員にありますては、教員の首切り或いは転任を盛んにやつて

いるというような実情がある、これは文部大臣はどういうふうにお考へになつておりますか。

○國務大臣(大達茂雄君) 申上げます

ように、地方教育委員会といふもの

は、最近、実際には発足したものであつて、どうして御指摘の通り誠にその

機構においても十分整備されておりません。経費の面においても不足の面が

多々ある。殊に教育委員会そのものが

どういう仕事について慣れておらん

おりません。従つてその制度に十分慣れておらん、やり方もよくわからん、こういふ点もあるうかと思ひます。それと父は、一つも考へておらんのであります。やむを得ない処置である、こう思つております。

○秋山長造君 そうおつしやいますけれども、地方の実情を申上げますと、さつきも若木委員から繕々お話をありま

した通り、尤も端的に教育委員会の

ささか町村長側からも議会側からも、

その他の面からも、厄介視されておる

というのだが、これは率直な現状だと思います。現に全国の市長会、或いは

市会議長会、或いは町村長会等でも、再三に亘つて教育委員会の廢止を決議しておる。このこ

とは文部大臣もよく御承知だと思う。

地方の行政の責任者がそこまでやることを

しておられます。

○若木勝藏君 私は今財政の方面から、或いは教育委員の人事の取扱い、

あるいは市町村側の要望、こういう方面

と同時に、今日この地方教育委員会が発足され又別な事態が起る。いわゆる教育委員としての立場は、どこまで

もその地方の教育を立派にして行かなればならんという立場でなければな

らない。ところがそういうことよりも、この人事をいじくつて、非常にいわゆるボス化した委員にありますては、教員の首切り或いは転任を盛んにやつて

いるというような実情がある、これは文部大臣はどういうふうにお考へになつておりますか。

○國務大臣(大達茂雄君) 申上げます

ように、地方教育委員会といふもの

は、最近、実際には発足したものであつて、どうして御指摘の通り誠にその

機構においても十分整備されておりません。経費の面においても不足の面が

多々ある。殊に教育委員会そのものが

どういう仕事について慣れておらん

おりません。従つてその制度に十分慣れておらん、やり方もよくわからん、こういふ点もあるうかと思ひます。それと父は、一つも考へておらんのであります。やむを得ない処置である、こう思つております。

○秋山長造君 そうおつしやいますけれども、地方の実情を申上げますと、さつきも若木委員から繕々お話をありま

した通り、尤も端的に教育委員会の

ささか町村長側からも議会側からも、

その他の面からも、厄介視されておる

というのだが、これは率直な現状だと思います。現に全国の市長会、或いは

市会議長会、或いは町村長会等でも、再三に亘つて教育委員会の廢止を決議しておる。このこ

とは文部大臣もよく御承知だと思う。

地方の行政の責任者がそこまでやることを

しておられます。

案でありますても、これが最良の制度としてここへ出されたんじやない、これは暫定立法でやむを得ざる措置である、これは法文自体にはつきりその趣旨は現われておると思うんであります。それは甚だ生ぬるいことであるから、それじやいけないじやないかと言われば、それは成るほどいけないかも知らないのであります。たださようなら、それを申上げておるのであります。そこで教育委員会そのものにつきましても、これはとにかく不當の支配に服することのないよう、一般の民衆の手で公選せられた教育委員というものによつて運営されて行く、こういうとにかく理想の下にできておる制度でありますて、又同じことを言うううであります、が、今日半年そこそこの実際を以て、これをすぐやめるとか、やめんとかいうような結論に達することは、私は輕率であろうと思うんであります。実情に応じて、予算的にも或いはその他の面におきましても、これがうまく行くようすに育成をする、是正すべき点は是正をする、こういうことで進めて行くほかないんでありますて、市町村の方面におきましても、これがうまく行くその趣旨をよく了承して頂いて、この制度を育てて行くように協力をして頂きたい、こういうふうに思つておるのあります。

のは早計である、こういうふうなお言葉があつたのであります。これは為政者としてはちよつと私は余りにも無責任な言葉ではないかと思うんです。十分な運営条件が今から見ればなかつたにしたところで、その当初においては、六・三制にいたしたところで、或いは地方教育委員会の出発にしたところで、十分な運営条件というものを検討したのちに出発させなければならぬものであるし、又運営形態がいろいろ悪影響があつたときの責任は、立憲者なり施行者なりというものが当然負うべきであつて、現在いろいろ教育委員会においても問題がありまして、だから今ある問題は、文部省の責任でなく、もつとかくに時間を以てしろという議論は、成り立たないと思う。で、第二点として今も大臣おつしやいました通り、教育委員会法を実施する立場でこれをやつたんだ、教育委員会法は「教育が不当な支配に服することなく」ということを目的にしているんだから、そういうふうにやるんだというお言葉であります。が、そうするならば、地方教育委員会法において教育長を助役によつて兼任させるということは「教育が不当な支配に服することなく」と背馳することにならないか。具体的に申上げますと、助役といふものは市町村長の機関である。従いまして不当なる支配というものは、一応教育長をやらせるということは、助役にはいるという考え方でありますから、それで助役という行政機関の者にこの教育支配に服しないということにならない

で、その危険のほうがむしろ多い、こういう便宜的な方法をたとい断定的でやむを得ないと言つても、本当にこの教育委員会法の実施というものを考へるならば、教育長と助役の兼任なんていうことは考えられない。根本的にそういう立場をとらなければならぬと思うのであります。その点は如何ですか。

◎加瀬亮君 助役が兼任したために教育委員会にいる／＼問題が起つたか起らないかということが問題じやないんです。不^當なる支配に服させではならないという、教育委員会法の目的を發揮させるためならば、行政権の衝突にある者に教育行政権を担当させるといふ考え方そのものに、根本的に誤りがあるのじやないかといふことが一点。それから暫定的で、それは好ましい制度ではないけれども、暫定的にやむを得ないといふことが繰返し申されるのであります。が、初めの出発のときから、暫定的な好ましくない方法をとらなければならないような運営条件の中で出発させた、一体教育委員会といふものが、地方教育委員会の実績といふのを發揮することができるかといふ点が、実は責任が回避されていると思うのであります。それから先に教育委員会は民主的に運営をされなければならぬといふことであります。教育委員会は民主的に運営をしようと努めましたのも、これは予想でありますから、機関の下部にある助役というものが教育長を兼任して、実際的に事務的な運営をして行きます。場合には、教育委員会の民主的運営といふものがフルに運営できるかどうかといふと、そうではなくて、行政支配の影響を受けるといふことも予想される、こういふことが予想されることが一番教育委員会の制度を壞す理由になる。そういう一番任といふものにも背反するような助役の兼任ということを始めから認めて行く

という、それも今かれこれ一年経とうとしているのに、まだ続けてこれを認めて行こうということは、教育委員会法を実施するといふ大臣のお言葉とは非常に違つた、まあやつてしまつたから仕方がないので、こういう便宜的なことで、悪く言うならばこまかすといふくらいにしか我々には映らない。その点、助役を兼任させなければならぬという理由をもつとはつきりおつしやつて頂きたい。

○國務大臣(大連茂雄君) 地方によつて教育長としての適任者を得がたいと

ころがある、こゝいう実情でありますから、助役を兼任させさせる。これは恐

らくはこれが便利であるうといふことから出たことだらうと思います。そ

れで来年の三月まではそれでやつて行

こう、私は当時の事情はよく知りませ

んけれども、こゝいうことだらうと思

う。それで今度はいつまでもこれを続

けるのも筋の通らん話であるし、併し

さればといつて欠員がたくさんできる

のをそのまま放置しておくわけにも行

かないといふので、せめて教育長の資

格のある助役だけは暫らく兼任をして

手伝つてもらおう、こゝいうのが原案

であります。修正案のほうはそれでも

欠員のできる所が少しできて来るか

ら、やはり暫く助役に兼任をさせる。

その代り何とか来年の三月三十一日以

後は、そういうことのないよう、その

全部資格のある教育長で占めるよう

文部省としても努力せよ、こゝいう趣

旨の修正であると思うのであります。

これは繰返して申上げますが、全く暫

定的な措置でありますので、文部省と

して、これを一番いい制度とは毛頭考

えておりません。従つてこれについ

ての筋の通らん、或いは理窟に合わん

あるうと思います。これはどうもやむを得ないということで御了承願いたい。

○加瀬先君 この改正案についての改

進党の意見は、たゞえ地方教育委員会

制度の義務的設置といふのは、これは現実の情勢から當を得たものでないか

ら、大体本年度一ぱいといふものを目

安にして、任意設置なり廃止なりの方

向に持つて行くべきだ、その暫定の期

間、助役の兼任といふものを明年の三

月三十一日まで認めようといふことでありますから、これは首尾一貫してお

りまして、はつきりしておる。ところ

が政府のお考えは、今大臣のおつしや

られたように、地方教育委員会制度と

いうものはまだ発足をしたばかりだ。

これからやつてみなければいいも悪い

も結論を出すのが早いということであ

りますので、これは相当地方教育委

員会制度を続けようとするお考えだ。

○加瀬先君 地方教育委員会制度を続けようとするお考えだ。

お考えにある政府にとって、一休次

のような問題をどう考えておられます

か。例えれば教育長の適任者を得よう

しても困難である。教育長の適任者が

得られないような教育委員会の発達と

いうものを、我々は予想することがで

きない。これが又困難なる教育長が半

年や一年のうちに文部省の力によつて

も早急に養成されるとも思われない。

そこで仕方がないから、これは暫定的

に助役にやらせるのだということは、

教育委員会法そのものの性格を、即ち

教育教が不當なる支配に、強制支配に服

するという危険をもあえて犯すという

ことになる、こゝいうふうなことを二

〇加瀬先君 そうではないのですよ。

この改正案についての改進党の説明によれば、我々

はこの地方教育委員会の実施といふも

のは当を得たものではないと思うの

で、本年一ぱいでやめたいという前提

の下に、この修正案を出したのだとい

い。

○加瀬先君 この改正案についての改

進党の意見は、たゞえ地方教育委員会

制度の義務的設置といふのは、これは現実の情勢から當を得たものでないか

ら、大体本年度一ぱいといふものを目

安にして、任意設置なり廃止なりの方

向に持つて行くべきだ、その暫定の期

間、助役の兼任といふものを明年の三

月三十一日まで認めようといふことでありますから、これは首尾一貫してお

りまして、はつきりしておる。ところ

が政府のお考えは、今大臣のおつしや

られたように、地方教育委員会制度と

いうものはまだ発足をしたばかりだ。

これからやつてみなければいいも悪い

も結論を出すのが早いということであ

りますので、これは相当地方教育委

員会制度を続けようとするお考えだ。

○加瀬先君 これは改進党の意見で

お考えにある政府にとって、一休次

のような問題をどう考えておられます

か。例えれば教育長の適任者を得よう

としても困難である。教育長の適任者が

得られないような教育委員会の発達と

いうものを、我々は予想することがで

きない。これが又困難なる教育長が半

年や一年のうちに文部省の力によつて

も早急に養成されるとも思われない。

そこで仕方がないから、これは暫定的

に助役にやらせるのだということは、

教育委員会法そのものの性格を、即ち

教育教が不當なる支配に、強制支配に服

するという危険をもあえて犯すという

ことになる、こゝいうふうなことを二

〇加瀬先君 そうではないのですよ。

この改正案についての改進党の説明によれば、我々

はこの地方教育委員会の実施といふも

のは当を得たものではないと思うの

で、本年一ぱいでやめたいという前提

の下に、この修正案を出したのだとい

い。

○加瀬先君 この改正案についての改

進党の意見は、たゞえ地方教育委員会

制度の義務的設置といふのは、これは現実の情勢から當を得たものでないか

ら、大体本年度一ぱいといふものを目

安にして、任意設置なり廃止なりの方

向に持つて行くべきだ、その暫定の期

間、助役の兼任といふものを明年の三

月三十一日まで認めようといふことでありますから、これは首尾一貫してお

りまして、はつきりしておる。ところ

が政府のお考えは、今大臣のおつしや

られたように、地方教育委員会制度と

いうものはまだ発足をしたばかりだ。

これからやつてみなければいいも悪い

も結論を出すのが早いということであ

りますので、これは相当地方教育委

員会制度を続けようとするお考えだ。

○加瀬先君 これは改進党の意見で

お考えにある政府にとって、一休次

のような問題をどう考えておられます

か。例えれば教育長の適任者を得よう

としても困難である。教育長の適任者が

得られないような教育委員会の発達と

いうものを、我々は予想することがで

きない。これが又困難なる教育長が半

年や一年のうちに文部省の力によつて

も早急に養成されるとも思われない。

そこで仕方がないから、これは暫定的

に助役にやらせるのだということは、

教育委員会法そのものの性格を、即ち

教育教が不當なる支配に、強制支配に服

するという危険をもあえて犯すという

ことになる、こゝいうふうなことを二

〇加瀬先君 そうではないのですよ。

この改正案についての改進党の説明によれば、我々

はこの地方教育委員会の実施といふも

のは当を得たものではないと思うの

で、本年一ぱいでやめたいという前提

の下に、この修正案を出したのだとい

い。

○加瀬先君 この改正案についての改

進党の意見は、たゞえ地方教育委員会

制度の義務的設置といふのは、これは現実の情勢から當を得たものでないか

ら、大体本年度一ぱいといふものを目

安にして、任意設置なり廃止なりの方

向に持つて行くべきだ、その暫定の期

間、助役の兼任といふものを明年の三

月三十一日まで認めようといふことでありますから、これは首尾一貫してお

りまして、はつきりしておる。ところ

が政府のお考えは、今大臣のおつしや

られたように、地方教育委員会制度と

いうものはまだ発足をしたばかりだ。

これからやつてみなければいいも悪い

も結論を出すのが早いということであ

りますので、これは相当地方教育委

員会制度を続けようとするお考えだ。

○加瀬先君 これは改進党の意見で

お考えにある政府にとって、一休次

のような問題をどう考えておられます

か。例えれば教育長の適任者を得よう

としても困難である。教育長の適任者が

得られないような教育委員会の発達と

いうものを、我々は予想することがで

きない。これが又困難なる教育長が半

年や一年のうちに文部省の力によつて

も早急に養成されるとも思われない。

そこで仕方がないから、これは暫定的

に助役にやらせるのだということは、

教育委員会法そのものの性格を、即ち

教育教が不當なる支配に、強制支配に服

するという危険をもあえて犯すという

ことになる、こゝいうふうなことを二

〇加瀬先君 そうではないのですよ。

この改正案についての改進党の説明によれば、我々

はこの地方教育委員会の実施といふも

のは当を得たものではないと思うの

で、本年一ぱいでやめたいという前提

の下に、この修正案を出したのだとい

い。

○加瀬先君 この改正案についての改

進党の意見は、たゞえ地方教育委員会

制度の義務的設置といふのは、これは現実の情勢から當を得たものでないか

ら、大体本年度一ぱいといふものを目

安にして、任意設置なり廃止なりの方

向に持つて行くべきだ、その暫定の期

間、助役の兼任といふものを明年の三

月三十一日まで認めようといふことでありますから、これは首尾一貫してお

りまして、はつきりしておる。ところ

が政府のお考えは、今大臣のおつしや

られたように、地方教育委員会制度と

いうものはまだ発足をしたばかりだ。

これからやつてみなければいいも悪い

も結論を出すのが早いということであ

りますので、これは相当地方教育委

員会制度を続けようとするお考えだ。

○加瀬先君 これは改進党の意見で

お考えにある政府にとって、一休次

のような問題をどう考えておられます

か。例えれば教育長の適任者を得よう

としても困難である。教育長の適任者が

得られないような教育委員会の発達と

いうものを、我々は予想することがで

きない。これが又困難なる教育長が半

年や一年のうちに文部省の力によつて

も早急に養成されるとも思われない。

そこで仕方がないから、これは暫定的

に助役にやらせるのだということは、

教育委員会法そのものの性格を、即ち

教育教が不當なる支配に、強制支配に服

するという危険をもあえて犯すという

ことになる、こゝいうふうなことを二

〇加瀬先君 そうではないのですよ。

この改正案についての改進党の説明によれば、我々

はこの地方教育委員会の実施といふも

のは当を得たものではないと思うの

で、本年一ぱいでやめたいという前提

の下に、この修正案を出したのだとい

い。

○加瀬先君 この改正案についての改

進党の意見は、たゞえ地方教育委員会

制度の義務的設置といふのは、これは現実の情勢から當を得たものでないか

ら、大体本年度一ぱいといふものを目

安にして、任意設置なり廃止なりの方

向に持つて行くべきだ、その暫定の期

間、助役の兼任といふものを明年の三

月三十一日まで認めようといふことでありますから、これは首尾一貫してお

りまして、はつきりしておる。ところ

が政府のお考えは、今大臣のおつしや

られたように、地方教育委員会制度と

いうものはまだ発足をしたばかりだ。

これからやつてみなければいいも悪い

も結論を出すのが早いということであ

りますので、これは相当地方教育委

員会制度を続けようとするお考えだ。

○加瀬先君 これは改進党の意見で

お考えにある政府にとって、一休次

のような問題をどう考えておられます

か。例えれば教育長の適任者を得よう

としても困難である。教育長の適任者が

得られないような教育委員会の発達と

いうものを、我々は予想することがで

が、非常に進展するかしないかという問題を検討しないで、ただやつたらいだらうという議論は成り立たない。そこで私はそういうふうなことをしてやつたて、地方教育委員会の進歩が非常にめざましいものがあるということにならないのじやないか。そもそも、地方教育委員会の出発そのものにまた熱さないところの無理があつたのじやないか。無理なことをあえてやつておいて、辯證を合せるようなこともしないで、地方教育委員会というものの再検討をしたいという態度は、全然文部省としてはお考えになつておらないのかと、いうことを本当は聞きたいのです。

○國務大臣(大連茂雄君) 教育委員会

の運営といいますか、それについては十分注意をして検討して参りたいと思つております。ただ先ほどから申上げておりますのは、今日の段階において地方教育委員会をやめるとか、そういう結論に達していない。達していない限り、これは基本的な制度でありますから、成るべくこれを育成強化して行つて、そうして先ほど申上げましたように、それでもどうしても工合が悪いことならば、その結論に従つて対策を講じなければならんと思いますけれども、今申上げますように、全然これでいいんだ。これで一切検討も何うございませんから、その点は御了承願いたいと思います。

○加瀬完君 そこで全然悪いのだとい

う結論はないと言いますが、現実におきまして教育長の責任者を見つけるの

は甚だ困難である、助役の兼任などと

いう、無理なことをしなければ教育長の補充ができない、而もこういう方法を以としてもなお且つ教育長の欠員がないだらうという議論は成り立たない。そこで私はそういうふうなことをしてやつたて、地方教育委員会の進歩が非常にめざましいものがあるということにならないのじやないか。そもそも、地方教育委員会の出発そのものにまた熱さないところの無理があつたのじやないか。無理なことをあえてやつておいて、辯證を合せるようなこともしないで、地方教育委員会というものの再検討をしたいという態度は、全然文部省としてはお考えになつておらないのかと、いうことを本当は聞きたいのです。

○國務大臣(大連茂雄君) 私は今まで申上げたことによつて現在の実情と、そしてこれにどう対処して行くかといふ意味は、御承知を頂いたという意味であります。それ以上は要するに御意見であります。それから考へ方は大体御了承を頂いたと思います。御了承を頂いたというふうなことは、お持ちでございましょうか。

○國務大臣(大連茂雄君) 私は今まで申上げたことによつて現在の実情と、

そしてこれにどう対処して行くかといふ意味は、御承知を頂いたという意味であります。それ以上は要するに御意見であります。それから考へ方は大体御了承を頂いたと思います。御了承を頂いたというふうなことは、お持ちでございましょうか。

○加瀬完君 昨年議会で議決したと言いますけれども、議決したのではない准备を整えた上で実施したほうがよかっただかも知れないということは議論がありましよう。

○加瀬完君 昨年議会で議決したと言いますけれども、議決したのではない准备を整えた上で実施したほうがよかっただかも知れないということは議論がありましよう。

○國務大臣(大連茂雄君) 提案になつたまま改正もされないで生きて来たので、地方教育委員会は不測に発足したということではございませんか。そういうあるならば、当然文部省はその意見に基いて改正を企図しなければならない責任があると思うのですが、如何

○國務大臣(大連茂雄君) これは私は方教育委員会制度は実施しても有意義なものだというふうに御認識を改めたものでしようか。これは質問でございましてからお答え願いたいと思います。

○加瀬完君 別の問題でありますと言います。実施せられてしまつてから先は実施すると、こういうことは、これは別問題だと思います。

○加瀬完君 別の問題でありますと言います。実施せられてしまつてから先は実施すると、これは別問題だと思います。

○國務大臣(大連茂雄君) 時期専早であると、又地方教育委員会制度をこの際義務的設置をするのは相当無理があるという検討

結果、法律が実施せられてしまつた。実施せられる前に、もう少し準備してから実施したほうがいいというのが恐ら

く当時の文部省の考え方であつたろう

がなされておつて、その条件が現実においても同じであるならば、文部省はこういう助役の兼任などといふような姑息な手段でなくして、たま／＼あなたがたも暫定的にやむを得ない方法だといつておるのだから、そつ暫定的な便宜的方法を用いなければ地方教育委員会制度の実施ができないような状態が今なお確認されておるのだから、地方教育委員会制度そのものの検討といふものに対し責任を持つて頂かなければ困る。

○國務大臣(大連茂雄君) 私は申上げるより、地方教育委員会の発足以来の実際についても、又今後におきまして、その実際を見ながら検討して参りたいと思つております。

○秋山長造君 実際問題といったとして、先ほど自治局から承わつたところによりますと、全国一万を超える市町村のうち、今日までに専任の教育長を置いているのは僅かに二千であります。而もその二千のうち殆んどこれは市であります。町村は、八、九分がた、恐らく九割くらいは専任なしのままで、うやむやのうちにやつて來ているというが実情であります。而も政府のほうでは当分の間、当分の間といふこと、どういう点に隘路があるので、恐らく九割くらいは専任なしのままであります。併し只今までの文部大臣のお考えによりますと、やはりこれ

がたも暫定的にやむを得ない方法だといつておるのだから、そつ暫定的な便宜的方法を用いなければ地方教育委員会制度の実施ができないような状態が今なお確認されておるのだから、地方教育委員会制度そのものの検討といふものに対し責任を持つて頂かなければ困る。

○國務大臣(大連茂雄君) 私は申上げるより、地方教育委員会の発足以来の実際についても、又今後におきまして、その実際を見ながら検討して参りたいと思つております。

○秋山長造君 実際問題といったとして、先ほど自治局から承わつたところによりますと、全国一万を超える市町村のうち、今日までに専任の教育長を置いているのは僅かに二千であります。而もその二千のうち殆んどこれは市であります。町村は、八、九分がた、恐らく九割くらいは専任なしのままであります。併し只今までの文部大臣のお考えによりますと、やはりこれ

○國務大臣(大連茂雄君) どうもこれ
は先の仮定に立つての御質問であります
すから、そう明快なことを申上げるこ
とは、これは事実上できないと思うの
であります。が、改進党のほうで、この
修正案を、こういう修正を出された、
その気持に、そういうことがあるかど
うか、これは私としては知らないので
あります。が、床次君が来て、そういう
説明をしておられれば、それはそな
かも知れません。これは私は関係のない
ことで、自由党のほうにつきまして、
然らばどうか、これも私は、自由党で
党のはつきりした方針として、三月三
十一日以降はやめてしまえという意見
がまとまつておることは承知いたして
おりません。従つて私が今まで申上げ
ましたことは、文部大臣の立場におい
て、文部大臣としての考え方を申上げ
ておるのであります。それは即ち自由
党の考え方というふうなことではあり
ませんから、その点を御了承を頂いて
おきたいのであります。ただ私はなる
ほど地方教育委員会というものは発足し
たばかりであり、従つて非常に、当然
に多少の混乱を伴うということも、こ
れもやむを得ない、又市町村側との間
にいろいろな問題が発生して来てお
る、その実情も或る程度承知しておる
のであります。併し同じことを言ふよ
うであります。が、折角発足したもので
あるから、一応はこれを育てて行くと
づかしいということになれば、これは
財政的な措置を講ずるとか、或いは教
育長の問題についてみれば、そういう
人を養成するとか、これは絶対に打開
のできないものではないと思つておる

のであります。地教委の本来の制度の趣旨は別といたしましても、これは決して簡単にこれを否定することはできない、さような制度であると思うのです。ですが、それは別としましても、地教委というものがなくなれば、自然元に還つて県教委というものの形で運用されて行くということになると思うのです。ですが、今日の地方における教育職員といふものの、その勤務の状態は、決して満足すべき状態ではないと思ふ、素質におきまして、六・三制教育職員といふもの、その勤務の状態は、決して満足すべき状態ではないと思ふ、素質におきまして、六・三制教育職員といふものが出来て、教員といふものが、事業上十分な態勢をとることができなかつた。今日においてもなお十分な立派な資格を持つた、学歴のある教員を揃えるということは、なかなか困難であることは、御承知の通りであります。殊に戦争中、一時我が國の教育は事実上中絶しておつた。又多數の優秀な青年が戦場において亡くなつておるのであります。従つてこの社会的な混乱と窮屈の間に発足した、一番中心となる肝心の教職員の素質といふものが、今日満足すべき状態ではないということは、これは当然のことであらうと思います。何をおいても素質の向上を図るということが、今日の重大なる要務の一つであります。それと同時に、地方における教職員の実際の教壇に立つた勤務の状態、こういうことは日本の義務教育を真にその所期的目的を達成する上に、次代の国民を作成する上から言って、これは非常に重大なるポイントであると思うのであります。然るに今日教育職員の勤務の状態、その教育の仕方、制度が、所期的目的を達成するように果して行われるかどうか、これを実際、脇でみると

組織がないのです。県教委というものはありませんして、これが県下全町村の隅々に亘つて教員の勤務の状態を見回せる役目を果すことはむずかしいのであります。できない相談であります。この役目を果すのは地教委以外ではないのであります。少くとも現在の教育の上において、その役目を果すものは地教委以外にない。私は地教委が健全な良識と、選挙によつて出て来たたのだから、一般大衆の信頼に応えて、眞面目にその仕事が運営されてくれば、これは私は極めて重要な機関である、こういうふうに思つてゐる。従つて今日、発足当初においては、窮乏と混乱の中から出発しておるのでありますから、いろいろ批判を受ける点はあるであらうけれども、でききるならば、これを悪いところは是正して、そうして健全な運営が行われること、ということは、我が国の義務教育制度を、振興充実する一つの要件をなし得るものである。こう思つてゐるのですがあります。私は自由党のかたにもそういう人がいる、改進党もそう考えていい。ただ併しその建前から、立場から言つて、放つてているのではないのであります。私はできるならば皆さんの御協力を頂いて、地教委といふものを健全なものに作り上げて行きたい、こういう強い希望を持つてゐるのであります。

受取ったのですが、この教育委員会の問題につきましては、文部大臣として積極的に、まあ国会がどうとか法律の手前がどうとかというようなことは一応抜きにいたしまして、強い信念を以て積極的に、周囲の情勢を引づつても、とにかく町村の教育委員会を今後推して行くという御信念なんですか。

○國務大臣(大連茂雄君) これは私は、国会を引ずつて行くとか何とかいうようなことは、これは私としてお答えできません。ただ申上げますように、先ず基本的な制度として育てて行く、そうしてこれが実施する時期が早かつたか遅かつたか知らんとする限りやありません。ただ申上げますように、早く実施された以上は、これでござるが、とにかく実施されると、それでなまじかに地教委のほうで、現在困つた点ばかりが目についているのでありますから、守り育てて行くことが、当然の筋道と思うのであります。そうしてなまじかに私は地教委が健全に運営されて行くならば、それは極めて重大なる教育上使命を持っているのだ、こういうことを考えまするが故に、私としてはでき得るならば、これを育てて行きたい、こう思つてゐるのであります。これは国会のほうで御賛成がなければ仕方がない、引ざるとか引づらんとかいう問題じやありません。

そういうふうになります／＼指導して行
れるということになりますと、これに
又日本の教育というものが、民主主義
だとか何とかということとは違う方で
へだん／＼それてしまふと思うのです
が、教育委員会の現在の町村の実情を
ら言いますと、その取締という点にお
いては、成るほど文部大臣の御期待は行
上をするとか何とかいうことについて
は、まあ教育委員会法によりますと、
委員会の仕事として教員の研修とか訓
導とかいうような責任と権限が与えられ
ておりますけれども、全国の町村にお
いて、町村の教育委員会が調査を以て
その管轄下の教員の研修をやり得るゝ
いう状態では全然ない。まあその点は
私は具体的に言わんでも、賢明なる文
部大臣はよく御承知になつておると想
うのですが、その取締ということだけは
で、飽くまでこれを続けて行くとおつ
しやることは私は文部大臣として、
或いはそういうお考えも一つの理由が
立つことは立つと思うのですが、文部大
臣としては私はもう少し別な面で大
いにこの信念を以てやつて頂くべきじ
やないかと思います。

非常に大きな役割を果すようになることを期待しておる、こういうのでありますまして、今日の地方の教職員の実情を申上げますと、これは言うまでもないことであります、このまま放置していくおいていいという状態では私は絶対にないと思っております。

○堀末治君 この機会に動議を出したいと思いますが、大体質疑も終了したようでございますから、質疑を打切つて本法案の討論採決に入つてもらいたいという動議を提出いたします。

○委員長（内村清次君） 只今、堀君から動議が提出されました御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内村清次君） それでは御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のおありのかたはそれぐ賛否を明らかにしてお述べを願います。なお修正意見がございましたら討論中に述べを願います。

○秋山長造君 私は社会党を代表いたしまして衆議院の修正案第六条に反対をいたします。市町村の末端まで教育委員会を設けるということにつきましては、その財政面におきましても、又人的構成におきましても、又人事その他教育行政の関係からいたしまして、極めて実情に背馳するものであるということは天下周知の事実りますまゝ、あいだしぬけ解散というよううな突発事故からいたしまして、極めて

形式主義的にこの制度が強行されたわけではありません。而もその内容なるや肝心の教育長のごときは、そのほうの原則を破つてまで町村の助役の兼任を、而も三月一ぱいといふことで暫定的に認めざるを得なかつた。而もそののは僅かに二千少々であります。今三月一ぱい終りまして、新年度に入つた今日においてすら、全国一万幾つの町村のうち、専任の教育長を置いておるのは僅かに二千少々であります。今後の見通しといたしまして、財政面から、或いはその他いろいろな面からいたしまして、速急にこれを補充するというようなことは、殆んど木によつて魚を求めるごとき困難がございます。而も教育委員会の建前からいたしましたでも、教育長といふものを町村の議会で選任されるところの助役がこれを兼ねるというようなことは、この教育委員会の自主独立といふ建前を実質的に骨抜きにしてしまつ、極めて悪い制度であると考えざるを得ない。而も今日全国の各自治団体それゝの立場から、この地方教育委員会の廢止ということを強力に呼んでやつている、この世論の実情に鑑みましても、政府としては、たゞ〳〵あの出し抜け解散がら生まれた、思わざる副産物に過ぎないところのこの教育委員会制度といふものは、速やかに廃止することが当然であると思うのであります。仮に百歩を譲りまして、当分続けるといたしましても、こういうような自治法で明らかに禁止されたことを、敢えて法律の名によつて特例を認めてまでも教育長を助役に兼任させるというようなこと、而も今まででは仕方がなかつたとしま

しても、今後更にこの状態を続けて行くといふようなことは、我々は到底同調することができない。まして今回衆議院から廻つて来たあの修正案にも見られるよう、来年の三月三十日という期限を切つて、而も政府原案にあつたところの免許状を持つところの助役に限るという制限を更に取去りまして、無制限に一切の助役に教育長を兼ねしめるというようなことになりますならば、又何かを言わんやといふ感じを持たざるを得ない。而もその来年三月三十一日の裏に秘められているところの考え方たるや、自由党、改進党、この修正案を協議したところの二大政党の考え方方が根本的に逆になつてゐる。自由党的ほうは何かしらんけれども、まあ当分統けて行くといふようなお考えのようであります。改進党のほうははつきりこれを廢止するという強い方針を堅持されているのであります。従いましてこの制度は現在の政府の政治的な立場からいたしまして、どうしてこの年度一ぱいで相当ぐらつかざるを得いような結果になることは、今から火を見るよりも明らかであります。それにもかかわらず、政府のほうでは今日までの既定方針を、或いは面子にとらわれてゐるのかあるいは、いう事情が知りませんけれども、とにかく統けて行こうという方針でおられる。而もその方針の裏付けをされるべき平衡交付金その他の財政的な裏付けといふものは極めて不十分であります。そして、改進党の考え方を財政面では裏付けられるような程度の財政措置しかとつておられない。こういうような状態で今後も統けて行かれますことは、今日どうでなくとも赤字に悩んでいる

ところの地方財政に、非常な無益な混乱と重荷を負わせるということにもなりますし、又独立第二年、重大な使命を担なわされているところの日本全国の教育関係者に対しまして、絶大なる影響を与えるものであると考えますので、私はこの際、政府としても何よりもかによりもこの教育委員会制度そのものを根本的に再検討されるという態度が最も責任のある政府としてのあり方ではないかと考えますが故に、本第六条につきましては絶対に反対をいたすものであります。

○委員長（内村清次君） 他に御発言はございませんか。他に御意見もないようではございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内村清次君） 異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。地方自治法の一部を改正する法律案を採決いたします。地方自治法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において、本法案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表决の結果を報告することとして御承認願うことにして御

異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(内村清次君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書について、多数意見者の署名を附することになつております。から、本案を可とせられるかたには順次御署名を願います。

多數意見者署名

愛知 捷一	石村 幸作
西郷吉之助	高橋進太郎
長谷山行毅	堀 末治
島村 軍次	小林 武治
館 哲二	

○委員長(内村清次君) 御署名洩れはございませんか。……署名洩れはないとして認めます。

○堀末治君 本法案に対しては質疑はないようでありますから、直ちに討論に行に伴う関係法令の整理に関する法律の施行案、これを議題に供します。御質疑のあるかたは順次御質疑をお願いいたします。

○委員長(内村清次君) 只今堀委員から質疑の打切りの動議が出ております。採決に入る動議を提出いたします。

○委員長(内村清次君) 只今堀委員から質疑の打切りの動議が出ておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(内村清次君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入りたいと思いますが、御意見のあるかたはそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言はございませんか。それでは討論は終局したものと認め、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(内村清次君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

○委員長(内村清次君) 御異議ないものと認めます。関係法令の整理に關する法律案を採決いたします。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御掌手を願います。

〔賛成者掌手〕

○委員長(内村清次君) 多数でござい

ます。よつて地方自治法の一部を改正する法律案、これを議題に供します。

○若木勝藏君 私は最後にもう一点、

ものと決定いたしました。

○委員長(内村清次君) 多数でござい

ます。よつて地方自治法の一部を改正する法律案、これを議題に供します。

○若木勝藏君 私は最後にもう一点、

ものと決定いたしました。

○委員長(内村清次君) 多数でござい

ます。よつて地方自治法の一部を改正する法律案、これを議題に供します。

○委員長(内村清次君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附する事になつておりますから、本法案を可とせられるかたには順次御署名願います。

多數意見者署名

愛知 摂一 石村 幸作
西郷吉之助 長谷山行義
高橋進太郎 堀 未治
館 哲二 小林 武蔵

○委員長(内村清次君) 御署名済れはございませんか。署名済れないものと認めます。

○委員長(内村清次君) 只今から休憩

暫時休憩いたします。

午後二時五分休憩

午後四時十六分開会

す。

○委員長(内村清次君) 只今から休憩前に引続いて委員会を開会いたしま

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、これを議題に供します。

○若木勝藏君 私は最後にもう一点、

来単位費用の点でいろいろ質問申上げたのでありますするが、その点に対しても

報告の内容は本院規則第百四条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の

内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとし、御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(内村清次君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附する

ことになつておりますから、本法案を可とせられるかたには順次御署名願います。

○委員長(内村清次君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附する

ことになつておりますから、本法案を可とせられるかたには順次御署名願います。

○委員長(内村清次君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附する

ことになつておりますから、本法案を可とせられるかたには順次御署名願います。

うことになるのであります。政府の考え方としては、地方財政の均衡を図るために、こういうふうに税率を上げて、そうしてまあどちらかと申します」といふふうな場合のほうに流し込むと、こういうところに考え方があると思うのであります。このことが果していいか悪いか、ここに問題があると私は思うのであります。そのためにはいわゆる富裕府県或いは富裕でないとこの府県との間に対立抗争を起すと、こういうふうな場合も考えられるし、現に又そういうふうな兆しが見えているよう

富裕府県が独自の財源で賄えるというものが、自治ということの本来のあり方からすれば一番いいのであります。それが、それではなかく貧弱町村と富裕の町村、

貧弱府県と富裕の府県との或る程度の均衡が取れないということで、平衡交

付金という制度があるわけでありまし

て、平衡交付金制度のある以上は、限られた財源で以てなるべく平衡交付金

本来の調整機能というものが一〇〇%

に近く行われるということが、一番平

衡交付金の配分の仕方としてはいい方

に関しまして、私は本委員会が開かれ

た初めにおいて、長官に御意見を伺つたのでございます。私は昭和二十六年

以来、そういう点について政府として

はどういうふうに御検討なさつて來

ました通り意見に亘つて來るのであり

まして、その点については私はもう一

度質問を打切ります。それで最後の一

点と申しますのは、この第十四条の修

正でございますが、いわゆる税率を府

県において百分の八十まで引上げると

いう点について御質問申上げたいと思

うのであります。これは昭和二十六年

正でございますが、いわゆる税率を府

県において百分の八十まで引上げると

りますが、そうおつしやれば大体平衡交

付金なる制度自体といふものが、

どうあるべきかというと、こういう考え方で今までの府県の場合は、

いろいろ持つて来ると思うと、こういう考え方で今までの府県の場合は、

どうあるべきかというと、こういう考え方で今までの府県の場合は、

ながら、併せてこの平衡交付金の持つ

本來の機能を成るべく余計果させると

いうふうに持つて行くほうがいいのじ

り二十六年よりは少くとも府県の場合におきましては機運が熟して来たので

はないか、こういう考え方で今度のお話としては頗つたわけであります。勿

論今度の改正によりまして、幾らか富

裕な府県のほうが割がよくなつて来る

たの申しますが、それは申すまでもない

こととは申すまでもないであります

して、そういう意味で反対があるとい

うことは聞いておりますけれども、併し

これまでのときには府県といふもの

はどちららしていろいろなその後の動きが

これからして同じく支出の中をつと見

ておりまして、府県の場合には市町

村と連つて非常に事務的な支出とい

うなこの規模の違いもありませんし、そ

れからして同じく支出の中をつと見

ておりまして、府県の場合は市町

村と連つて非常に事務的な支出とい

うなこの規模の違いもありませんし、そ

れからして同じく支出の中をつと見

なが

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

なが

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

なが

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

なが

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

え方が、総額が少いからというような面から来るのではなくて、それは先ほども申上げましたように、現在きめられている額で、最も最高度に調整機能を發揮させようという考え方から参るわけであります。併しこれに対する府県側の反対は、まさに総額が少いというところから来るのでありまして、それで全体として地方財政が、貧弱な富裕府県を通じて、決して十分でないということはまあ私どももよく了承し、なんとか解決をしたいという、こういうような考え方でいるわけであります。

うものを残しておかなければならぬとするならば、この平衡交付金が持つてゐるいろいろな欠点、この運用の面から出て来るいろいろの欠点といふのを最少限に食いとめなければならぬ。そういう欠点の最も大きいものと考えられますのは、これによつて中央に依存するという考え方方が非常に出来て困つてゐるのでありますからして、そういうものが成るべく少くなるよう、従つて平衡交付金はいろいろな面で現在すでに法定されておる面もありますが、法定されてない面も、逐次考え方もきまつて参りましたものは法定をして、そうして裁量の余地といふものを少くする。又平衡交付金を地方に配分する額の決定の時期も成るべく早くして、中央に対して陳情しなければならないというような考え方を、期間的にも整理して、又内容的にも成るべく少くすることの方が、一番この平衡交付金制度のありかたとしていいのじやないか、こういうふうに考えております。

る、余りにも揃り過ぎておる点がある
んじやないか、そういうところから問
題が生じて来るよう居うのであります
が、これは実際どういうふうな工合
になつてゐるか御意見を承わりたい。
O 国務大臣（塙田十一郎君） これは現
実の状態をそのままに是認して見て行
けば、恐らくそういうことになると思
いますし、そうしてそれが又地方財政
が窮乏しているという一般的な声にな
つてゐると思うのです。従つてこの場
合に出て来る声は、富裕府県である貧
弱府県であると同じように出でてゐるわ
けであります。ただ我々の考えますのは
は、そういう考え方の上に、国と地方
を通じて非常に困難なときではある
が、やはり財政というものはできるだ
け緊縮をしてもらいたいというような
考え方を、もう一本考え方の中に入れ
て考えますからして、政府がそういう
工合にものを考えます場合に、余り豊
かに、裕りのある考え方というものは考
え方としては適當ではないのじやない
かというような考え方も加わりまし
て、やはりできるだけ摺つて考えてい
るということは確かに言えると思うの
であります。従つて今後平衡交付金制
度といふものを検討いたします場合に
も、そういう意味において非常に緩み
のあるという考え方は、私としてはし
たくない、成るべくやはり国の財政
力の規模といふものを、国民の負担能
力といふものを、国と地方全体において
て国民の負担力の範囲で、財政といふ
ものを、枠をきめるというような考え
方で、やはり検討して行きたい、こう
いうように思つてゐるわけでありま
す。

○若木勝藏君 この前に御意見を伺つた場合に、二十五年、六年、七年、それ以来の赤字の解消につきましては、何か臨時立法のようなものによつても、これはやりたいというふうなお考えであります。が、最近新聞で見ますといふと、衆議院の地方行政あたりでは、何らかそういう方面的法案を用意されているとかといふようなことが出でていますが、これには相当やはりまあ政府としての財源上の問題が考えられなければならないと思うのであります。が、ああいうふうな法案が、長官のお考えになつておつたようなものであるか。又そういうふうになりますれば、政府としては相当地は財源の点で考えなければならぬと思ふのであります。が、その点について長官はどういうふうに考えておられますか。

あります。しかし、私の考え方には、まあ必ずしもそうとは思つておりませんので、一応政府としてはそれでのときにおいて、できるだけの努力をして又少いながらもその金を、できるだけ配分を公正にして、個々の団体において赤字が生じないようには配分して来たつもりなんだけれども、若干それは人間のやつたことであるから、その間に手落ちがあるかも知れない。従つて現実に赤字が出来てしまつてるのは、これは何らかの機会に何とか整理をしなければ、どうにも自治団体というものが今後長く続いて生存していくものである以上、やむを得ないのではないか。従つて出て来た赤字は、出るはずはなかつたけれども、出て来ておるのだから仕方がないから、そこで出て来た赤字、というものを一応検討して見て、中に本当に政府のやり方が悪くて出たものがあるかどうか。若しあるとするならば、それは相当程度国が責任を以てやらなければならぬ。仮にこの責任を負う、負わないの問題は出来なかつた問題であつても、とにかく現実に赤字が生じている以上は、これから健全にやつて行くという建前に切替える以上は、そのときに何らか恒久的にそれを整理して行く方法、恒久的にというよりは、長い期間にそれを整理して行く方法というものを併せて考えてやらなければ、その本格的改革といふいうと、今までの本格的改革といふのものも、うまく行かないのじやないか。そこで今、短期債か何かで恐らく無理をして纏いでおるであろうから、そういうものは、やむを得ないから、一時长期債か何かに切替えられる工夫か何かをして頂きたい、こういうのが私の抱いておつた考え方であります。その考

八

○堀内治君 本法案に対する質疑も大休憩いたようでござりますから、このへんで質疑を打切つて、討論採決に入つて頂くことの動議を提出いたしました。

○委員長(内村清次君) 只今堀君から質問打切りの動議が出ておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(内村清次君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれべく、贅否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見がございましたら、討論中にお述べを願います。

○若木勝蔵君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして本法案に反対するものでございます。以下反対の理由を簡単に申上げます。

反対の第一点は、結局この法案では、平衡交付金制度の本旨に則つて、そうして十分なる地方に財源を与えるという立場ではなくて、単位費用であるとかあるいは測定単位というものが地方の事業に即応しないで、いわゆる適正を欠いておる。これは政府が常に国家予算の枠から地方財政を搾り上げて行く、圧縮して行くというところの事業に即応しないで、いわゆる適正を欠いておる。これは政府が常に国へんで質疑を打切つて、討論採決に入つて頂くことの動議を提出いたしました。

・反対の第二点は、先般來、私は相当しつこく政府に質問しておつた点でござりまするが、これは予算修正によつて当然この法律にのるべきところの単位費用が変つて来るべきはずなのに、予算通過後、相当期間があるにかかわらず、政府はその措置をしなかつた。作業が十分できないのでということにして、法律として通過させようとした。こういうふうな意図を持つておられるように思われるのでありますが、私は法律として極めて不備なものであつて、確實性のない、権威のないものである、こういう点から反対するのであります。

反対の第三点は、今も質問で申上げました通り、十四条のこの修正で、交付金を算定するところの基礎になる税率を府県において七〇%から八〇%に引き上げる、この点でござります。これは今も質問申上げましたから、ここで言ひませんが、かくのごとき方法は、結局は地方の自主的な財源を圧迫して、地方自治の育成という方面から見ますれば、正に逆の方向であるために、一方においては富裕府県と、然ざるところの府県の間において徒らなる対立、抗争に陥りておるというのが実情でありますので、我々のとらざるところである。

この以上の二点から反対するものであります。

○委員長(内村清次君) 他に御発言はございませんか。他に御意見もないといつてありますか、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(内村清次君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案について採決いたしました。地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案は衆議院送付議案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(内村清次君) 多数であります。よつて地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案は衆議院送付議案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとし、御承認願うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(内村清次君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名を付することになつておりますから、本法案を可とせられるかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

苦米地義三	西郷吉之助
石村 幸作	高橋進太郎
長谷山行義	堀 末治
小林 武治	館 哲二
島村 軍次	

○委員長(内村清次君) 御署名漏れはございませんか……。御署名漏れはないと認めます。

ちよつと速記を止めで。

〔速記中止〕

○委員長退席、理事館哲二君着席

○理事館哲二君) 只今から地方税法を一部を改正する法律案について質疑を行います。

○若木勝蔵君 先日衆議院から来て頂いて修正案についての御説明を承わったのです。聞き放しにして次回にこれを持越し、こういうふうなことになっていたと思いますが、先ずそのほうから先にやつてはどうでしょうか。

○堀末治君 衆議院のほうの説明をやめるということは結構だと思いますから、そのことを衆議院に申込みまして、その間政府に質問申上げることがあつたら、政府に質問することにして頂いたら如何でしようか。

○理事館哲二君) じや衆議院のほうから来て頂くよう連絡いたします。そのほか政府委員に質問がございましたらお願いいたします。

○若木勝蔵君 政府委員のかたでいいのですがお伺いいたします。それは第三百十三条第一項、これは先般説明を伺つたのでござりまするが、その間にまだ私はどうも了承できない点がありますので、その点をお伺いいたします。これについては税務部長さんから資料についていろいろ／＼具体例についてのお話があつたのでござりますが、あ

の際の説明を伺いましたして、いわゆる第一方式と第二方式との関係で、どうも私は税務部長さんの御説明は私にとつては逆のように考えられるのです。第二方式から第一方式に移行させたい期待をもつて、それで第二方式におけるところの百分の十を越えないよう頭打ちをさせている、高額所得者のために……。そういうふうにして、ともかく第一方式のほうを有利にして、こちらを奨励したいというような意味にとられておつたのですが、そつなりますと、結局私の疑問をもつておつた点が、第一方式の頭を百分の十で抑えることが、何も第一方式に移行することを奨励することにならない。却つて第一方式から第二方式に移行するような形になるのじやないか。というのは、第一方式において百分の十八といふようなものをきめておらない。これを撤廻して自由にするのでありますからして、今まで第一方式をとつておつた市なら市でも、百分の十八でやつておつたものを、これを標準がなくなつたのだから、自由になつたのだからして、これをやめてしまつて、百分の二十にしてしまおう、こういうふうな形をとるのじやないか、これが自然じやないか。そうなりますというと、今までどちらかというと所得の少ないところの人が、この課税の対象にならなかつたものも相当の課税の対象になつて、課税されて来る、こういうふうな形を自然にとるんではないか。こういうふうに思われるんでござりますが、その点如何であるか伺いたい。

ましたよううに、傾向といたしましては、第一方式から第二方式に移つておる傾向になつております。で、それから第一方式は二〇%という限界税率がございます。従つてそれ以上取るうとする場合には、どうしても第二方式に移るわけでござります。第二方式に移る場合に、課税総所得金額をそのままとする場合と、それからもう一つ課税総所得金額の元であります課税総所得から基礎控除を引いたものと/or、つまり但書の規定をとる場合と二つござります。大体の傾向としては第一方式から第二方式の本文のほうに一応移つて、それから第二方式の但書の規定に移る、これがまあ中都市あたりの傾向のようであります。で、第一方式が二〇%の制限税率をとつておる所が大体二十ばかりござります。これは第一方式はちょっと増収を狙う場合はそれないわけで、頭が詰つておるわけであります。従つてそういう場合に、第二方式の本文の規定を適用して二三%ぐらい取つておる、その例をこの間申上げたわけであります。第二方式の本文の規定を適用しております所でも、私どもの改正によりましては第一方式の方式がとれるではないか、従つて第二方式に移つておるものを見方であります。従つて第二方式の本文の規定を適用しまして、課税総所得金額をとつておる場合が多いようでございます。その場合には、この前申上げましたよ

うに、立川の例で申上げましたたように、五十万円で頭打ちになりました。それ以上の人は大体一〇%で頭打ちしますから、比例的に上つて行かないのです。従つて比較的に軽い税といふになるわけで、それが第一方式を第二方式に一〇%に合わし参りますと、第二方式は比例税率しかございませんから、百八十万円ぐらいのところから頭打ちをする、こういうことになるわけです。従つて第二方式の本文をとつておる所でも、第二方式をかような改正をいたしますと、却つて負担の均衡がとれるんではないか、こういふふうになると私は思つております。従つて第二方式の百分の十といふ規定をやはり第一方式のほうに持つて来たほうが、より合理的でないか、かよう考へておるわけです。

やりますと、比例税率ではつきり出します。従つてこれはなかなかむずかしいのです。従つて第二方式のはうで今まで第一方式で制限税率が百分の二十なら二十ときまつておつたものが、自由に撤廃されて来たら、或る市なら或る市で以て増収を國もろとすれば、今までよりもぐんぐんその方面に百分の二十五なり二十六に高めることができる、そこを言つておる、今度の改正法では、その点はどうかと……。

○政府委員(後藤博君) 増収を図るためでありますれば、第二方式をとればどんく、増収は図れるわけであります。併し第二方式をとるより、第一方式で以て増収を図つたほうがより負担の均衡がとれる、より合理的ではないか、かよう考へてるのでございます。

○若木勝蔵君 そうしますというと、あなたの考によれば、在來の第一方式をこういうふうに、改正法のようにしますれば、自然これは増収は無制限で得ける、無制限ということは少し言ひ過ぎかも知れませんが、やり得るといふことがはつきりなつて来るのじやないか、その点。

○政府委員(後藤博君) 無制限にでき得るとは思つておりますが、第二方式より第一方式のほうが合理的な課税ができる、従つて非常に増収を狙う場

合には、むしろ第一方式の但書を使つて行くだろうと思います。併しその場合にもいろいろその町、その村のいろいろな条件によつて制約を受けると思います。併し第一方式をとつて増収をやる場合のはうが、制約はつきり出で来る、つまり一般住民乃至は議会の議員の方々はよくわかる、従つてなかなかそう簡単には税率は上げられないのじやないか、かよう考へてゐるわけであります。

いるのだから、これでいいじゃないか、こういうことであれば、自然に各市町村は第二方式のほうへ移つて行くのであります。従つて第一式は用いられないで、第一方式も開くような途を考えることが、私は市町村のためにいいのじやないか。又一般の納税者のためにもいいのじやないか、かように考えたわけであります。

○理事(館哲二君) 若木委員にちよつと申上げますが、お隣に床次衆議院議員が出席されておりますから、御質問がありましたらどうぞ。

○姫末治君 私は事業税というものに對して根本的な考えがあるのでですが、これは政府のほうにあとでお尋ねいたしますが、ただここで衆議院の修正の中での事業税の中に、特に教科書に関する発行云々というので、教科書の供給を行う事業を非課税とするということになつたその理由を、詳しく述べ聞きしたいと思いますが。

○衆議院議員(床次徳二君) 只今お尋ねのありました教科書供給事業に関する非課税は、他との均衡を見ると立場において、非課税を実施したのであります。これが御承知の通り、教科書の出版の問題であります。社会教育等の出版に関しましては、前回減税をいたしているのであります。特に教科書のごとき事業に対しては、でき得る限りこれを安く配給できるがごとくいたしたいというのが主眼でありますから、これと同じような関連を持ちますところの供給事業に対してこれを減額いたしたい、低減いたそうという趣旨であります。而してかかる配給関係

新聞業に対する論議はやむを得ないが、論議になつたのでは、新聞業に對する論議が機会にいるのが、かかる件を書くに至るまでは下るものではありませんが、書くというものは下るものであります。これは税制の減税されるところにおいて、結婚は税制の減税されるところであるといふことは、それはじつは衆議院議員の松澤兼人によると、かゝることなく、それが安くなるし、と思いますが、ただけであります。松澤兼人は、変えて行くところにあるのである下らないと、○衆議院議員書の業者は、べきものであります。その事業従つてこのの外と対しては、

○松澤兼人 結局本屋さんはといづきな本屋で、持つておるんじやないなればなもわからぬ。
○衆議院議書は値段もその取扱のも限られてほかの図書ります。従ものは現状う実情を勘た次第であらうと純然たる営業期に品物をとらないとではあります個の業態とする営業であらうことに行けば、や出て来るんえられますか。
○衆議院議事務が類似これがに類し事業が軽減る教科書の

書をそれへ、
て、これは軽
んなんです。
ても、地方に
むしろ独立的
というふうに寄
ですか。それも
らないといふ
いのです。

員(床次徳二君)
君併し形態な
きまつておりま
種類が非常に多
おるといふので、
とは大分取扱
つて取扱業者の
でも苦しくな
案して、これも大
く外観的に考
業であつて、他
擱えて生徒に傳
いうその責任は
すけれども、併
して考えてみよ
つて、若し教科
非課税といふこ
はりこれに類似

定の時期まで重要な役割を担う事業の状態がいたそう。からいえば、それから本屋における相当大的な配給権を大体は言える。特に保護しことがどう。) この教科書をよし、而も多くて、部数で、ちよつとが違うのである。いつの負担といふのが、これで、純然たる極めて重大な問題である。これを一かばんにすれば、純然たる教科書の取次と似たもので、むしろのものも、

これに準じて
になつたので
した場合に、
かどうかとい
類似のものは
かかる特例を
した。た。
た。
○松澤兼人君
問題に遡つて
課税にするこ
ですが、相当
きに圧力がかか
に閑しては非
そういう免稅
つて來ると、
問題になつて
次には切手だ
かいうものも
つておるとい
そういうもの
ようなことが
か、運動でも
もやはり取扱
になつて來る
すけれども、
いませんか、
○衆議院議員
書の問題につ
違いまして、
ちらかといえ
であります。
その他におき
したのであり
かどうかとい
今のところ及

この教科
他のものと
最近の、ど
らししい事業
教科書の種類
（複雑を
しんでおる
ものに及ぶ
ましては、
軽減いた
ましては、
いか。大体
ものは、一
いかという
あります
に対して非
いかという
ならないの
からあのと
新聞の取次
いうので、
す。そうな
もその次に
ると、その
たばこだと
で取次をや
て来ると、
課税という
じやない
この問題
らない問題
と思うので
は心配ござ
この教科

衆議院の修正案に用いている固定資産税をかぶる発電所に適用されますが、あります。そこでおきめになら……。
（麻博君）国有化に対する課税は直接事業者をしてしまって、それは直接事業者にしてしまうのは、御承認ですか、それからどうが問題になつて頂いておりました。で、法制局がの償却資産はこれから工機部の償却資産そのか、かようなあります。
まして、衆議院の研究を私どもに申しますと、の他の大規模なないほうが適のであります。
さて、参議院の研究を私どもに申しますと、

○小林武治君 これは実は鉄道の信濃川発電所の問題がいつでも問題になるのです、電力会社の発電所と統いて鉄道の発電所がある。その場合に電力会社の発電所は建物の固定資産税はとれるが、鉄道のほうはとれない、こういうことは非常におかしいじやないか。又話によれば、その償却資産を入れておく側に対し、建物に対しでは課税できるが、中のものは課税できません。どうも私たちに区別がわからな。従つてこれは当然政令で定めるようになつておりますので、この点を私は今はつきりさして頂かないと、これに同意するかどうか、こういう問題に關係して来ると思うのですが、如何ですか。

○政府委員(後藤博君) 現在までのところ、衆議院の御趣旨も体して折衝しておりますわけあります、償却資産は含まない、こういう解釈をしております。

○小林武治君 土地は如何ですか。

○政府委員(後藤博君) 土地は勿論かけます。

○小林武治君 土地は課税の対象になる……。

○政府委員(後藤博君) はあ。

○小林武治君 発電所は同様な関係になりますか。

○政府委員(後藤博君) それは一つ問題でありまして、発電所の償却資産をはずせば、発電所そのものもやはりはずさざるを得ないのではないか、かよう考えております。

○小林武治君 これは多少意見に亘ると思いますが、鉄道の発電する電気そのものは、他にこれを融通するもの

ではない。即ち電車、その他鐵道の運行に直接必要な電気を起しておるんだ、こういう建前からしますれば、やはり全体が課税の対象外になるのが本当ではないか、こういうふうに考えられるのであります。如何でしょか。

○政府委員(後藤博君) これは全体として直接その事業の用に供するか供しないかというのが、私は問題だと思ひます。従つて償却資産を外して、土地家屋だけとすると、一種の妥協案かも知れませんが、そういうふうにしたらどうか、かのように事務的には考えておるわけであります。

○小林武治君 その点、衆議院は別に意見はおありにならんでしょうか。

○衆議院議員(床次徳二君) 只今の問題は、先ほども政府委員からお話がありましたが、課税をいたしたいといふことは前々からの問題でありまして、政府自身も曾てこの課税を研究された時代があり、或る程度まで国鐵その他の折衝せられております。衆議院でもこの前これを課したいということがありましたが、その当時も関係方面とも折衝いたしましたが、大体そのときにまあ直接その用に供しないものに対してもは課税することもやむを得ないだろうといういきさつであります。従つてその範囲に対しまして、御質問の点は非常にむずかしい点であります。今までそれべく、関係方面が折衝しましたときの経過をそのまま延長しまして、大体直接その用に供しないというので

○小林武治君 これはこの発電所の中の償却資産があるからして入れ物が必要なんで、入れ物中の機械施設といふものを別個に扱うということは、非常に不合理じゃないかと思う。何も入れ物は中の機械がなければ要らないんで、課税するしないにかかわらず、建物と中の償却資産は、私は平等に、同じに取扱うべきものだと、こういうふうに思うんでござりますが、今のよろしい自治庁の解釈と申しますか、そういうものは如何にも理窟に外れておるようと思うが如何でしようか。

〔理事館哲二君退席、理事堀末治君着席〕

○政府委員(後藤博君) 先ほども申しましたように全体として、直接事業の用に供するということは言える、まあそういう理窟も立つわけであります。それから非常に狭く解釈すれば或いは全部入らない、こういう解釈もできるわけです。従つてそこに議論がありまして、私どもとしては償却資産を外して土地家屋をとる、これがまあいいのではないかという考えに落ちついておるわけです。

○秋山長造君 今のお質問と関連してですが、そういたしますと、この直接本来の用に供するものと、それからそれ以外のものとの限界というものが非常にぼやけて来ると思う。その点を余はどうつきりしてもらわないと、実際税をかける面において疑義を生じて來

るんじやないか。例えば国鉄の場合に、どこまでが事業の用に供するものであつて、どこまでがそれ以外のものであるかという限界を、具体的にはつきり教えて頂きたい。

○衆議院議員(床次徳二君) 只今の問題は先ほども事務当局から申上げましたのであります。大体の趣旨に副いまして、厳格に分けるといふものもありますが、なかへ実際問題としては疑問なものがある、中間的なものがあるわけです。その分け方をどうするかということに対して、事務当局間で過去に折衝いたしましたときの経過から見まして、償却資産と、それから土地家屋といふものとを分けてやるといふところが、大体話合ができるおつたものですから、そのできておつた話合を基礎にしてやりましたならば、一応課税の目途がつくだろう、そういう取扱いで、これは理論的に申しますすると、非常に疑問であると言えは疑問であります。今、この取扱方針がきまつておりまするならば、課税において実施できる。なお、細目の問題について異議がありますれば、この点は更に事務当局においても御研究を願つて行きます。大体の方針は先ほど申上げました。今までの方針といつましても、償却資産とそれから入れ物と土地といふように区別して課税して行くというので、大体の詰合いがついておりますから、その方針を踏襲いたしたい。

○秋山長造君 いずれにいたしましても、この問題は、従来非課税であったと思うのです。年度の途中で早々の間にこういう重大な決定をおやりにな

るわけなんですねけれども、併しここに
こういう面につきましては、従来非課
税であったということにはやはりそれ
相当の大きな理由がある。それを百八十度切換えて課税対象になるということに
なるならば、我々としてはよほど
慎重を期さなければいけないと思うの
ですが、何よりも先ず第一に、関係各
方面的声を十分に聞いてみる必要がま
だある。そういう点につきまして衆議
院のほうで十分にお聞きになつたか
うか。

ますが、更に一步を進めまして、こういうことをやつた場合に、その負担が大体国鉄あたりにしても、社宅なんかにいる人たちというのは、どちらかと言えば、中から下の所得者が多いわけあります。そういう人たちはその負担が軽減せられる虞はないだらうかということ。それからその次にはこういうことが国鉄その他の、まあ国鉄で言えば、運賃値上等の原因になる、その口実に利用されるというような心配はないかどうか。如何ですか。

○衆議院議員(床次徳二君) 固定資産税を全面的に地方鉄道と同様にかける当大きな影響があるということはかねがね伺つている次第であります。今回も容易に出し得る金じやないか、かよに考へております。

○秋山長造君 下級職員については、その他に対する軽減につきましては、國鉄その他において如何なる措置をとられますか、それによつてきまとだと思ひます。今日私どもいたしまして、余り地の財源に赤字はそうあるせん。

○理事局未治君退席、理事館哲二君清席

○秋山長造君 提案者のほうは、まあ

額は僅だから、それを職員の負担に転嫁しなくとも、現在の國鉄の經營状態なら十分やつて行けるだらうといふ見通しなんですか。

○衆議院議員(床次徳二君) 社宅その他の数字がどれくらいになつておりますが、全体としての数字は出ておりませんが、会計がその社宅を数字おとりになりまつたか、それがどのくらい影響するかということは、まだよく数字を存しております。全体としての数字は把握しております。全体としての数字におきましては、國鉄の經營に対してさしたる支障を与えるものでないといふように考えております。

○秋山長造君 この配布された資料によりますと、これによりまして大体

ここに採用いたしました限度におきましては、これは國鉄その他の会計から見まして、極めて僅かな数であると考えられますので、これが直ぐに運賃をも思いますが、大体の計算の根拠といふように考へております。

○衆議院議員(床次徳二君) お手許に参考として配布いたしましたものは、これは今度の修正案に基きまして、自治庁にお願いいたしまして、事務局がどの程度の数字の増減があるかということに対しまして、一応これは全く非公式な意味においての参考資料として計算して頂いたものであります。おきましては、衆議院の委員会におきましては比較的軽く見ておりまし

て、余り地の財源に赤字はそうあるまいという見当において見ておるので、方におきましては、衆議院の委員会においてはね返りがあるということは私ども期待いたしておりません。このくらいのものは節約その他の形においても容易に出し得る金じやないか、かよに考へております。

○衆議院議員(床次徳二君) 下級職員については、

○衆議院議員(床次徳二君) 全部につきまして計算の基礎であります。國鐵でござりますか。

○秋山長造君 全部。

○説明員(柴田謹君) 国鉄、専売公社、電々公社、放送協会、この経理につきまして計算の基礎であります。國鐵でござりますか。

○秋山長造君 全部。

○説明員(柴田謹君) 全部につきまして計算の基礎であります。國鐵でござりますか。

○衆議院議員(床次徳二君) 狩猟者税の問題であります。これは參議院についたよなものを中心におきまして、國鐵、専賣公社等について調査いたしました。その大体の価格を一般の價格に比較いたしまして推計をいたしました。それから課税標準を出しておいて、國鐵、専賣公社等について調査いたしましたが、併しこの國鐵専賣等の帳簿自体が必ずしも正確に記帳されておりません。その辺は若干の誤差があることは御了承願います。

○小林武治君 今お話をありました院は載つております。が、病院は課税の対象にはつきりさせられておるわけですか。

○説明員(柴田謹君) この計算上は病院は御承知だろうと思ひます。今回の機会におきまして、これを二つにしまして、特に業者は上げず、アマチニアだけに重課するという意味ではなく、大体両方の負担能力を見まして、從来の全体の額から見まして、特に増税する

ことの点を伺うのです。

○政府委員(後藤博君) 私からお答えいたします。将来に向つて減税措置をいたす、今年を含めて将来の固定資産

税を下げるというので、過ぎた年になつて、非常に妙なことになるので、

その点を伺うのです。

○説明員(柴田謹君) 政令では、この

若干の両者の差を付けるという立場に

おいて二段にいたしたのであります

が、数字によりますと、若干の増収によ

りますれば、消費者協同組合、農業協

会におきましては、衆議院の委員会

においては比較的軽く見ておりまし

て、余り地の財源に赤字はそうある

まいという見当において見ておるので、

おきましては、衆議院の委員会に

おきましては比較的軽く見ておりまし

<p

同組合の経営する病院に対しても、固定資産税を免税する、こういう規定がある修正に対しても、私は矛盾するようになります。従いまして国鉄や電気公社の病院には課税すべきでない、この趣旨から言えば当然そうなるべきではないか、こういうふうに思いますが、政令でこれを規定する場合に、私どもとしては病院を入れるというようなことは、只今申した衆議院のあの修正に比べて筋が通らない、こういうふうに思いますので、この点に関しましては一つ自治庁の意見を伺いたい。

ソ・ケースであると思ひます。従つて国会の意願がさようなものであります。ならば、私は非課税にすることもできる、かようと考えております。今迄のところはそういう御意見もありませんし、大体事業の用に供するということから判断をいたしておるのでございま

○秋山長造君 病院も病院ですが、教育所あたりは、やはりそうなんですが、そういう線に浮かんで来るのであります。教育所なんといつたら、これはもうはつきりしているように私は思うが。

○政府委員(後藤博君) 教育所と申しましても、教育所の講義とするところと宿舎とございます。従つてそれを全部かけるか、宿舎だけにするか、そういう問題があるのであります。教育所については、お詫のような事業の用に供するという理窟はつくと思うのであります。が、ただ宿舎等につきましては、やはり一般の宿舎と変らんではないか、こういう議論が成り立つわけであります。その辺をどこで線を引くかという問題があると思います。

○秋山長造君 そういたしますと、自治庁のお考案では課税対象をすつと例示すると言われるが、その点は今具体的にお話できませんですか。そう何百種類もあるわけじゃないですか。

○小林武治君 今の問題ですが、或る程度政令の内容を示しておいて頂かな
いと……。私は教育所とか病院とかい
うようなものは、その学校の関連は、
あとの農業協同組合の病院との関連に
おいて、別の趣旨で私は免稅して然る
べきだと、こういうふうに思いますが、
勿論そのようにいたすべきが筋であり
たいと思います。

○国務大臣(塚田十一郎君) これほど
うも国会修正でありますから、提案者
の御意思がはつきりいたしますれば、

ますのであります。が、提案者も又一応自治庁にも考えてくれといふような御意向のようでありますので、多少只今せんでしたときの衆議院修正を考えましたのは私なんでありまして、私はこりまして、この前に参議院を通過しまから、あの修正を衆議院においていたしまして、これは通らなかつたのであります。で、私は、通さないという考え方にも理由があるし、通すという考え方にも、どちらにも理由があるようになります。そこで、この取ること身體は、まあ全体として非常にボーダーライン・ケースであると思う。それを私がなぜ取るべきであると考えたかと申しますと、このほうの場合には、負担をするのは自治団体といふ小さな世帯である。こうして、それに沿つて今後税を取るということになると、利益を受けるものは自らが違うものでありますから、そういう観点から見て、私は取るべきものと取らざるべきものとをきめるのがいいと、こういう考え方をしておつたわけになります。これにも直接本来の事業の用に供するという表現になつておるのであります。この字にどれが当るかどれが当らないかなど、いろいろな解釈をして行けば、今私が解釈した考え方と違った結果が出て来る。私の考えておりました場合には、従つて許されますならば、

そういうようすに私は政令を持つて行きたいと自分では考へておるのであります。が、これはその当該固定資産の施設が、或る市町村に対しまして、それによつて当該の自治団体が相当大きないろいろな意味のマイナス負担をしておる。そうしてそれに対し何にも報いられるところがないというものがある。その一番顯著な例は私はむしろ発電所施設であると、こういうふうに考えます。あれは作りますときには、当該市町村において、かなり利益を受けているのであります。できしませんと、番人を置いていつて、何にも地元にない。そのため耕地を潰してあとに非常にマイナスを残す。こういうもののをたま／＼それを国が持つていると、いう理由で税が取れないということは、非常に地元においてお困りになります。これは見合せて置くべきものでない。そういう観点と、同じような発電所施設が会社のものである場合には、すぐ隣の村にあつても、これは厖大な税収になつてゐる。そうすると、國のものである場合にはマイナスは背負つてプラスは何にもない。会社のものである場合はプラスが非常に大きくなる。そういう意味において不均衡も出て来て、むしろ私はこの考え方をいたしましたときには、そういうものを頭に置いて、どうしたらばそういうものが力バーできるようになるかという意味において表現を考えたら、こういうよな形の字句になつたのだと、私はそのときは了解をしております。勿論今度は私が関係しておつて修正になつたわけではありませんから、提案者に別に御意回があれば、そのように勿論政府としてはせざるを得ないわけであります

が、むしろ私は、ですからしてこの問題をよく御議論下さるならば、そういうような観点から御議論下さるなつ

うと、」ういう段階であるのであります。

ている。あなたの御意見と私の意見は
同じだと思ふけれども、三の後輩感な

場合と、附加価値税に切り替わる場合

の考え方だというようには考えつつあ

うような観点から御議論下さるならば、少くとも税本来の理論からいつてはどうか知りませんが、現実の事態たゞチする結論というものが出て来るのではないかと、私は実は考へておるわけであります。

○秋山長造君 そうすると、税務部長の御見解は発電・変電施設と言つても、その直接の施設とそれから建物、土地というようなものは、みんな分けて考えておられるわけですね、分けておられるのですね。これが納得が行かない。

がら、どうも附加価値税は一級の了解を得られないので、一年延ばした。而もただ単に一年延ばしたのみでなく、單なる益處原則と殆んど一致するところのこの事業税に変えて行つたということころに、私は今日この地方税が混乱し始めた初まりがあると、私がようと思

と全体としての、国全体としての収入、支出の問題は別にいたしまして、個々の人たちの負担関係を見て行きまして、或る特殊の人たちが利益をされず、他の特殊の人たちは不利益をされるという形になつて、極く大きづばに申しますと、事業税より附加価値税にすることによつて、事業者が利益をさ

るのであります。従つて今の私の気持では、あの庶民原則に基いた立て方というものは正しいと考えつつも、そういう面において、これを実施する場合には相当の顧慮というものを加えて行かなければならぬと、少くとも現実社会の税制の改革というものに、余りに混乱を大きく起すといけないことに

をやはりこの政令の内容というものの、国会においてはつきりしておかないところ、それは全然さつきの小林さんのお話のように、白紙で委任するということは、ちょっと問題があとに残るのじゃないかと思うのです。例えば電気所

○堀末治君 私いろ／＼先ほどから御
議論を聞いておるのであります、私
これは長官に一つお尋ねするが、大体
こういう問題の出るのは、私この地方
税の改正の当初に当つて、シャウブ勸
告によつて盛られたいわゆる應能原則
と、応益原則、この二つを立て、こ

うのであります。従つていろんな議論
が出て参りますが、その議論の細かい
ことは別といたしまして、如何でござ
いますか、長官、あの当時あなたもあ
るの賛成討論をなされた中には、恐らく
要するに益益原則ということを支持
し、なお又それには附加価値税という

それで、工業者、殊に細密の工業者といふものは、非常にまあ負担が重くかかる。こういうように考えられる。そういたしますと、産業政策というものの考え方からもう一つ考えてみると、果してそういうことのほうが適當であるか、どうだらうかということも一つま

○堀末治君 それで今も長官のお話がございましたが、あなたもやはり今お詫の通り、応益原則を謳めている。どうしても私は地方税というものからいえば、これは応能原則ばかりでない、心益原則をどうともとり入れること

ので、国鉄の操車場なり何かありますて、何百軒といふ社宅があつて、そこに電気を引くために、変電所がある場合の変電所、それから今の東海道線から山陽線にかけて、どん／＼電化をやつしている。その汽車を電気で動かすために必要な変電所がある、そういう場合ははどうなるか。やはりそこは使いわけをおやりになるのですか。

の税法が組立てられたのであります。私どもはその当時、その説明を詳しく聞いて、成るべく地方税といふものには、今まで日本はすべて応能原則であつたのを、地方税といふものの建前から言えども、どうしても応益原則が立てられなければならない、こういうところから附加価値税が考えられ、同時に固定資産税も或る程度応益原則を含め勧告を受けた。そして私どもは付加

○國務大臣(塚田十一郎君) これは只
々 委員長から御指摘のように、私もあ
るのときには賛成討論に立つたのであり
ますし、そうして私は賛成討論の最後
に、税というものは、何でも新税とい
ふべきは誤解である、としよ國民さ
うす。

あ考えられて、かなりこれはあの附加
価値税の根本の原則は是認しなければ
ならないにしても、そういう面の調整
がかかるのじやないか。殊に今後全体と
して考えるときには、或る一つの税か
ら他の税に切り変わるときに、この切
り変わる際の変動というものがあるわ
けであります。今までの税で行けば、
千の業種は年々これくらいの負担で済
むおつことが、別の加重に及ぶこ

心益原則をどうしてもとり入れることが本當だし、是非そうせねばならない。そこでそこ初めて地方自治というものは、要するにいわゆる税の面から確立されるものだと、私はかように今も思つてるのでございます。丁度もお話をございましたが、本年の春にと思いますが、丁度本多さんが長官とななさつておったときに、自治庁の諸君も非常な苦心をして、今の附加価値

ところ、私細かくは考えていませんが、
発、変電施設というのにはやはり一体的に
に考えて行くべきじやないか、償却資
産の場合は、建物は別です。そういう
ふうに私は考えております。で、個々
の細かい問題につきましては時間がご
ざいませんので、細かい折衝はまだい
たしておりません。従つて政令案とい
うものはまだ実はでき上つていなく
し、政令案に盛るべき実体をどういう
ふうにしたらいいか、早く国鉄と相談
をして、そうしてその限界点をきめよ

ものに恩恵を蒙って、それは国民にならないまじまないからだ。従つて新らしい税は国民になじんで、本当にいい改革であつたということになるであろう、このことで結論を結んだことを覚えている。併しながら附加価値税の場合には、その後、民間の反対の意見も聞こえておりまして、若干考え方方が變つて居るのであります。それは理論的に考え方方が變つたというよりも、日本の現状というのに果してあれがマッチしないかどうということについて、かなりまあ考え方方が變つて来ました。そ

業種の負担の増加というものが、事実を継続してやつて行けない程度の負担になるということになると、理屈的には幾らかいうことが考えられても、実際の日本の税制として直ぐはとり入れられない、いろ／＼の観點からして、やはり延ばして行つた方がいいだろう、その間に事業税と附帯税の一体的の案といふものが、治庁で考えられたということも聞いておりますので、そういうことも一つ

も非常に苦心をして、今の附加価値税を、いわゆる応益原則を盛つたいわ
かる事業税の改正が閣議で決定になつた。ところが丁度私もその席におつた
でございますが、それは丁度地方行
制度調査会で或る方面からの反対が
つた。たつた一つの反対で、翌日にな
りましたら、それを本多長官が撤回
された。私はこれは非常に遺憾に思
う。どうしても折角いわゆるシャウプ
告によつていわゆる応能・応益とい
う二本の柱がきめられたんですから、
うしてもそれによつて税制が改正さ
ているんだから、どうしてもこれを

税制の中に盛らんことは、あらゆる方面に矛盾が出て来る。殊に今、固定資産税のこときも、どうしても業種に応益原則が多分に盛られている。然るにもかかわらず、原則は逃げないが、逃げない証拠に今以て税法には附加価値税は施行されませんけれども、そこで、折角自治厅の当局がいわゆる応益原則を何とかして税法に盛りたいといふので、本年の春事業税の改正が行われた。折角やつておりますながら、ただ一片の或る方面的反対に腰が砕けて、翌日は直ぐ撤回したということに對して、私は非常に遺憾に思つてゐるのであります。如何ですか長官、あなたの時代に、せめてこの春出た事業税だけでも附加価値税を盛るというようなお考へはございませんですか。

ら、今この教科書事業のごときもこういう問題が出て来る。私はいわゆる地方自治を確立して行くことのためには、こういう事業は地方税として何ら助長する必要はないと思う。従つて、要するにこういう問題は、ひとりこういう教科書ばかりでなくたくさんある。一番初めにやつた当時、私ども猛烈に反対したのですが、到頭押切られたのは新聞事業であります。新聞でも事業には関係ない。文化事業だとは言いますけれども、然らば或る仕事で文化に寄与しないものはないかと言つても、恐らく文化に寄与しない仕事というものは繁昌するためしがございません。確かに文化に寄与するものであつてこそその仕事に永遠の生命があり又繁昌するものだと、こう思つて自分の事業を営んでいる。それを考えるに、新聞だけが文化に寄与するからと、ういうので、我々は酒の商売ですが、酒の商売といふものはなくともかまわないといふことははどうしてもならないと思う。恐らく飲む人から見ると、とにかく新聞はなくても酒はなくては暮せない人がたくさんあると思う。（笑声）そういうことで考えて行きますと、どうしても事業税、教科書の事業税だけやれといふことはないと思う。それから今の固定資産税でも、先ほど長官のお話をございました通り、一体なぜ鉄道からとらない。今の発電所のごとき、これらも私ども猛烈に反対したのですが、当時押切られてしまつた。これらは先ほど小林委員からお話をありました通り、民間事業なるが故に固定資産税をとつてぬけ／＼とやつている。一方は鉄道のものだから税金を取られない。今あなたもお話になつた、さ

よなことで、そういう矛盾がたくさん出て来ることですから、私は地方税の中には応益原則というものは地方自治の確立のために必要だという大骨を入れた以上は、どこまでもこの大骨を通して行けば、こういう議論がせられて、恐らく先ほど皆さんから出たような混乱したことが出ないと思う。その大骨がはつきりしないで、それをぐらつかせて附加価値税なんかの棒かなんか延ばして、そうして枝葉末節の末端ばかりいじくるものだから、甚だ失礼でございますけれども、衆議院のほうは成るべく不均衡を是正するとおつしやっていますけれども、これは不均衡の是正にはならない。一つやると必ず一つ、次から次へと……。毎年不均衡を是正しているといつていますけれども、必ず今言つた通り毎年出ている。そういうようなことは何から出るかと申せば、いわゆる大骨の本当の大筋を投げておいて、末端のものをいじくるから、こういうことになる。今地方行政制度の根本的の改正をするのだと宣言しておりますけれども、恐らく私たちはどういう改正が成るか知りませんが、私はこの大骨をしつかり入れて、その大骨を入れた上で、その上に税法を築いて行かなければ、それこそ砂上の楼閣といふか、問題にならないと思う。いつまで行つても問題にならない。さようなことで、私はどうしても国會のすることはだから仕方ございませんといふような答弁が出ますけれども、私はそれでは本当に政府としてはあまり筋がなき過ぎる。徹頭徹

尾、折角そういうのを取り入れたのですから、その趣旨に反することであつたら、如何に衆議院の修正でも賛成されないという態度を取つて頂くと、参議院としては非常にやり易い。けれども今言つた通り、衆議院が頭で多くやつたのだから、もう仕方がないというふうになつて来ると、これはその結果になると、今度は参議院に又やらせなければならない。やらせるのを政府が黙つて横におつて見て、いられるということでは、参議院も甚だ迷惑なんあります、この点についても、一つ長官、あなたは税法は特に明るいのですから、はつきりとあなたの肚をきめて御答弁願えませんか。

個人としての意見としてお聞き願うなら、お聞き願わなければなりません。この機会には意見を申上げることは成るべく御勘弁を願つて、皆さんがたで御審議願いたいと思います。

○ 堀米治君 もう一つお尋ねいたしましたが、今の自動車税の問題です。いわゆる鉄道の經營している自動車は何も地方税を取られない。そうして今言われた通り、私企業だけは税金を取られる。事業税は取られるが、自動車税は取られない、こういう矛盾を孕んでいます。それですから、いわゆる地方のバスなどを営む業者になつてみると、そうして鉄道と、要するにバスと競争させられない、こういうことは本当に矛盾の上の矛盾だと思うのです。私は今言われた通り、むしろ鉄道のことは直接事業の用に供さないものなどというが、事業の用に供するものから先に取るのが本當だと思う。この前も或る人と議論したのですが、そうすれば鉄道運賃は高くなる、高くなるけれども、それは今言われた通り、何らかの方法では正する方法も私は考へられると思う。当然事業として営む以上は、私企業は税金を出せ、公企業は税金を出しな、それですから邊たら失礼ですが公企業の經營がルーズになる。必ずルーズになつて、鉄道のほうでしたら〇・五ヶ月の夏季手当出せということがあります。民間の私企業なんて出していません、出せない状況なんですね。そういうようなことですから、私はむしろ固定資産税なども当然言われた通り全部取るべきだ、かように思つていていますが、大臣は如何ですか、全部お取りになつては如何ですか。

○國務大臣(塙田十一郎君) これは考え方としては私も堀委員の考え方と全く同じであります。ただ、今まで取らなかつたのでありますし、そして取らないという考え方にも一応の理由がありますので、今度の修正案に出ている線は、その妥協の線であると私は了解している。従つてその妥協の線をどこで引くかというのを、抽象的な表現でその本来の事業の用に供する、こういう工合に表現が出て来たのであります。この表現が、先ほど私がちょっと申上げましたように、この表現では法制度あたりの御意見でも発電所の場合には償却資産は入らない、土地建物に入るという考え方であるということを実は前部長から初めて聞きました。

○若木勝蔵君 私、衆議院の修正について、それでは僕が感じておつたものと

大分違うということをちょっと申上げたよくなわけであります。

○若木勝蔵君 私、衆議院の修正について、その一つは、府県税の方面の自動車税の法律等の改正ですな、これは説明書のほうにありましたか、特に観光バスでない普通のバスですが、普通のバスは六割か上げて、それから小型のハイヤーのようなものは四割とか、こ

ういうふうなことで、まあ業者から見れば、これは不均衡でないかというよう考へもあるらしいのですが、一般に大型のバスでどんくやつてあるようですが、これは衆議院ではどういうふうにお考へになつていますか。

○衆議院議員(床次徳二君) 自動車税

の引上げに対しまして差等をつけましたことに対しましては、いろいろ車の実態から見まして、税率力とそれから又値上げの影響等を考慮いたしまして、まあ大体こういう数字がいいので

はないか、大体の目標といたしまして五割の値上の財源を確保する、その範囲内で以て均衡をつけようというふうに扱つたわけであります。大分この前

政府がきめましたときと比べまして、車の形式も変つております。収容能力等も相当差があるのであります。又今

日の営業の実態等から見ましても、こ

の程度の差をつけることは容易ではないかといふうに考へられたのであります。なお多少この中に政府が予想し

た以上に加えられておりますのは、こ

れは、従来地方税の徴収の面からいつ

ります。積雪地における考慮をいたしたのであ

ります。積雪地におきまして、自動車

の運行のできないものに対しまして、随分無理があるということをかね

がねその地方からも強い要望があつた

のであります。自動車の運行のでき

ないものにつきましては、その運行の

停止しております期間、一応二、三

年になりますけれども、実際の負担いたし

ます場合におきましては、それはほど

大きな増額にはなつていなし。比率

は、大体バスと似たような、トラックは

四割になつております。バスは六割と

表面は現われておりますが、実質的

にはそれほど大きな差がないのじやな

いかといふ見通しの下に行なつたので

あります。ただ鋼光貸切のバスだけ

は、これは特別に見ておりますが、こ

れは税率力と、負担のはね返りの立場

からいきまして、これは余裕があるだ

けをとつておつたという実情であり

ましたので、これはこの際一つ是正し

たらどうかという考へを入れたのであ

ります。併し他のほうに影響を与えた

りませんが、比較的他のものに比べ

ますれば余裕があるのだろうというこ

とで、観光バスには多くしたわけでございます。

○衆議院議員(床次徳二君) 自動車税

の引上げに対しまして差等をつけましたことに対しましては、いろく車の実態から見まして、税率力とそれから又値上げの影響等を考慮いたしまして、まあ大体こういう数字がいいので

はないか、大体の目標といたしまして五割の値上の財源を確保する、その範囲内で以て均衡をつけようというふうに扱つたわけであります。大分この前

政府がきめましたときと比べまして、車の形式も変つております。収容能力等も相当差があるのであります。又今

日の営業の実態等から見ましても、こ

の程度の差をつけることは容易ではないかといふうに考へられたのであります。なお多少この中に政府が予想し

た以上に加えられておりますのは、こ

れは、従来地方税の徴収の面からいつ

ります。積雪地における考慮をいたしたのであ

ります。積雪地におきまして、自動車

の運行のできないものに対しまして、随分無理があるということをかね

がねその地方からも強い要望があつた

のであります。自動車の運行のでき

ないものにつきましては、その運行の

停止しております期間、一応二、三

年になりますけれども、実際の負担いたし

ます場合におきましては、それはほど

大きな増額にはなつていなし。比率

は、大体バスと似たような、トラックは

四割になつております。バスは六割と

表面は現われておりますが、実質的

にはそれほど大きな差がないのじやな

いかといふ見通しの下に行なつたので

あります。ただ鋼光貸切のバスだけ

は、これは特別に見ておりますが、こ

れは税率力と、負担のはね返りの立場

からいきまして、これは余裕があるだ

けをとつておつたという実情であり

ましたので、これはこの際一つ是正し

たらどうかという考へを入れたのであ

ります。併し他のほうに影響を与えた

りませんが、比較的他のものに比べ

ますれば余裕があるのだろうというこ

とで、観光バスには多くしたわけでございます。

○衆議院議員(床次徳二君) 自動車税

の引上げに対しまして差等をつけましたことに対しましては、いろく車の実態から見まして、税率力とそれから又値上げの影響等を考慮いたしまして、まあ大体こういう数字がいいので

はないか、大体の目標といたしまして五割の値上の財源を確保する、その範囲内で以て均衡をつけようというふうに扱つたわけであります。大分この前

政府がきめましたときと比べまして、車の形式も変つております。収容能力等も相当差があるのであります。又今

日の営業の実態等から見ましても、こ

の程度の差をつけることは容易ではないかといふうに考へられたのであります。なお多少この中に政府が予想し

た以上に加えられておりますのは、こ

れは、従来地方税の徴収の面からいつ

ります。積雪地における考慮をいたしたのであ

ります。積雪地におきまして、自動車

の運行のできないものに対しまして、随分無理があるということをかね

がねその地方からも強い要望があつた

のであります。自動車の運行のでき

ないものにつきましては、その運行の

停止しております期間、一応二、三

年になりますけれども、実際の負担いたし

ます場合におきましては、それはほど

大きな増額にはなつていなし。比率

は、大体バスと似たような、トラックは

四割になつております。バスは六割と

表面は現われておりますが、実質的

にはそれほど大きな差がないのじやな

いかといふ見通しの下に行なつたので

あります。ただ鋼光貸切のバスだけ

は、これは特別に見ておりますが、こ

れは税率力と、負担のはね返りの立場

からいきまして、これは余裕があるだ

けをとつておつたという実情であり

ましたので、これはこの際一つ是正し

たらどうかという考へを入れたのであ

ります。併し他のほうに影響を与えた

りませんが、比較的他のものに比べ

ますれば余裕があるのだろうというこ

とで、観光バスには多くしたわけでございます。

○衆議院議員(床次徳二君) 自動車税

の引上げに対しまして差等をつけましたことに対しましては、いろく車の実態から見まして、税率力とそれから又値上げの影響等を考慮いたしまして、まあ大体こういう数字がいいので

はないか、大体の目標といたしまして五割の値上の財源を確保する、その範囲内で以て均衡をつけようというふうに扱つたわけであります。大分この前

政府がきめましたときと比べまして、車の形式も変つております。収容能力等も相当差があるのであります。又今

日の営業の実態等から見ましても、こ

の程度の差をつけることは容易ではないかといふうに考へられたのであります。なお多少この中に政府が予想し

た以上に加えられておりますのは、こ

れは、従来地方税の徴収の面からいつ

ります。積雪地における考慮をいたしたのであ

ります。積雪地におきまして、自動車

の運行のできないものに対しまして、随分無理があるということをかね

がねその地方からも強い要望があつた

のであります。自動車の運行のでき

ないものにつきましては、その運行の

停止しております期間、一応二、三

年になりますけれども、実際の負担いたし

ます場合におきましては、それはほど

大きな増額にはなつていなし。比率

は、大体バスと似たような、トラックは

四割になつております。バスは六割と

表面は現われておりますが、実質的

にはそれほど大きな差がないのじやな

いかといふ見通しの下に行なつたので

あります。ただ鋼光貸切のバスだけ

は、これは特別に見ておりますが、こ

れは税率力と、負担のはね返りの立場

からいきまして、これは余裕があるだ

けをとつておつたという実情であり

ましたので、これはこの際一つ是正し

たらどうかという考へを入れたのであ

ります。併し他のほうに影響を与えた

りませんが、比較的他のものに比べ

ますれば余裕があるのだろうというこ

とで、観光バスには多くしたわけでございます。

○衆議院議員(床次徳二君) 自動車税

の引上げに対しまして差等をつけましたことに対しましては、いろく車の実態から見まして、税率力とそれから又値上げの影響等を考慮いたしまして、まあ大体こういう数字がいいので

はないか、大体の目標といたしまして五割の値上の財源を確保する、その範囲内で以て均衡をつけようというふうに扱つたわけであります。大分この前

政府がきめましたときと比べまして、車の形式も変つております。収容能力等も相当差があるのであります。又今

日の営業の実態等から見ましても、こ

の程度の差をつけることは容易ではないかといふうに考へられたのであります。なお多少この中に政府が予想し

た以上に加えられておりますのは、こ

れは、従来地方税の徴収の面からいつ

ります。積雪地における考慮をいたしたのであ

ります。積雪地におきまして、自動車

の運行のできないものに対しまして、随分無理があるということをかね

がねその地方からも強い要望があつた

のであります。自動車の運行のでき

ないものにつきましては、その運行の

停止しております期間、一応二、三

年になりますけれども、実際の負担いたし

ます場合におきましては、それはほど

大きな増額にはなつていなし。比率

は、大体バスと似たような、トラックは

四割になつております。バスは六割と

表面は現われておりますが、実質的

にはそれほど大きな差がないのじやな

いかといふ見通しの下に行なつたので

あります。ただ鋼光貸切のバスだけ

は、これは特別に見ておりますが、こ

れは税率力と、負担のはね返りの立場

からいきまして、これは余裕があるだ

けをとつておつたという実情であり

ましたので、これはこの際一つ是正し

たらどうかという考へを入れたのであ

ります。併し他のほうに影響を与えた

りませんが、比較的他のものに比べ

ますれば余裕があるのだろうというこ

とで、観光バスには多くしたわけでございます。

○衆議院議員(床次徳二君) 自動車税

の引上げに対しまして差等をつけましたことに対しましては、いろく車の実態から見まして、税率力とそれから又値上げの影響等を考慮いたしまして、まあ大体こういう数字がいいので

はないか、大体の目標といたしまして五割の値上の財源を確保する、その範囲内で以て均衡をつけようというふうに扱つたわけであります。大分この前

政府がきめましたときと比べまして、車の形式も変つております。収容能力等も相当差があるのであります。又今

日の営業の実態等から見ましても、こ

の程度の差をつけることは容易ではないかといふうに考へられたのであります。なお多少この中に政府が予想し

た以上に加えられておりますのは、こ

れは、従来地方税の徴収の面からいつ

ります。積雪地における考慮をいたしたのであ

ります。積雪地におきまして、自動車

の運行のできないものに対しまして、随分無理があるということをかね

がねその地方からも強い要望があつた

のであります。自動車の運行のでき

ないものにつきましては、その運行の

停止しております期間、一応二、三

年になりますけれども、実際の負担いたし

ます場合におきましては、それはほど

大きな増額にはなつていなし。比率

は、大体バスと似たような、トラックは

四割になつております。バスは六割と

表面は現われておりますが、実質的

にはそれほど大きな差がないのじやな

いかといふ見通しの下に行なつたので

あります。ただ鋼光貸切のバスだけ

は、これは特別に見ておりますが、こ

れは税率力と、負担のはね返りの立場

からいきまして、これは余裕があるだ

けをとつておつたという実情であり

ましたので、これはこの際一つ是正し

たらどうかという考へを入れたのであ

ります。併し他のほうに影響を与えた

りませんが、比較的他のものに比べ

ますれば余裕があるのだろうというこ

とで、観光バスには多くしたわけでございます。

○衆議院議員(床次徳二君) 自動車税

の引上げに対しまして差等をつけましたことに対しましては、いろく車の実態から見まして、税率力とそれから又値上げの影響等を考慮いたしまして、まあ大体こういう数字がいいので

はないか、大体の目標といたしまして五割の値上の財源を確保する、その範囲内で以て均衡をつけようというふうに扱つたわけであります。大分この前

政府がきめましたときと比べまして、車の形式も変つております。収容能力等も相当差があるのであります。又今

日の営業の実態等から見ましても、こ

の程度の差をつけることは容易ではないかといふうに考へられたのであります。なお多少この中に政府が予想し

た以上に加えられておりますのは、こ

れは、従来地方税の徴収の面からいつ</

違になりますから、ちょっとと問題を変えますが、例えば同じような考え方でありますと、今現在地方においては、県においても、市町村においても、観光事業というものに非常に力を入れておられます。外客の誘致は勿論ですが、国内のお客さんも誘致するのに躍起になっているわけなんです。ですから地方団体の実態から言いますと、自動車税なんかを少々上げて、そうしてそのための観光バスの費用が高くなつて、そうしてこのために来るべき観光客が減つていくというようなことよりも、とにかくそういう自動車税なんかの収入は少くとも、観光客が来てくれるはうが、地方としてはむしろいろいろな他の面でプラスになる点が多いのじやないかと思う。で、ホテルなんかについても、国際観光ホテルあたりに泊まる外人客については課税をしないということになつておる。同時にいろいろな手を考えて、観光客の誘致に躍起になつておられるわけなんですが、同じことは国内についても言えるのではないかと思うので、むしろ観光貸切バスの十五割値上といふようなことは、現在の地方の実情から考えますと暴挙じやないかと思うのですがね。そういう点を考えにならなかつたかどうか。

加をなしたというふうに私どもは考へておる。他の課税と均衡をとる意味においての課税である。ただお話しになりました外航船、航空機に対するもののは、全くその意味においては今までのものとは類が違つておる、これはお話を通りでありますて、これは全く今回の政府の予算に加えられました修正と同じような趣旨におきまして、やはり地方税においてもこれが現われております。他の修正の点は殆んどいわゆる均衡は正或いは両者間の調整をするといふ立場において殆んど行われておりますして、この二つだけがお話のように特別なものだということを考えておるの

して植竹議員がこの自動車の税金について委員外発言を申出ておられるのであります。許可いたして如何でござりますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

しまして、運輸省の中村自動車局長が
来ておいでになりますから、それに
関連して発言を許すことも認めてよう
ござりますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(能哲二君) 御異議がないもの
としまして、委員外発言を許すことにはござりません。

いたしまず
○委員外議員（植竹春彦君） お許しを
頂きました、運輸委員会を代表いたし
ましてお申入れ申上げたい件がござい
まして、自動車の件について申上げた

いと存じます。先ず運輸委員会で決定いたしました自動車税法につきましてから、簡潔な補足説明をさして頂ぎたいと存じます。

地方税法の一部を改正する法律
案に關する申入れ
昭和二十八年七月二十九日參議院
運輸委員長より同地方行政委員長宛
表記の件について七月二十九日開催
の運輸委員会において左記の通り要
望意見を決定いたしましたからよろ
しく御高配下さいますようにお願い
いたします。

記 地方税法第百四十七条の自動車税の改正は自動車運送の発達に支障を來す虞れがあると認めるので、税率を現行のまま据置かれるよう措置せられたい。

右要望する。

右の通りでござりますが、若干の補足説明をお耳に入れたいと存じます。

私たち運輸委員会のものといたしまして、考え方をみますと、第一に自動車税

につきましては、自動車の大半は、殆

など全部は奢侈品ではないといふうな考え方を持つております。いわゆる高

級車、贅沢な車と申しますと、零コン

一便ノ一千五百台が数が多いのでござ
います。只今貨物自動車、バス、乗用

車、特殊車、すべてを合計いたしますと七十五万台余ござります。そのうち

の僅か一%にも足りないのが高級車で

ありますので是非これは書修品としてではなく、お認め願いたいと存じます。

第二に、申上げたいのは、この自動車税を地方財源を確保しようとする目

的で取るということになりますると、結果してその目的通り取れるかどうかという点について、私たちの考えでは自動車の数は財政の豊かな六府県に集中しておりますので、比較的財政の乏しい地方県では徴収額が少いわけになりますので、これは右の目的には附かない。富裕県の多額の収入増にこそありますけれども、窮屈の財政に寄与することはむづかしいのではないか、かように考えております。

第三に、申上げたいのは、自動車に関する租税公課はいろいろにたくさんの重複いたしております。先ずガソリン税で取られます。それから自動車船税で取られます。そのほかに道路工事費受益者負担金を取られております。又車両税で道路損傷負担金を出し、その上に道路工事寄付金まで取られております。その金額なども全部計算してございますが、お忙しいところでござりますから、省略させて頂きます。

第四番に、申上げたいのは、是非自動車なるものを固定的な資産としてではなく、償却資産として是非お考え願いたい。これは高度の消耗機械で、非常に早く痛むのは御存じの通りでございますので、是非ともこれは償却資産とみなして、受益面は道路利用税として前述いたしましたたくさんいろいろな種類の公課負担を再検討いたして頂ければならぬ、甚だ仕合せに存する次第でございます。

最後に、これは他の税金に関連いたしまして申上げますことは甚だ不本意でございますが、附け足して申上げますと、自動車税の増額の御趣意でございますが、どうも自動車というものはないでございます。

我々の産業の基盤であり且つ又国民生活の基盤であります。こういつたようなものに對しまして、自動車税が定額税として確実な税源であるから自動車に税金をかけてやろうといつたような御方針に対しまして、何とかもう一遍この際再検討願いたいと思ひます。又この自動車の数は年々どんどんど殖えております關係上、むしろ減税こそして頂きたい、かように考へるわけでございますが、他の税金のことを申上げますと恐縮なんありますが、例えば遊興飲食税とか入場税と申しますと、どつちかと言えば、非生産的な税金で、反面この自動車のはうは生産的な品物である、そのものに對しましてはむしろ減税して頂くのが大変妥当のように思われます。この遊興飲食税とか入場税は、まあ徵稅を確保する御趣旨から半額に減稅されたよう承わつておりますが、これは何とか自動車につきましては、右申上げましたような數々の

ことを御考慮願いたいと存じます。
なお、私から申上げます説明はこれ
で終りといたしますが、時間にお許し
を得ますれば、只今自動車局長が参つ

ておりますので、運輸省の立場からの簡単な意見をお聞取り願いますれば、仕合せに存じます。どうも有難うございました。

○理事(館哲一君) この際お詰りいた

しまさか、セミ大体意味はわかったと思ひますからいいと思ひますが、この祭でお詰りいたしますが、一時速記

をとめて御鑑識をしたいと思ひます

○若木勝藏君 質問はどうなるのです
か。もう打切りなんですか。

○理事(館哲二君) まだ打切つておりません。

○若木勝蔵君 稅務部長さんに伺いますが、さつきちよつと中断されたので、それきりになつたのであります。が、私は確認したい。今度の改正の法律で、いわゆる第一方式にとられておつた在來の百分の十八、それから制限税率の百分の二十というものは、これは撤廃されるのかどうか、この点はつきりして頂きたい。

○政府委員(後藤博君) 標準税率の八%は税法の上からはずしまして、平衡交付金法のほうに明確にいたしておられます。それから制限税率の二〇%は撤廃いたします。

〔理事館哲二君退席、理事石村幸作君着席〕

○若木勝蔵君 そうしますと、私のここにあるところの資料で以て考えてみると、第一方式でやる場合にどこまで行けるかということを、個人の収入について大変はつきりしたものが出ておりりますので、その点を申上げます。

これは給与收入が四十二万六百四十円である人、その他のいろいろな収入とか差引をやつて結局所得税額が八万七千円、こうなる。それからそれによつて更に計算してみると、課税所得金額は三十三万二千八十二円となつておる。これで以てこれを基礎にして地方税の課税がどういうふうに取扱得る、百分の十という限度まで行けば……。ところが第一方式で行くと

いうと一万五千六百六十八円で行けます。こうしますというと一万一千円の差が出て来るのでです。明らかにこれはあれを撤廃するといふ、こういうふうな課税ができるといふことの基礎になりました。従つて私はあなたが先ほど来て、取りして頂きたい。

○政府委員(後藤博君) 標準税率の一八%は税法の上からはずしまして、平

衡交付金法のほうに明確にいたしてお

られます。それから制限税率の二〇%は

撤廃いたします。

○政府委員(後藤博君) 私もその書類

式がどうもよくわからんのであります。

○政府委員(後藤博君) 私もその書類

かということは、一般的の部面にも、それから議会の方々にも抽象的で不明確なのであります。逆に計算をして参りました場合、第二方式に今度改正をいたしました場合、第二方式制度、単純累進制度等いろいろございます。一般に多いのは超過累進制度であります。

○政府委員(後藤博君) 札幌の例は八%だつたかどうか私は知りませんが、仮に十八%といたしますと、十九%に上げて、オプション・ツー、第二方式のほうに持つてございます。それが第一方式に今度改正をいたしました場合には、一体負担関係はどういふふうになるか、こういう比較を以て増収を図ることができる。こういう結論になるのではないかと思つて頂いたのですが、この点についての御答弁を願い

ます。私がたび々申上げますように、私がたび々申上げたわけであります。その結果申上げたわけではあります。その結果申上げたわけではありません。立川においては二三%に相当するようないふうになりますれば、いよいよこのいわゆる百分の十八、或いは百分の二三%乃至二五%というふうな合

算がかかる、負担がかかる、こうしたことになります。それを改正いたしますので、二%にして、そうしてやるかも知れません。そういうふうが私は合理的ではないか、こういうことを考えたわけであります。

○政府委員(後藤博君) だから二一%にすることはできる、相違ないです。

もいろいろありますが、大体物品を売つてついでに引換券をやるという場合には、大体該当ないのであります。

○松澤兼人君 併しそれをどういうふうにして都条例できめるわけなんですか。都条例できめる場合に、あとで何かこういう場合は課税をしてはいけない

の五割引きしたところの価格を税込み料金と考えておるわけであります。従いましてまるけるまけないの問題では二割引とか三割引という問題は、入场料についての問題であつて、税については影響ない、こう、いうふうに考えます。

のを使う。こういうような規定にした
わけであります。

○松澤義人君 そうしますと、新聞報道が例えば五十万枚或いは百万枚といふような引換券を出して、それを持つて来たときに、どこかで入場券に引換されるという場合は課税にならないのですか。

○松澤兼人君 王冠であるからはたら
かないので、何であればよまたらくの
券引換券の規定ははたらきません。該
当しません。

○説明員(柴田謹君) その場合は入場
券引換券の規定ははたらきません。該
当しません。

い、こうした場合は引換券を出す場合に課税すべきでないという指導をなさるのですか。

券を発行した場合、その入場券引換券を発行したときに入場税をとれということを書いてあるわけです。それは入場券引換券といつもの入場券と同じ価格で売る、売った場合を予想しておるのであつて、そういうことが入場税込みの料金をとつておらないということが明白である場合は外せ、こういう指導をするつもりでおります。それが道府県の条例で定める場合という場合に該当するよう考へておられます。

○松澤兼人君 そういたしますと、そういう場合、今僕が言つたような場合、売出しをして、それから引換券を出す。その引換券を持つて行つたら二割引、五割引といったような料金を払はざえすれば映画が見られる。こういった場合に、その引換券に対しても、この改正法律にありますそれを交付する場合に、入場税を徴収するというその規定に該当するわけですか。

○説明員(柴田謙君) さような場合は大体該当しないと思います。

○松澤兼人君 どういうわけで該当しないのですか。

○説明員(柴田謙君) それは入場券引換券を売るわけじやないわけなんですが

○説明員(柴田謙君) 入場券引換券が入場券と同じ効果を持つ場合、その場合には入場券引換券を売る場合に入場税もとれる。こういう規定であります。

○松澤兼人君 ですから前売り券みたいなものは、これは入場券とはつきりわかつておる。それから引換券を持つて行けばまるく百円の映画というものが見られる。或いはその切符に引換えるという場合には、その引換券に対して税金をかけると、こういうわけです

りまして、入場券引換券を売る場合に
おきましては、この八十四条の規定にて
よりまして公給された票券を使わなければ
ればならない。入場券引換券を発行する
場合に公給票券を使わなければなら
ない。従つてその引換券を売った場合に
には税金をとつて頂く。併しながらお
説のような場合におきましては、大体公
給においてはそれは売るのじやなしに、
無料で引換券等はやる場合が多いのじ
やないかと思います。そういう場合に
はこの規定に該当しない。従つて公給
票券も使わなくてよいし、入場税もと
りようがないということにならうかと
思います。

か。王冠であつても、紙であつても、キヤラメルの中に入つてゐる引換券でも、そういうものに対しても全然適用しないのですか。

○ 説明員(柴田謙君) ここに書いてありますように「きつぶその他の物」と書いてあります。従いまして大体は紙を予想しております。ということは、前売券と同じような形において使用されるものということを予想しているのであります。只今お説のようなことはその辺によくある例でありまして、何か売つた景品を持つて来れば安く売られ、その場合は入場する場合に窓口で成規の入場券に引換るわけであります。その際に十分徵収が確保できるので、そ

○松澤兼人君 そうすると、例えば二割引、五割引というときには、入場税は結局誰が負担するか。百円のものな

す。ここで考えておりまることは、入場券引換券という名目で入場券を売つたのと同じような行為が行われておるか

○説明員(柴田謙君) 説明がまずうございまして御了解頂けないのでですが、大体入場券引換券というものを無料で

二十万枚を新聞の折込みで出した。そういう場合には適用がないわけですね。それを持つて映画館なら映画館に

れまでもきちんとときめておく必要はないと
思います。従つてこういう法律の規定には該当しないと思います。

二割引では八十円、半額なら五十円、こういう約束をしているとすれば、誰が百円に対する入場税というも

ら、それをその場合においては入場券を又入場券と引換えるわけです。引換える行為があるべきなんですか。

やる場合、無料でやつてその無料でもらつた入場券引換券を持つて来た場合には、正規の入場券と換える。正規の

行く、そうすると百円なら百円という
ものの切符に換えてくれるわけです
ね。そのときから入場税という問題

○松澤兼人君　そうしますと、この引換券それ自身百円とか何円とか標準があるので、こういう場合は勿論その引

○説明員(柴田謙君) いろいろな場合があると思いますが、特定のものに対

す。ところが事実はない。そこで折角の票券公給制度を設けて、そして入場税の確保を図つておりますけれども、

入場券を売るわけです。売る場合に二割引とか三割引ということがあるわけですが、そういう場合には大体公給票

か、今まで現行法と同じような恰好で、どつかでスタンプを押したものか
或いは公給票券か何かの形のようなも

して特に割引を行うという場合におきましては、税率は標準料金に対する五〇%でありまして、税率について特に変動はございません。一般的の標準を変えて、例えばこの映画については五割引だといったような場合には、そ

さような手段によつてはやすくとそ
れが抜けられる。そういつた場合が起
りますので、それを防ぐ申します
か、そういうつたものを、そういう方途
が講じられないよう、そういう場合
は入場券引換券についても公給したも

券を使うことを要しない場合と考えて頂きたいと思います。入場券引換券を前売り券と同じような恰好で売る場合は、この場合は公給票券を使ってもう、こういうことになるかと思いま

(了)の説明員(柴田謹君) もうなことに
なると思います。

(証券取引業者) 金が提示され
いるかいないかということは問わない
のであります。でありますけれども、
入場券と入場券の前売券といつたよ
うなものと同じような形で販賣される場
合、そういう場合を考えておるわけで
あります。

○松澤兼人君 もう少し具体的なことなんですが、例えば新聞社が映画鑑賞会なんかをやる、招待状を出す、こういう場合、勿論映画館の前で引換えてやるという場合ですね、課税になるんですか。

折角の票券公給制度というものは根底から崩れてしまうわけであります。それを崩れないようにしてようというのがこの本改正案の趣旨であります。従いまして無料の全然ただで新聞紙などに折込んで配る引換券までも捉えようとおるわけではありません。

変なものをもらつたり、検印を受けること自体が非常に厄介で、それに又引換券を向うでくれるということになつて、どちらも非常に費用がかかる。それで幾らも増徴にならないということでは、事務のほうからいつて非常に困るだらうということを非常に心配して

それを営業とするものに対して、申請により税を免除することができるというふうなことを地方の条例でもつて……たとえ一般的に今度税が軽減されても、こういう条例が認められるかどうか、この点について見解を表明してもらいたい。

て、ろく／＼何やらわけもわからんうちに討論をやることはできない。だから若干の時間休憩してもらいたい。
○委員長（内村清次君） それでは七時半まで休憩いたします。

○松澤兼人君 普通、そうすると、新聞配達店なんかで、その紙を拡張するために出しておるようなものは、これでは課税になりませんか。

○説明員(柴田謹君) 通常それは無料でありますので該当しません。

○松澤兼人君 その紙自身が無料で配付される場合には、それを持って行つて入場券に引換えるものであつても、その紙自身がただであれば、それに課税されない……。

○説明員(柴田謹君) そうであります。

○松澤兼人君 そうすると、現行と、この改正法とで特に違つておるところはどういうところですか。

○説明員(柴田謹君) 通常入場券そのものは前売するというのが、現在の通常のやり方であります。その場合は入场券そのものでありますから、公給された票券を使っておるわけです。ところで最近、その前売りする入場券と更に引換える券を発行いたしまして、そうしてそれを発行する際に、その券を入場券と同じ値段で売るわけであります。従いまして、その前売引換券と入場券とか引換えられます場合においては、代価の授受がないという場合が出て來たわけであります。そういたしまとすと、それがフルに活用されますと、

○松澤兼人君 こういうふうな規定を抱えて、これが若し現場においていろいろ問題を起した場合、課長がおつしやるようにはつきりと金銭売買の対象になるというようなものは勿論、この改正法の趣意に従つてその引換券を地方団体から交付を受けるその場合に入場税を払わなければならない。併しながら実際に金銭の授受がない。結局映画館なら映画館の前、或いは公会堂の前へ行つて引換えるということはございませんか。

○説明員(柴田謙君) 大体その通りであります。

○松澤兼人君 大体というのは全部そうですか。そう違つて来るところがあるのですか。

○説明員(柴田謙君) こつちの言い方が悪いのか……。

○松澤兼人君 こつちの言い方が悪いのか……。

○説明員(柴田謙君) 私の言い方が悪いのでありますて、お説の通りであると思います。

○松澤兼人君 もう余り長くはございませんが、これは非常に新聞社あたりはこのことを心配しまして、若しそういうことになつたら、いわゆる引換券というものをどこで交付することになるか、今でさえもあれを検印ですが、

いるのですが、そういう空から撒くような引換券だと或いは折込みにして出す引換券であるというものは、全然今までと同じことですか。幾ら出しても構わない……。

○説明員(柴田謙君) お説の通りであります。ただ規定の書き方が若干法制の技術面から読みにくいや形になつておられますので、お説のよな誤解と申しますか、疑問が起るのじやないかと思ひます。運用にあたりましてはいろいろおつしやいました趣旨の通り大体(笑聲、「大体が好きだな」と呼ぶ者あり)、その通り行くわけであります。

○松澤兼人君 大体了承いたしました。

○説明員(柴田謙君) 行過ぎにならないよう指導して行きたいと考えております。

○理事(石村幸作君) 連記を止めて。

午後六時五十七分速記中止

午後七時十二分速記開始

○委員長(内村清次君) 速記を始めて下さい。

〔理事石村幸作君退席、委員長着席〕

○若木勝蔵君 政府のほうにお伺いいたしますが、あん摩、はり、きゅう、

○政府委員(後藤博君) あん摩、はり、きゆう等につきまして、府県によつて免税の特別の条例を作つておるところがあるということであります。そういう場合には今度軽減いたしましたが、でも、やはり依然として私は免除の条例を続けるべきだとかように考えております。

○堀末治君 質疑も大体つきたようでありますから、この辺で質疑を打ちつて討論採決に入る動議を出します。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(内村清次君) 只今堀君から質疑打切りの動議が出ていますが御異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○委員長(内村清次君) 速記をとめて下さり。

〔速記中止〕

○委員長(内村清次君) それでは速記を始めて下さい。

それでは他に御発言もないようでござりますから、これで質疑は終つたものと認めてよろしくござりますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(内村清次君) そのように決定をいたします。

○秋山長造君 ちよつと休憩して頂きます。

たい。これほど込み入った面倒なこちやんちやしたものを見つつけられ

午後七時三十四分開会
○委員長(内村清次君) それでは休憩前に引続いて委員会を開いたします。
これより討論に入ります。御意見のおありの方はそれへ賛否を明らかにしてお述べを願います。なお修正意見がございましたら討論中にお述べを願います。
○館哲二君 地方税法の改正案が昨日本式にまあ始めるというような段取りでありますて、全体の検討はなお非常に不満足なのであります。従いまして十分な検討ができないのであります
が、先ほど来いろ／＼質疑があり、いろいろ聞いて見ますと、まあ大分こう満足のできない点も多々あるのでありますけれども、これができるだけ早く成立しないと、いろいろな点に支障があるという意味において私は賛成の意を表するのですが、ただ二点だけについて修正をしたいと思うのであります。修正の点を挙げまして説明を加えたいと思うのであります。
地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。
第一百四十七条第一項第一号の改正規定中「一万六千円」を「一万四千円」に改める。
第六百二十条の改正規定の次に次のように加える。
第七百四十一條第三項第一号中

「含む。」を「含み、もつばらめん類食を提供する業で政令で定めるものを除く。」に改める。

第七百四十三条第二号の改正規定
中『及び私立学校法第六十四条第
四項の法人』を「私立学校法第六
十四条第四項の法人及び社会福祉法
人」に改め、『を』を『宗教法人』、
下に「社会福祉法人」を加え、『に改
める。

第七百四十四條の改正規定中「未帰還者給与法」の下に「未帰還者留守家族等援護法」を加える。

同条第三項に次の二号を加える。
十三 クリーニング業
十四 もつばらめん類食を提供する業で政令で定めるもの

別未帰還者給与法」の下に、「未帰還者留守家族等援護法」を加える。
こういう改正を加えたいと思うのであります。

第一の点は自動車税につきまして今度原案では平均五割の増税になつてゐるのであります。それが衆議院で各自動車の種類によつていろいろ課税の点

に高価を譲られたのであります。自家用車についてはまあ相当高く課税し、或いはバスにつきましても観光バスを租税力があるとして高くせられたというような意味において、まあいろいろ

いろ修正がされたのであります。大体の点について差支えないとは考えますけれども、トラックが四割の増税であるのに、一方観光バスを除く他のバスが六割の増税になつてゐるといふこと

であります。それで全体といたしまして、先づ私は緑風会の修正の点について、これは現在の地方税の課税から見まして不均衡である点が是正される点におきまして賛成の意を表するわけであります。更に衆議院の修正された部分につきましては、大分了承されるところの点も含んでおりますけれども、併し我々が考えたときに、いわゆる大衆の主食を提供するところのめん類業者の遊憩飲食税の軽減という点、並びに国鉄等に対するところの固定資産税の課税対象が不明確であるというような点、又当初政府の予算において十三億の利子補給を受けておつた外航船のものに対してそれが修正予算で百六十七億まではね上つた、こういう生まれた状態のこの外航船に対して、更に地方税について、この税率を軽減するというようなことに対しましては、衆議院の考え方に対して賛成するわけに行きません。そういう多くの不満を持つてるので、この衆議院の修正に對してはこれを承服するわけには行かないのです。更に又政府原案につきまして特に第三百十三条はこれは現行法よりも少額所得者に対するところの課税が非常に幅が広くなる、こういう虞れが十分あるということが明らかでありますので、この点に対しても賛成することができない。以上の観点から私は緑風会の修正案に対して賛成し、それから衆議院の送付案に対して反対するものであります。

院の修正案につきましても賛成いたしました。
政府原案の点につきましては先ほど質疑をいたしましたが、入場券等引換券につきましてはまだ明らかにならない点があり、非常に問題が残つております。しかし、若しこれを末端におきましてはど政府委員が答弁されました点を逸脱して、厳格に引換券等を発行のときに入場税を納めなければならないといふことになりますと、相当大きな問題があると考えます。従つて私はこの点は反対でありますし、なほ遊興飲食税の徴収義務者に対して担保を要求するということは、少くとも零細なものに対する考え方であります。明白なのは反対でありますし、帶納が度重なるというような場合でも担保を要求されるということで、これには大変なことになるとおもいがして、而も高級飲食店などにおきましては非常に会計経理の点におきまして、まあ専門家が雇われてやつておることで、むしろそういうところにおいて脱税の危険がある。併し極く零細な飲食業者などにおきましては、そういう経理の面におきましても不十分であるし、且又滞納等の点において若しもこれが問題になつて担保を要求せられるというようなことになれば、これは重大な問題であると考えるのであります。よしんは脱税したという事実があります。よしんは脱税したといふことによつたといつたとしても、成いは滞納したことになれば、これはまあいわゆる憲法で申します営業の自由とか或いは又

はこの財産権の問題とかいうことで、私は憲法違反の疑義があるのでないか、こういうように考えるのであります。政府原案については、ただにそこばかりではございません、他にも問題となる点があるのでございまして、そういう点が明らかにされず又一般市民、零細な国民に対する課税が重課されるというようなことを心配いたしまして、政府原案には反対いたします。

○委員長(内村清次君) 他に御意見又有りませんが、討論は終りましたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(内村清次君) 御異議ないとの認めます。

それではこれより採決に入ります。

地方税法の一部を改正する法律案について採決いたします。先ず討論中になりました館君の修正案を議題に供します。館君提出の修正案に賛成のお方の御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(内村清次君) 全会一致でござります。よつて館君提出の修正案は可決されました。

次に只今採決せられました館君の修正にかかる部分を除いて、衆議院送付にかかる地方税法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。修正部分を除いた衆議院送付案に賛成のおかたの御挙手を願います。

せられました。

なお本会議における委員長の口頭

報告の内容は、本院規則第百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の

内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとし、御承認願うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(内村清次君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附けることになつておりますから、本法案を可とせられるかたは順次御署名を願います。

多數意見者署名
愛知 捷一 石村 幸作
西郷吉之助 高橋進太郎
長谷山行毅 堀 未治
館 哲一 小林 武治
島村 重治
○委員長(内村清次君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れはないと認めます。

○委員長(内村清次君) 御異議ないと認めます。

それではこれを以つて散会いたします。

午後七時五十二分散会

〔参考〕

青森県秋田県現地調査報告書
地方行政委員会

委員長 内村 清次
理事 石村 幸作

〔参考〕

(1) 地方財政について
青森県厅及び弘前市役所において、それ／＼当局者から地方財政上の諸問題の実情を聽取した。以下出席者から述べられた事情の説明、意見等の主なるものを次に掲げることにする。

(1) 地方財政について
青森県の昭和二十七年度一般会計決算見込額は、歳入五十九億三千六百万円、歳出は六十億一千一百万円で、差引歳入不足一億七千五百万元となる見込である。

この外、昭和二十六、二十七年度において国に納付しなければならない国の直轄事業に対する分担金が繰延となつてるので、この金額二億一千八百万円を前記歳入不足額に加えると、結局昭和二十七年度までに生じた赤字額は、三億九千三百万元となり、今後の県財政運営上憂慮に堪えない次第である。

（2） 財政別収入額の割合

（3） 平衡交付金

（4） 起債

（5） むすび

（6） 青森県における町村合併促進の現況とその意見

（7） 青森県における町村合併促進の現況

（8） 弘前市の公職選挙法改正に関する意見

（9） 弘前市合併促進に対する意見

（10） 青森県の財政

（11） 青森県の財政

（12） 青森県の財政

（13） 青森県における町村合併促進の現況

（14） 弘前市合併促進に対する意見

（15） 青森県の財政

（16） 青森県の財政

（17） 青森県の財政

（18） 青森県の財政

（19） 青森県の財政

（20） 青森県の財政

（21） 青森県の財政

（22） 青森県の財政

（23） 青森県の財政

（24） 青森県の財政

（25） 青森県の財政

（26） 青森県の財政

（27） 青森県の財政

（28） 青森県の財政

（29） 青森県の財政

（30） 青森県の財政

（31） 青森県の財政

（32） 青森県の財政

（33） 青森県の財政

（34） 青森県の財政

（35） 青森県の財政

（36） 青森県の財政

（37） 青森県の財政

（38） 青森県の財政

（39） 青森県の財政

（40） 青森県の財政

（41） 青森県の財政

（42） 青森県の財政

（43） 青森県の財政

（44） 青森県の財政

（45） 青森県の財政

（46） 青森県の財政

（47） 青森県の財政

（48） 青森県の財政

（49） 青森県の財政

（50） 青森県の財政

（51） 青森県の財政

（52） 青森県の財政

（53） 青森県の財政

（54） 青森県の財政

（55） 青森県の財政

（56） 青森県の財政

（57） 青森県の財政

（58） 青森県の財政

（59） 青森県の財政

（60） 青森県の財政

（61） 青森県の財政

（62） 青森県の財政

（63） 青森県の財政

（64） 青森県の財政

（65） 青森県の財政

（66） 青森県の財政

（67） 青森県の財政

（68） 青森県の財政

（69） 青森県の財政

（70） 青森県の財政

（71） 青森県の財政

（72） 青森県の財政

（73） 青森県の財政

（74） 青森県の財政

（75） 青森県の財政

（76） 青森県の財政

（77） 青森県の財政

（78） 青森県の財政

（79） 青森県の財政

（80） 青森県の財政

（81） 青森県の財政

（82） 青森県の財政

（83） 青森県の財政

（84） 青森県の財政

（85） 青森県の財政

（86） 青森県の財政

（87） 青森県の財政

（88） 青森県の財政

（89） 青森県の財政

（90） 青森県の財政

（91） 青森県の財政

（92） 青森県の財政

（93） 青森県の財政

（94） 青森県の財政

（95） 青森県の財政

（96） 青森県の財政

（97） 青森県の財政

（98） 青森県の財政

（99） 青森県の財政

（100） 青森県の財政

（101） 青森県の財政

（102） 青森県の財政

（103） 青森県の財政

（104） 青森県の財政

（105） 青森県の財政

（106） 青森県の財政

（107） 青森県の財政

（108） 青森県の財政

（109） 青森県の財政

（110） 青森県の財政

（111） 青森県の財政

（112） 青森県の財政

（113） 青森県の財政

（114） 青森県の財政

（115） 青森県の財政

（116） 青森県の財政

（117） 青森県の財政

（118） 青森県の財政

（119） 青森県の財政

（120） 青森県の財政

（121） 青森県の財政

（122） 青森県の財政

（123） 青森県の財政

（124） 青森県の財政

（125） 青森県の財政

（126） 青森県の財政

（127） 青森県の財政

（128） 青森県の財政

（129） 青森県の財政

（130） 青森県の財政

（131） 青森県の財政

（132） 青森県の財政

（133） 青森県の財政

（134） 青森県の財政

（135） 青森県の財政

（136） 青森県の財政

（137） 青森県の財政

（138） 青森県の財政

（139） 青森県の財政

（140） 青森県の財政

（141） 青森県の財政

（142） 青森県の財政

（143） 青森県の財政

（144） 青森県の財政

（145） 青森県の財政

（146） 青森県の財政

（147） 青森県の財政

（148） 青森県の財政

（149） 青森県の財政

（150） 青森県の財政

（151） 青森県の財政

（152） 青森県の財政

（153） 青森県の財政

（154） 青森県の財政

（155） 青森県の財政

（156） 青森県の財政

（157） 青森県の財政

（158） 青森県の財政

（159） 青森県の財政

（160） 青森県の財政

（161） 青森県の財政

（162） 青森県の財政

（163） 青森県の財政

（164） 青森県の財政

（165） 青森県の財政

（166） 青森県の財政

（167） 青森県の財政

（168） 青森県の財政

（169） 青森県の財政

（170） 青森県の財政

（171） 青森県の財政

（172） 青森県の財政

（173） 青森県の財政

（174） 青森県の財政

（175） 青森県の財政

（176） 青森県の財政

（177） 青森県の財政

（178） 青森県の財政

（179） 青森県の財政

（180） 青森県の財政

（181） 青森県の財政

（182） 青森県の財政

（183） 青森県の財政

（184） 青森県の財政

（185） 青森県の財政

（186） 青森県の財政

（187） 青森県の財政

（188） 青森県の財政

（189） 青森県の財政

（190） 青森県の財政

（191） 青森県の財政

（192） 青森県の財政

（193） 青森県の財政

（194） 青森県の財政

（195） 青森県の財政

（196） 青森県の財政

（197） 青森県の財政

（198） 青森県の財政

（199） 青森県の財政

（200） 青森県の財政

（201） 青森県の財政

（202） 青森県の財政

（203） 青森県の財政

（204） 青森県の財政

（205） 青森県の財政

（206） 青森県の財政

（207） 青森県の財政

（208） 青森県の財政

（209） 青森県の財政

（210） 青森県の財政

昭和二十七年度決算見込額調

青森県(単位千円)

区	分	昭和二十七年年度			昭和二十六年度	比較 A-B-C
		現計	予算額	比率		
一、歳入	(1) 税 収 入	八一、八二五	一三・一	八五〇、四二八	一四・三	八五六、六三五
	(2) 地方財政平衡交付金	二、六四四、七九五	四二・八	二、四三八、七八六	四一・一	一、九四七、六六九
	(3) 国補助負担金	一、六一五、三三五	二六・一	一、五六七、四九四	二六・四	一、二〇八、二六九
	(4) 地 方 債	五二七、〇〇〇	八・五	五二七、〇〇〇	八・九	二四・九
	(5) その他の収入	五六六、四〇五	九・五	五五二、七一三	九・三	一〇八、三五六
	(6) 前年度繰越金	一	一	一	一	一三〇、八六四
	計	六、一八五、三六〇	一〇〇	五、九三六、四二二	一〇〇	八・七
二、歳出	(1) 議 会 費	四九、三八七	〇・八	四八、九八七	〇・八	一、〇八三、三五五
	(2) 庁 費	四四五、六五九	七・二	四四一、〇七五	七・二	四一、四三六
	(3) 警 察 消 防 費	二七、六四〇	〇・四	二七、六二六	〇・五	五三五、二六四
	(4) 土 木 費	七九五、一八一	一二・九	七九四、八七四	一三・〇	一一・〇
	(5) 教 育 費	三七・三	一三、三〇三、六八〇	三七・七	一二、七八三	△ 九四、一八九
	(6) 社会及労働施設費	六七六、八二五	一〇・九	六五〇、四二五	一〇・七	一四、八四三
(7) 保 健 衛 生 費	一九三、四八一	三・一	一八九、七三二	三・一	一八一、〇〇一	一六五、〇三三
		八・七	四二二、四七一	三・七	五五四、七五二	五五四、七五二
		八・七	三・七	二二七、九五四	八、七三七	八、七三七

(8) 産業経済費	一、三七一、二八四	一三三・二	一、三四五、七五〇	一一一・〇	一、〇七四、六〇六	一一一・〇	二七一、一四四
(9) 公債費	八六、八五八	一・四	八六、七四六	一・四	四五、〇七一	〇・九	四一、六七五
(10) その他	一一三・一一六	三・八	一一二・五一八	三・六	一八七、〇三三	三・八	三五、四八六
計	六、一八五、三六〇	一〇〇	六、一一一、四二〇	一〇〇	四、八七八、四三四	一〇〇	一、二三三、九八六
差引過不足△額 A			△一七四、九九九		△二五、三六八		
事業繰越財源額 B							
再差引 A-B			△一七四、九九九		△二五、三六八		
Aが赤字である場合の措置							
(1) 繰上充用額			一七四、九九九				
(2) 支払繰越額							
(3) 事業繰越額							
昭和二十七・二十八年度財政状況調 歳入							
区 分	昭和二十七年度決算見込額 A	総額に対する割合	昭和二十八年度当初予算額 B	総額に対する割合	B/A	備考	青森県
一 税 収 入	八一一、八二五	一三・一%	七一九、〇四〇	九・七%	〇・八九		
二 平衡交付金	二、四三八、七八六	三九・四	三、〇五〇、六五八	四一・〇	一・二五		
三 地 方 債	五二七、〇〇〇	八・五	七〇八、〇〇〇	九・五	一・三四		
四 国 庫 支 出 金	一、六一五、三三五	二六・二	二、三一三、七〇九	三一・一	一・四三		
イ 一 般 公 共 事 業	七二九、三四一	一一・八	一、二一七、〇四三	一六・三	一・六七		
口 災 害 事 業	一三五、八二五	一一・二	一三八、八五三	一九	一・〇二		

ハ失業対策事業		七九、六二八	一・三	九五、五六六	一・三	一・一〇
ニその他		六七〇、五四〇	一〇・九	八六二、二四七	一一・六	一・二九
五課越金			○	一	一	一
六その他の収入		七九二、四一四	一二・八	六四八、〇四八	八・七	〇・八二
イ使用料手数料		一一四、三六九	三・九	二九三、五三九	三・九	一・二一
ロ負担金寄附金等		一一四、三六九	一・九	一五九、四三七	二・二	一・三九
ハその他の他		一一二九、八九六	三・七	一九五、〇七二	二・六	〇・八五
ニ翌年度繰上充用金		(一〇六、〇〇八)	三・三	一	一	一
歳入合計		六、一八五、三六〇	100・〇	七、四三九、四五五	100・〇	一・一〇
歳出						
区 分		昭和二十七年度決算見込額 A	総額に対する割合	昭和二十八年度当初予算額 B	総額に対する割合	B/A
1消費的経費		四、二九二、四六六	六九・四	四、七四五、七八九	六三・八	一・一一
イ人件費		二、八二一、〇九七	四五・六	三、一三八、五三四	四二・二	一・一一
a議員委員等の報酬手当		一八、四七八	〇・三	二五、一三三	〇・三	一・三六
b基本給		一、九七五、四一〇	三一・九	二、三〇五、三八七	三一・〇	一・一七
cその他の手当		五三一、四二五	八・六	五一八、七九五	七・一	一・〇〇
dその他の他		二九五、七八四	四・八	二七九、二一九	三・八	〇・九四
口物費		六六五、四三二	一〇・八	六三五、九一九	八・五	〇・九六

	a 旅 費	二〇八、四五七	三・四	一一七、一四六	三・〇	一・〇九
b 需 要 費	三九二、七三九	六・四	三六二、九八四	四・九	〇・九二	
c 交 際 費	一五、三〇一	〇・二	一六、八六〇	〇・二	一・一〇	
d 維 持 修 繕 費	四八、九三四	〇・八	二八、九二九	〇・四	〇・五九	
ハ そ の 他	八〇五、九三七	一三・〇	九七一、三三六	一三・一	一・二二	
a 生 活 保 護 費	三八九、一二三	六・三	四七六、三九三	六・四	一・二三	
b そ の 他	四一六、八一四	六・七	四九四、九四三	六・七	一・一九	
2 投 資 的 經 費	一、七八〇、六六八	二八・八	二、五六八、〇七七	三四・五	一・四四	
イ 公 共 事 業 費	一、五二三、一八九	二四・六	二、三四二、三八四	三一・五	一・五四	
a 一 般	一、一六五、六九九	一八・八	一、九七一、五〇七	二六・五	一・六九	
b 失 業 対 策 事 業	一三五、〇三一	二・二	一六〇、二一五	二・二	一・一九	
c 災 害 事 業	二二二、四五九	三・六	二一〇、六六二	二・八	〇・九五	
口 単 独 事 業	二五七、四七九	四・二	二二五、六九三	三・〇	〇・八八	
a 一 般	二四二、四七九	三・九	二一〇、九七〇	二・八	〇・九八	
b 災 害 事 業	一五、〇〇〇	〇・三	一四、七一三	〇・二		
3 公 債 費	八六、八五八	一・四	一一三、一七三			
4 前 年 度 繼 上 充 用 額	二五、三六八	〇・四				
5 予 備 費						

支 出 額	合 計	六、一八五、三六〇	一〇〇・〇	七、四三九、四五五	一〇〇・〇〇	一・二〇
支 出 額	合 計	二一八、三六六	三・五	支 出 額	合 計	支 出 額

備考 費目の分類は「昭和二十七年十二月二十七日付自調発第十二号通達」に係る調査の(備考)による。

二、要望事項
要望事項の重なものは次の通りである。

○暫定予算において、自治庁が社会保償制度の予算措置を講じていないので、年度の中途まで平衡交付金で賄わなければならない実情にある。

○暫定予算のため、昨年は、六月までに九億四千万円程交付されたが、本年六月までに八億三千万円しか交付されず、又短期融資額も

昨年四月には二億円であったものが、本年四月は一億五千万円となり、ために財政操作が難しく、これは事業に直接影響している。大抵の工事は入札に附することができないので困惑している次

の実情にある。殊に港湾事業は、九月半を過ぎると波浪が高く、工事ができないので困惑している次

第である。

○平衡交付金制度は、存続した方が宜しい。青森県においては、現在では経常費と人件費で既に税收入から超えて居り、国庫からの補助が期待される次第である。

○前述したように、青森県は、昭和二十六、二十七年度に納めなければならぬ国直轄事業分担金は三億一千九百万円が、未払のままであるが、中央政府では分担金を払

わなければ、将来県の事業配分に制限を加えるという方途に出でる虞があるので、適当な措置が望まれる。

○地方税制を改革し地方に自主的財源を与えることはよい。然し東北六県に共通な事柄であるが、税源が少く、改革後の税収も他の地方における程増加する見込のないことが考慮されねばならない。

○税源が少い結果、東北地方の開発には、どうしても国の特別財政投資を必要とし、国の直轄事業は全額国庫負担が望ましい。

○公共事業の配分であるが、これは第二四半期末即ち十月頃までに工事を行う必要があるので、その時期までにせめて六割五分程度の概算払が必要である。

○県債は現在十四億四千六百万円であるが、毎年七億県債を発行するとすれば、昭和三十一年には、元利二億五千万円となり、県税は七億二千万円程度であるから、税収の五〇%は公債の元利金支払に充當せねばならない。故に、財政調整は、県債でないもので調達したい。

○青森県としては、法定外普通税として、林務税を創設し、県二億市町村二億の税収を見込んで、許可を申請したのであるが、許可を得られなかつた。

(2) 青森県市町村財政の状況

一、市町村財政の規模とその変遷

◎物価指数 昭和九—十一年度の平均指數を基準とし、これを一〇〇とす

る。
◎実効指数 昭和九—十一年度の平均指數を基準とし、これを一〇〇とす

る。

◎実効指数 昭和九—十一年度の平均指數を基準とし、これを一〇〇とす

る。

（註）◎增加指數大正九年を基準

年 度	加 歲 指 數 增 加 指 數 實 效 指 數 數 効
昭和一〇	三〇
昭和一一	三一
昭和一二	三二
昭和一三	三三
昭和一四	三四
昭和一五	三五
昭和一六	三六
昭和一七	三七
昭和一八	三八
昭和一九	三九
昭和二〇	四〇
昭和二一	四一
昭和二二	四二
昭和二三	四三
昭和二四	四四
昭和二五	四五
昭和二六	四五
昭和二七	四五
昭和二八	四五
昭和二九	四五
昭和三〇	四五
昭和三一	四五
昭和三二	四五

されていた公共施設の復旧整備により、市町村財政需要は昭和九—十一年度に比して飛躍的に増加しているに拘らず、前記実効指數によつて明らかな如く、実質的な財政規模はなし

る、縮少している。
二、市町村財政の国庫依存度
昭和二十五年度における地方税財政制度の改革は、市町村に自主財源（税）を与えることによって、市町村財政を強化するところに眼目があつたのであるが、依存財源の歳入に占める歩合は昭和二十四年度三八・四%，二十五年度四五・八%，二十六年度四一・二%となつてゐるのである。
尙改革前の二十四年度と改革後の二十五年度以降について歳入総額に占める税収の割合を表示すると次の通りである。

本 県	二 十四 年 度	二 十五 年 度	二 十六 年 度	二 十 七 年 度	二 十 八 年 度
全 國	三〇・三%	四四・三%	四五・八%	(修正地方財政計算による) 五二・八%	(地方財政計画による) 四九・五%
本 県	四〇・〇%	三三一・〇%	三五・八%	(決算見込 三六・八%)	四一・四%

三、市町村財政の盈虧度
昭和二十六年度決算見込集計によれば、歳入三、七八〇、四九一千円、歳出三、六九七、〇九四千円となつて居り、八三、三九七千円の残額、歳出三、六九七、〇九四千円となつて居り、これに加えて二十七年度えの支払繰延額三七、〇五一千円があるので、実質赤字はこれら三者を合計した一六五、九八一千円となるわけである。

純剩余額 六五、二六八千円
(一、四ヶ町村)
純不足額 二三一、一二四九千円
(三市四六ヶ町村)
差引 一六五、九八一千円
尙昭和二十四年度における歳計剩
余金は一九七、五五五千円、同二十
五年度における実質赤字は三八、四

微 収 步 合	二 十 六 年 度	二 十 五 年 度	比 較
九〇%以上	二六	二六	○
八〇—九〇	五九	四七	
七〇—八〇	四六	四二	
六〇—七〇	一九	二四	
五〇—六〇	八	一五	
五〇%以下	五	九	
平均步合	七六%	七七%	(△ - %)

		費目		年 度			
				二十四 年度		二十五 年度	
				二十六 年度			
税の徴収歩合		平衡交付金(配付税)		四一四、三八七	四〇八、九〇五	八六六、七三三	九〇四、
昭和二十六年度税収につ いては、調定額、七七二、		地 方 積	一九四、三九六	一、二三四、五〇五	二六四、三〇一	五四三、一〇〇	四、
計		税 収 入	七一〇、六八〇	100	23.9	41.6	13.9
六〇〇千円に対し、収入済 額一二三五〇、〇五七千円で りと次表の通りである。		そ の 他	六四七、六九二	100	20.3	31.8	7.9
収入歩合は七六%、滞納額							

この徴税不振の原因は、第一に国税地方税を通じて住民の担税力が限界に達して来ていることであり、第二に現行地方税が事務的に賦課徴収の困難なものが多いこと、第三に税の性格と零細な所得者や財産に対し課されること等である。

更に右の徴収歩合は、各市町村に於て相当月数出納閉鎖期と延期して徴収を延期して徴収を強行した結果によるものであつて法による三月末の収入歩合は僅かに六八%にすぎないものである。

(iv) 国庫支出金の収入

次にさきに述べた通り市町村財政の国庫に対する依存度が高い關係上、県の予算の令達、補助金の交付時期が遅れる（例年九月乃至十月こまゝくれば十一月）。

因みに青森県は冬期が長く十二月以降は工事施行に種々の困難を生ずる關係上各種交付金の交付が早急に行われることが望ましい。

財政運営上正味を得ないものであること、等を考慮に入れるならば消費的部門に対する支出の比率の高さと、即ち青森県市町村財政運営の不健全性も財政力の薄弱性に由来する真に止むを得ない事態であると推測される。

結局青森県市町村財政力の他県市町村に対する相対的な弱小性は自主財源、特に税収の少いことによるものであり、これは県民所得の低位と第二次、第三次産業の不振に由来することとは明らかである。

経費が支出されていること及び各項目を通じて消費的な経費に支出する経費の比率が高いことが知られるのであつて、本県産米の後進性と併せ考えるときは此のような支出費目及び経費の構成の問題については、今後十分な検討が加えられねばならないことは勿論であるが、(1)全国平均に比して高い比率で支出されている部門に対する支出額がその実額においては他県市町村に漸く比肩し得る程度であつて、その他の部門に対する支出額においては遙かに及ばないこと、(2)議会費、片費、教育費は、その性質と義務的経費に属するものが多いため、(3)従つて支出は先づこれら義務的経費に振分けられ、尙余裕ある場合始めて住民に対するサービス部門（保健衛生、産業、経済費等）及び投資的部門に支出されることは財政運営上正むを得ないものであること、等を考慮に入れるならば消費的部門に対する支出の比率の高いこ

別表A

科 目	議 会 費	支 出 人 額	全 国 %
行 府 費	二・四	六八	一・八
警 察 消 防 費	二〇・六	五八六	六五四
社會及び労働施設費	九・五	二七〇	三五一
土木費	六・八	一九四	四六九
教育費	二七・九	七九四	一三・二
養老費	一〇・八	三〇七	九・九
産業経済費	二・六	一一・九	一九・八
保健衛生費	七四	四二三	七〇七
その他の諸費	四・三	七四六	一・八
前年度繰上充用金	四・九	九・九	六五四
計	一〇〇・〇	二・八四四	当該科目の支出(見込額)の 歳入総額に対する%本県
公債費	二・五	一〇〇・〇	支 出 人 額
(一) 市町村行政に対する一般的な 補助金は、例年その交付時期が早く ても九月頃からであるため現在特に 暫定予算が七月一杯続くものと考へ てその後本予算が成立しても係費整 理等のため本予算の執行が長引けば それだけ補助金の交付も例年に比し	七・七	三、五六〇	全 国 %
(1) 市町村に及ぼした影響 本年度の国の暫定予算により直接 市町村財政に大きく影響を及ぼした 事例は、數字的には明らかでないが 大概次のようなことはいえる。	一三九	五六	支 出 人 額
(一) 市町村行政に対する一般的な 補助金は、例年その交付時期が早く ても九月頃からであるため現在特に 暫定予算が七月一杯続くものと考へ てその後本予算が成立しても係費整 理等のため本予算の執行が長引けば それだけ補助金の交付も例年に比し	一・六	三〇一	人口出一人額
(一) 事業に対 する。 復旧、積寒対策 補助金は、暫定 いため、市町村 しても県におい	一四・八	二・〇	人口出一人額
昭和二十八年の当初予算を検討して。	二一九	七一	
六、暫定予算による市町村財政 に及ぼした影響並びに意見	一・三九	二・〇	
(1) 市町村に及ぼした影響 本年度の国の暫定予算により直接 市町村財政に大きく影響を及ぼした 事例は、數字的には明らかでないが 大概次のようなことはいえる。	一・六	二・〇	

別表B

区分		経費別支出額の総額に対する 百分比		人口一人当		全 国		人口一人当	
		人件費	物件費	人件費	物件費	人件費	物件費	人件費	物件費
	一、消費的経費			六八・〇	一、九三四	六三・〇	二、二四五円		
	2 物件費	一四・〇	六八三	二六・三	九三七				
	3 その他の	一〇・〇	五六八	二一・五	七六七				
	二、投資的経費	一四・五	六九七	一五・二	五四一				
	1 公共事業	一三・〇	三七〇	一九・六	六九九				
	イ一般	一一・〇	三四一	一三・一	一八八				
	ロ災害	一一・五	二九	六・五	四六六				
	2 単独事業	一一・五	三三七	一三・七	二三三				
計	前年度繰上充用金	五・〇	七一	二・一	四六九				
		一八四四	一四二	一・六	七一				
		一〇〇・〇	五六六						
		一〇〇・〇							

六、暫定予算による市町村財政に及ぼした影響並びに意見(1) 市町村に及ぼした影響

本年度の国の暫定予算により直接市町村財政に大きく影響を及ぼした事例は、數字的には明らかでないが大概次のようなことはいえる。

昭和二十八年の当初予算を検討して。

(一) 市町村行政に対する一般的な補助金は、例年その交付時期が早くても九月頃からであるため現在暫定予算が七月一杯続くものと考へてその後本予算が成立しても係数整理等のため本予算の執行が長引けばそれだけ補助金の交付も例年に比し

復旧、積寒対策等比較的急を要する補助金は、暫定予算に組まれていて、いため、市町村で補金助の申請を出しても県においてどの程度にこれを

(2) 暫定予算に対する意見
（一）暫定予算による影響は大体右のようなことがらであるが、総体的處理してよいのか判明しないためにこれを控目にしているが、これらの事業の施行もそのため予想前に遅延するのではないかと考えられる。

に国の地方団体に対する支出金の逓延乃至はその総額が未定のため、地方団体の財政支出に対する金繰りに大きく影響し、市町村における補助事業で比較的急を要する事業については市中銀行から一時借入金してその当場をしのいでいる状態であり、

借入金に対する利子等思ひがけない

財政負担が伴うこと、又前記一時借

入金にも限度があるため時期的な事

業計画もこのため大市に変更が加え

られなければならず、結果的に住民

経済なり、利便なりに大きく影響す

るところがあるから、できる限り

暫定予算は短日月で終るよう願望

している。

(1) 定期的な補助金はその時期に

交付して貰いたいと希望している。

一例を挙げると国民健康保険事業に

対する補助金のように昨年度は一、

四半期分と二、四半期分と一緒にし

て九月に交付しているような状態で

ある。

(2) 教育費に対する補助金も中学校

校内体操場だけは暫定予算によつて措置されたが、それ以前の老朽校

舎に対する改修補助等は暫定予算で

極く少額計とされたのみであり、且

その額の交付についても現在全く見

透しがつきかねている状態であるか

ら市町村においては事業の施行が

できず、今年はこれらの事業も相当

遅れるものと考えられる。随つて、

来年度に事業継続が予想されるもの

であり、これに対する早急に本予

算で措置される必要があろうと思

う。

(3) その他一般の補助事業に対し

ても書類の申請をして補助額を決定

するのが毎年九月乃至十月頃になる

ので、その後工事に着手すれば青

森県のような積雪地帯では工事中途

にして冬期に入るため工事が進捗せ

ず多額の費用を要してなお年度内に

完成でき兼ねることが相当数ある

から、特にこの点を認識されて積雪

寒冷地方の補助事業費に対する補助

金を早急に決定することが望まれ

る。

七、昭和二十八年度当初予算に

おける市町村財政の概況

(1) 財政規模

昭和二十八年度の一般会計予算額

は、四、〇六六百万円であるから、

昭和二十七年度当初予算額三、四一

三百五万円に比して一九%の増を示し

ている。

昭和二十五年度から累年財政規模

の増加推移は次のようであるから本

年度は最近において最も増加指數が

大きいものといえる。

二十五年度に比し 七・一%

○昭和二十六年度

二十六年度に比し 八・八%

○昭和二十七年度

二十七年度に比し一九・三%

財政規模は、一般的に財政需要に

比例するから、これの累年増大は、

財政需要の必然的な増大にその大き

な原因があることは論をまたない

が、歳出需要の増大の原因が物価の

騰貴やこれに伴う人件費の増加にあ

る為、相當数の市町村において累年

の財政役資に対する赤字財政のしわ

よせが本年度あたりからいよいよ大

きく顕在化され、財政収支のアン

バランスを單に水増し予算で糊塗し

財政規模の増大を招いているとすれ

ば、実質的にはこれによる悪影響は

はかりがたいものがあり、財政運営

上充分この点に配慮がなされなければ

ならないであろう。

(2) 財政需要

歳出需要を行政費目別に大別して

みると概要次のようになる。

○行政機構維持費

一、三九三、一九六千円

三四・三%

○各種行政施策費

一、三四八、一七一千円

三三・一%

○教育行政費

一、一七三、三八一千円

二八・九%

歳出需要全体としては、前年度か

らすれば、予想以上に増大の一途を

たどつてゐる。

總体的に行政費の増大は、通年的

な現象であるが、増大の傾向が本年

度は、社会労働施設費及び産業経済

費等に比重が高くなり、反面行政機

構維持費及び教育費が比較的低く前

年度同様の線にあることは行政施策

の面からは住民の福祉につながる良

い傾向であり、庁費の若干の増大は

給与改訂による人件費の平年度化の

ための増とみなしてよく、教育費の

減少は六・三制度の大刀の整理によ

ることこれら経費の不要な点もさること

ながら、健全財政堅持の建前が学校

事業費の抑制をもたらした結果とみ

る方が正しいのではないかと考えら

れる。

全国的な歳出需要の増加傾向は、

庁費、土木費、産業経済費、社会労

働施設費等、主として実質行政費に

おいて増加されているが、青森県市

町村の場合も本年度から大体この傾

向に近づきつつあることは注目され

る。

(3) 投資経費と消費経費

歳出需要をその経費の使用目的か

ら役費経費と消費経費に大別して、

これの歳出総額に占める割合を比較

すれば次のようである。

三、公債費	七三、八四〇	五・一	七七、五九二	三・〇	区 分			全 国 (平均)
					百 分 比	町 村	市	
一、消 (人件費、物経費その他費)	九七七、二一九	六七・七	二、〇七一、六七〇	七九・二	三、〇七一、八八九	七五・〇	六〇・五	百 市 分 比
二、授 (単独公共事業費)	三九五、七二七	二七・二	四一六、八三二	一七・八	八五七、五五九	二一・〇	三四・八	百 長 分 比
三、公債費	七三、八四〇	五・一	七七、五九二	三・〇	三・三	二・五	一・四	百 計 分 比

右の表で明かなように青森県市町村の場合、消費経済において全国水準より遙かに上廻り、投資経費において相当下廻つてゐることがわかつる。

地方公共団体の財政の理想からいえば、消費経済を極力抑制し、投資経済に重点を指向することが本来の立場であるが、青森県のような寒冷積雪地という特殊な環境においては、どうしてもこれらの行政費用のため消費経費が嵩嵩するのはやむを得ないとしても、特に後進地域においては今後において一段の考慮の余地が残されるのではないかと思う。従つて財政の調整に当つては、特

に未開発地域に対する投資ということが、特に考慮される必要があるのではないか。

本年度の依存財源の増加は、特に
平衡交付金にあるのではないかと考
えられる。

一番伸縮性があるのでないかと考えられるが、実際課税する場合は、固定資産の評価の適正、不適性が問

市は比較的交付金に期待し、水増措置を期待しているのに反し、町村は

(4) **自主財源と依存財源**
自主財源と依存財源の比較は、次の表に表われているように昭和二十八年度の構成割合は、自主財源四八・三%依存財源五一・七%で前年一度のそれと比較すれば、前者において

○・七%増加している。自主財源が減少して、依存財源が増加する傾向はシャープ税制勧告実施以来、特に青森県市町村の場合は顕著であり、ここ二、三年来これらの構成割合に若干の変動があるにせよ、累年依存財源が高い比重を占めている。

るが、地方財政の自主性の確立といふ本來的な問題は眞に自主財源の増加にかかつっていることは論をまたないのであるから、極端な財源の偏在は速やかに是正されるか、あるいは別途に財源附与の道が開かれねばならないのである。

れている関係で滞納分の徴税成績は余りよくないことは、本年のみではないようである。従つて現年度分の滞納を極力整理して繰越を残さないことにしなければならない。昨年三戸郡一円で採用した滞納整理組合方式が効果を發揮しているかどうか未だ調査していないが、創意工夫と努力

本年度の青森県市町村交付金総額はどの程度になるか今のところ適確な推計は立たないが、国の交付金総額一、七二〇億が今後において動かないとすれば総額において前年度より二七〇億の増額となるわけであるが、結局は青森県市町村の場合も普通交付金においてはせいぐ前年度

区 分	昭和二十八年度		百分比	昭和二十七年度	百分比	比較	全国平均
	自 主 財 源	依 存 財 源					
四、〇六六、一八〇	一、九六三、五六二	二、一〇一、六一八	四八・三	一、六七一、四四四	四九・〇	△〇・七	六三・一%
三、四二三、八九八	五一・七	一、七四一、四五四	五一・〇	〇・七	三六・九%		

(单位千円)

(6)

平衡交付金については、前記依存財源において若干ふれた通り税源の少い本県市町村にとつて勢い、これに頼らざるを得ないからこれに対する関心が強いのは無理のないことである。

本年度平衡交付金の歳入見積は、
ある。
平衡交付金については、前記依存
財源において若干ふれた通り税源の
少い本県市町村にとつて勢い、これ
に頼らざるを得ないからこれに対する
関心が強いのは無理のないことであ
る。

(7)

通交付金においてはせいぜい前年度の実績を若干上廻る程度の線に止まるのではないかと考えられる。

(5) 市町村税
本年度当初予算における市町税収入は、一、六七九、九二三千円であるから、前年度の当初額一、四三三、九〇五千円に比較して、二四六、〇五八千円の増加であり、増加割合は一七%となつてゐる。

そのまま踏襲して予算されたものとみてよく、固定資産税において平均評価額が前年度より若干上廻つているが、その增收分は、七〇、〇〇〇千円程度と推計され、残りの一七六、〇五八千円は、市町村民税の増徴と一部市町村において滞納繰越分を予算計上としたものとみられる。本年度市町村税において、問題となる点は、前年度同様市町村民

市町村民税は課税対象を国税所得、税においているが、国税所得税が減税に次ぐ減税の実施から市町村民税の課税対象が益々少くなつたため課税方法を変更したり税率をとげて增收を図ることが今後も続けられることにならう。

前年度の当初額は八七三、五五七千円であつたのに對して、これの二二%上廻る一、一五六、八〇〇千円であり、又前年度の普通交付金一、一四四、七八六千より一%程度増加している。勿論特別交付金を含めた一、二三二、六二三千円よりは下廻つているが、特別交付金は当初においてこれを予算化することは無理になるので当然除外しているわけである。市町村別にこの額をみると

ていることは当初において相当検討を加えた結果と見られる。ただこの額を市町村別にみると、市はいづれも前年度の実績を相当上回つて見込んでいるのに反し、町村は概して自己に予算化している。したがつて市は特にこの点に今後充分留意する必要がある。

本年度当初予算における市町税収入は、一、六七九、九二三千円であるから、前年度の当初額一、四三三、九〇五千円に比較して、二四六、〇五八千円の増加であり、増加割合は一七%となつてゐる。

市町村税の収入見込は、本年度においても前年度同様殆んど抑制に変更がないから、前年度の課税方法と

みてよく、固定資産税において平均評額額が前年度より若干上回つてゐるが、その增收分は、七〇、〇〇〇千円程度と推計され、残りの一七六、〇五八千円は、市町村民税の増徴と一部市町村において滞納超過分を予算計上としたものとみられる。本年度市町村税において、問題となる点は、前年度同様市町村民

市町村民税は課税対象を国税所得税においているが、国税所得税が減税に次ぐ減税の実施から市町村民税の課税対象が益々少くなつたため課税方法を変更したり税率をとげて増収を図ることが今後も続けられるところにならう。

二%上廻る一、一五六、八〇〇千円であり、又前年度の普通交付金一、一四四、七八六千より〇・一%程度増加している。勿論特別交付金を含めた一、一二三、六二三千円よりは下廻つているが、特別交付金は当初においてこれを予算化することは無理になるので当然除外しているわけである。市町村別にこの額をみると

額を加えた結果と見られる。ただこの額を市町村別にみると、市はいづれも前年度の実績を相当上回って見込んでいるのに反し、町村は概して控目に予算化している。したがつて市は特にこの点に今後留意する必要がある。

本年度国の地方債発行総額は公募を含めて前年度より増額されている

市町村税の収入見込は、本年度においても前年度同様殆んど税制に変更がないから、前年度の課税方法と

を予算計上としたものとみられる。
本年度市町村税において、問題となる点は、前年度同様市町村民

固定資産税は、現在の市町村税中
吸を図ることが今後も続けられる」とになろう。

においてこれを予算化することは無理になるので当然除外しているわけである。市町村別にこの額をみると

要があるう。

から、それだけ地方団体の起債需要は緩和されるはずであり、総体的に成るが、たしかに起債枠は拡大することにならうが、実際的には個々の事業が吟味され起債目的なり、起債額なり選択的であるから、予算上の有無にかかわらず、毎年度一定限度まで抑制されている実情である。いずれにしても市町村要望額の一割を超える程度を充たすにすぎないのでないだろうか。

(8) むすび

地方財政は、全国的に年々膨脹の一途をたどり、本年度における青森県市町村の当初財政規模も四〇億を突破した。恐らく本年度末までには、四五億程度までに達するのではないかと予想される。けだし市町村財政の住民経済占める役割的重要性を今更強く感するものがある。この本年度市町村財政の中に前年度からの赤字や、事業の繰越も含まれているし、支払の繰延べもある。本年度の市町村財政もこのようなことを考え合せると一部の町村を除いて、更に財政窮屈の困難な途をたどるのではないかと心配される。

要は地方財政の真の姿を如実に表して、自治行政の改善に最も良い方策を立てるに、国地方公共団を通じて積極的な協力がなければ地方自治行政乃至地方財政の確立はできない段階に達したといつてよい。

(9) 青森県における町村合併促進の現況とその意見

- (1) 青森県における合併促進は、

昨二十七年中葉以来、青森県においては、全県にわたる市町村規模再編の策定に着手し、本年三月その実施要綱を完成、これを「市町村合併促進実施要綱」として発表したのであるが、その要綱に基き、目下合併対象となつた各町村について、綿密なる調査を実施中である。

(2) 青森県においても、從来より合併の気運にあつた町村は十数ヶ町と無戸村、青森市と周辺数ヶ町村、弘前市と周辺数ヶ町村等)あるのであり、これらの対象地区に対しては、目下その合併による利害得失を種々の角度から検討中であり、自治相談所の機能を活用して、その啓蒙宣伝に努力している。

(3) 町村合併は、関係各機関との密接な協調が何よりも要求せられるので、近く県、町村会、議長会、県議会、その他民間有識者を以て組織する合併促進協議会を結成、合併促進の主導的機関として活動せしめるべく銚意準備中であり結成の暁は、その活動が期待せられる。

二、合併促進に対する青森県の意見

(1) 青森県の場合は、他県と異なる、地域差が東部と西部とでは甚だ異なるのみならず冷害单作地帯が多く、従つて産業経済の面においても端的な差異が地域的に存在するのであり、人口密度も極めて異なるから一千、面積三十平方キロの線を強要せしめられることは、実情に沿わない危険がある。

險があり、彈力性ある立法を望むものである。

(2) 青森県は後進県であり、凡ゆる面で立派れを感じられるのであるが、徒つて住民の性格も封建的色彩を多分に残して居り、これが合併の障害となることが予想せられるので、この意味において可成強要的立

法による合併促進の道を拓くことを切に希望する。なお此の希望は町村理事者共通の声であり、単に自主的な合併のみを所期することは本によつて魚を求むる愚を招來するであろう。

(3) 青森県はいづれも窮乏財政に呻吟して居るのであるが、合併に際しては、これが主要な障害となることが予想され、合併促進に際しては、積極的な財政援助を種々の角度から考慮の必要があり、これの立法措置を望んでいる。

(4) 合併に際しては、国有林野の払下げに対する措置を望んでいる。特に青森県の如き、国有林面積が六四%を占めている県にあつては、合併による国有林野の解放が要望せられているのである。

(5) 町村の合併に当つては、住民の気持に合するように運営すべきであるが、所によつては、ある程度の強さをもつた知事等の勧告も必要である。

(6) 町村合併促進法案は、都市にも適用されるよう人口五万の制限が緩和されることが望ましい。

(7) 町村の合併に当つては、特に住民の気持に合致するよう運営すべきである。

(8) 町村合併促進法案は、都市にも適用されるよう人口五万の制限を緩和することが望ましいと弘前市、青森市では訴えている。

(9) 相税力の関係から、合併したため高率の課税を課されることを避けたい所もあるので、これの調整を図られたいとの希望もあつた。

(4) 弘前市の公職選挙法改正に関する意見

一、個人演説会の制限を撤廃 法第百六十四条の二に個人演説会として六十四回以内とする制限規定があるが、公明選挙運動が推進せられ、今後は専ら言論によらなければならぬ現段階において、一町村一ヶ所にも演説会を開くことが出来ない現行法の制限は寧ろ廃止して広く言論によつて運動の機会を与えるよう改正せられたいとしている。従つて同法第百六十四条第四項の市町村選挙管理委員会が演説会開催当日、候補者の氏名党派等を記載し、会場表示の立札を立てたりする如きは、候補者をして掲示せしめることに改正せられたい。

一、選挙人名簿調製についてその根拠法令を法制化せられたきこと。

投票所は十五カ所、開票所は六カ所を設け、投票、開票事務は専ら市職員の協力を得て執行し、衆議院議員選挙投票所は十五カ所、開票所は六カ所を設け、投票、開票事務は専ら市職員の協力を得て執行し、衆議院議員選挙投票事務に従事した人員は、投票管理員十五人、立会人四十八人、外事務従事者百八十人、合計二百四十三人、また開票事務に従事した人員は、開票管理者六人、立会人四十二人、事務従事者百二十七人、合計百七十五人、参議院議員選挙に基づき選挙人名簿調製の基礎とするよう法制化せられたい。この改正によつて有権者の住所、氏名、生年月日は極めて正確となり、一面住民の住民登録法による各種申告も施行せられ、裨益するところ大なるものがであろう。

○弘前市の選挙執行状況

本年四月十九日衆議院議員通常選挙及び同月二十四日参議院議員通常選挙執行に當り、弘前市における選挙当日現在の有権者総数は、三六、四九七人で、内基本名簿に登載せられたものの三五、五四三人、補充名簿に登載せられたもの九五四人にして、衆議院議員選挙において投票したものの二七、二九八人、投票率七四・七九%、参議院議員選挙において投票したものの二一、八一九人、投票率五・七八%を示し、十九日、二十四日両日とも悪天候の關係もあり稍低調であった。

投票所は十五カ所、開票所は六カ所を設け、投票、開票事務は専ら市職員の協力を得て執行し、衆議院議員選挙投票所は十五カ所、開票所は六カ所を設け、投票、開票事務は専ら市職員の協力を得て執行し、衆議院議員選挙投票事務に従事した人員は、投票管理員十五人、立会人四十八人、外事務従事者百八十人、合計二百四十三人、また開票事務に従事した人員は、開票管理者六人、立会人四十二人、事務従事者百二十七人、合計百七十五人、参議院議員選挙に基づき選挙人名簿調製の基礎とするよう法制化せられたい。この改正によつて有権者の住所、氏名、生年月日は極めて正確となり、一面住民の住民登録法による各種申告も施行せられ、裨益するところ大なるものがであろう。

七人、事務従事者百五十二人、合計二百三十五人の多数に達したり。選挙実施の結果は極めて順調で訴訟等苦情に涉りたるもの更になく、平穏に終了した。一面選挙違反に問われ

昭和二十七年度一般会計決算見込額調
歳 入

(1) 秋田県の財政
秋田県の昭和二十七年度歳入決算

見込額は七十三億四百万円余である。之に対し、歳出決算見込額は、七十五億一千百万円余であり、差引二億七百余万円となる。併し乍らこれは帳簿上の赤字であつて、実

質上の赤字には、これを遙かに超えている。即ち、昭和二十七年度事業費中翌年度の事業繰越額は、約十八億円となるが、このうち県債等の赤字二億七百余万円を加えて、五億九千七百十二万四千円となり、これが質上の赤字となる。

昭和二八、五、三〇現在
(単位 千円)
秋田県

科 目	予 算 額	決 算 見込額	差 引 増 減額	増 減 内 訳		
				事業繰越の収入分	事業繰越財源分	一 般 分
1 県 稅	七五〇、七二七	八〇一、二六五	五〇、五三八	○	○	五〇、五三八
2 地 方 財 政 平 衡 交 付 金	二、九〇〇、七二一	二、五八三、一六八	△ 三一七、五五三	△ (一般財源) 六二、三四三	○	△ (一般財源) 二五六、三一〇
3 公 営 企 業 及 び 財 産 収 入	九七、四八二	七六、七九二	△ 二、六九〇		○	△ 二、六九〇
4 分 扱 金 及 び 負 担 金	七九、一〇六	七二、五七七	△ 六、五二九		○	△ 六、五二九
5 使 用 料 及 び 手 数 料	二〇一、〇九四	一八八、九一二	△ 一二、一八二		○	△ 一二、一八二
6 国 庫 支 出 金	三、二七八、七三七	二、二一九、二六九	△ 一〇五九、四六八		○	△ 一〇五九、四六八
7 寄 附 金	一二八、四四九	八七、七〇二	△ 四〇、七四七		○	△ 四〇、七四七
8 組 入 金	一八四、一三六	八六九〇	△ 七三〇		○	△ 七三〇
9 繰 越 金	九、四二〇	一八四、一三六	△ 五、〇二八	△ 一〇一七、九五五	○	△ 一〇一七、九五五
10 雜 収 金	四一三、六五四	二八八、三七七	△ 一二五、二七七	△ 一四、六八四	○	△ 一四、六八四
11 県 債	一、四七五、七九〇	七九四、四〇〇	△ 六八一、七九〇	△ 三九、七二七	○	△ 三九、七二七
合 計	九、五〇一、三一六	七、三〇四、八八八	△ 二、一九六、四二八	△ 五四四、五〇〇	△ 八五、五五〇	△ 八五、五五〇
			△ 一八二、三九九	△ 二一、一六二	△ 二一、一六二	△ 二一、一六二
			△ 一八二、五六三	△ 一、六一八、四六六	△ 三九五、五六三	△ 三九五、五六三

歳出

科 目	予 算 額	決 算 見 述 額	差 引 増 減 額	
			事 業 繰 越 額	増 減 内訳
1 議 会 費	五五、四七七	五五、七七四	△ 二九七	○
2 県 庁 費	七四三、八一九	七三六、一九三	△ 七、六二六	△ 七、六二六
3 警 察 消 防 費	二六、〇七五	二五、一一三	△ 九六二	九六二
4 土 木 費	三、一三〇、八〇七	一、四一五、二〇一	△ 一、七一五、六〇五	△ 一、六九八、三八一
5 教 育 費	二、五一六、一七二	二、四七五、二七三	△ 四〇、八九九	四〇、八九九
6 社 会 及 び 労 働 施 設 費	六二八、六七九	六〇〇、八九一	△ 二七、七八八	二七、七八八
7 保 健 衛 生 費	二三四、九四五	一七五、二九二	△ 四九、六五三	三〇、三四六
8 产 業 經 濟 費	一、八〇二、八六四	一、六七五、三九二	△ 一二七、四七一	△ 一九、三〇七
9 財 産 費	九、七一五	八、五八六	△ 一二九	五五、三三四
10 経 計 調 査 費	八、三五七	八、〇一六	△ 三四一	△ 一、一二九
11 遷 案 費	三七、二〇一	三四、二七九	○ △ 三四一	二、九二二
12 公 債 費	一九一、九四三	一九一、二二二	△ 二、九二二	七三一
13 諸 支 出 金	一三〇、二六二	一一〇、六九〇	△ 九、五七二	九、五七二
14 予 備 費	五、〇〇〇	○	△ 五、〇〇〇	五、〇〇〇
合 計	九、五〇一、三一六	七、五一、九一三	△ 一、九八九、四〇三	△ 一、八〇〇、八六五
差 引 過 不 足 額	○ △ 二〇七、〇二五	(但し課上充用予算額は 二二七、〇二五円とする)	△ 一八八、五三八	△ 一八八、五三八

昭和二十七年度事業費中翌年度えの事業繰越(支払繰延含む)額調

単位千円 五月三十一日現在

事項名	延事業繰越(支払繰)	右		財		源区	分	備考
		国	補	寄附金	分租金			
國直轄工事費負担金支払繰延	三五九、六五二			一	九、三〇五	一、六〇〇	一	一九七、七〇〇 一五一、〇四七
県単事業繰越額	九五、一九一	三〇、〇〇〇		四、七七九		一	三九、七二七	一 二〇、六八五
一般公共事業繰越額	一八、六六六	一〇、一四四	六〇〇			一	一	今後県債充当不能
一般補助事業繰越額	三、七一二	一、三一四				一	一 七、九二二	
小計	四七七、二二一	四一、四五八	一四、六八四	一、六〇〇	三九、七二七	一九七、七〇〇 一八二、〇五二		
公共災害土木費繰越額	一、三三三、六四三	九七六、四九六	一	一	三四六、八〇〇	三四七		
合計	一、八〇〇、八六四	一〇一七、九五四	一四、六八四	一、六〇〇	三九、七二七	五四四、五〇〇 一八二、三九九		

備考 二十七年度より事業繰越(支払繰延含む)するもの上記のとおりであつて、事業繰越財源中県債において今後充當不能額一九七、七〇〇千円は将来一般財源で支弁しなければならないのであるから実質上の一般財源所要額は三八〇、〇九九千円となる。これに繰上充用金を加えると五九七、一二四千円の赤字額となる。

昭和二十七年度支払繰延額調

昭和二八、五、三〇現在 (単位円)

事項名	予算額(繰延)	財			源	備考
		寄附金	分担金	起債	一般歳入	
直轄道路工事費負担金	六〇、六五一、一四三				三〇、六三〇、〇〇〇	
直轄河川工事費負担金	一七六、〇二四、一〇二	八、二八〇、四〇八			八〇、六七〇、〇〇〇	
					八七〇七三、六九四	
寄附金収入					五五、一〇〇、一〇〇 一一六、一〇〇 一三八	

直轄河川災害復旧費負担金	一一、五一三、二八〇		一一、五〇〇、〇〇〇	一三、二八〇
直轄河川総合開発事業費負担金	一三、三三三、〇〇〇		一三、三三三、〇〇〇	三、〇〇〇
秋田港修築費負担金	五八、一、一八、二六〇		二六、四九〇、〇〇〇	三一、六二八、二六〇
秋田港災害復旧費負担金	一一、三一、二、八〇〇		七、九八〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
小計	三三〇、九五二、五八五	九、三〇五、四〇八	一七〇、六〇〇、〇〇〇	一五一、〇四七、一七七
雄物川筋農業水利改良事業費負担金	二八、七〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	二七、一〇〇、〇〇〇	〇
合計	三五九、六五二、五八五	九、三〇五、四〇八	一、六〇〇、〇〇〇	一五一、〇四七、一七七
一般公共事業費	三三六、八二六、五〇五	八、二八〇、四〇八	一、六〇〇、〇〇〇	一四八、七二六、〇九七
公共災害復旧事業費	二二、八二六、〇八〇	一、〇一五、〇〇〇	〇	二、三三一、八〇〇

昭和二十七年度繰越事業予算額調

(単位 円)

事項名	予算額 〔見込額〕	不 用 額	繰越額						額
			國 補 寄 附 金	分 擔 金	雜 收 入	起 債	一 般 歲 入		
道路局部改良費	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇
市町村道路工事費補助	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇
資源開発道路改良費	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇
橋梁新設費	三、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
国鉄自動車道路改良費	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
生産道路改良費	三、〇〇、〇〇〇	一、九一、〇〇〇	〇	三、〇〇、〇〇〇	一、九一、〇〇〇	〇	一、九一、〇〇〇	一、九一、〇〇〇	一、九一、〇〇〇

橋 梁 架 替 費	六、一五〇、〇〇〇	八、八三、五四	0	八、三一、四一	四、一五、七〇				四、一五、七〇
橋 梁 補 修 費	三、一五〇、〇〇〇	一、五〇五、〇〇〇	0	一、五〇五、〇〇〇	一、五〇五、〇〇〇				一、五〇五、〇〇〇
北 浦 渔 港 修 築 費	八、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	0	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇				一、一〇〇、〇〇〇
災 害 土 木 費	一、九〇、一〇一、二一	一、九〇、一〇一、二一	0	一、九〇、一〇一、二一	一、九〇、一〇一、二一				一、九〇、一〇一、二一
小 計	二、三九、一〇一、二一	一、九〇、一〇一、二一	0	一、九〇、一〇一、二一	一、九〇、一〇一、二一				一、九〇、一〇一、二一
耕 地 災 害 復 旧 費	二、四、一七、八、四三	八、四、一九、一、八六	0	八、四、一九、一、八六	八、四、一九、一、八六				八、四、一九、一、八六
天 然 ガ ス 調 査 費	一、一〇、九〇、一、九一	一、一〇、九〇、一、九一	0	一、一〇、九〇、一、九一	一、一〇、九〇、一、九一				一、一〇、九〇、一、九一
小 計	一、一〇、九〇、一、九一	一、一〇、九〇、一、九一	0	一、一〇、九〇、一、九一	一、一〇、九〇、一、九一				一、一〇、九〇、一、九一
病 院 費	六〇、一九〇、一、五五	八〇、一五〇、〇、〇〇	0	八〇、一五〇、〇、〇〇	八〇、一五〇、〇、〇〇				八〇、一五〇、〇、〇〇
合 計	二、四〇、一九〇、一、五五	一、一〇、九〇、一、九一	0	一、一〇、九〇、一、九一	一、一〇、九〇、一、九一				一、一〇、九〇、一、九一
公 共 事 業 費	二、一五、一七、六、二一	八〇、〇一〇、一、六四	七、四〇、一、七三	一、九〇、一、九〇、一、九三	一、九〇、一、九〇、一、九三	九〇、一、九〇、一、九三	九〇、一、九〇、一、九三	九〇、一、九〇、一、九三	九〇、一、九〇、一、九三
一 般	一、六〇、〇〇〇	一、四〇、一、九〇、一、九四	0	一、六〇、〇〇〇	一、六〇、〇〇〇	一〇、一〇、一〇	一〇、一〇、一〇	一〇、一〇、一〇	一〇、一〇、一〇
災 害	一、九〇、一〇一、二一	一、九〇、一〇一、二一	0	一、九〇、一〇一、二一	一、九〇、一〇一、二一	九〇、一〇一、二一	九〇、一〇一、二一	九〇、一〇一、二一	九〇、一〇一、二一
県 単 独 事 業 費	二、四、一七、八、四三	一、九、一九、一、九〇	七、四、一、九〇	一、九、一九、一、九〇	一、九、一九、一、九〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
一 般	一、九、一九、一、九〇	一、九、一九、一、九〇	七、四、一、九〇	一、九、一九、一、九〇	一、九、一九、一、九〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
災 害	二、四、一七、八、四三	八、四、一九、一、九〇	0	八、四、一九、一、九〇	八、四、一九、一、九〇				八、四、一九、一、九〇
一 般 补 助 事 業 費	一一〇、九〇、一、九一	三、一五、九、一、九一	西、一〇、一、九〇	三、一五、九、一、九一	三、一五、九、一、九一	一、一〇、一、九〇	一、一〇、一、九〇	一、一〇、一、九〇	一、一〇、一、九〇

(2)

秋田県の市町村財政

秋田県下の市町村の財政状況は、昭和二十三年度を一〇〇とすれば、昭和二十七年度は、歳入において二六八%、歳出において二九二%の増加を示している。

昨昭和二十六年度において、赤字団体は一市七ヶ町村であったが、二十七年度においては、県下四市二二〇ヶ町村のうち、実に二市二十四ヶ町村の増加を示している。

次に市町村財源の内容を示せば、二十五年度には、税収三五%、平衡

交付金二十四%、国庫補助金二二%

であり、昭和二十六年度の税収三九%、平衡交付金一九%、国庫補助金一九%であり、昭和二十七年度においては、税収四三%、平衡交付金二〇%、国庫補助金一六%となつて、税収率が多くなり、他の歩留が下つて来ている事状にある。

財源を税収に頼る結果、税収の見積額に対する税収率は、昭和二十一年度、八六%、昭和二十六年度八三%、昭和二十八年度七〇%と悪化の傾向を示し、税収の過大見積に追

込まれている。しかも、年々赤字団体が増加して来ていることは、町村の規模の適正化、市町村事務の再配分等根本の問題について考える必要がある。

各市町村団体の赤字の原因を点検すると、その予算膨張の原因は、第一に、事業関係の予算であり、第二には教育委員会関係の予算は、政府による見積額の二倍乃至三倍を要することであり、第三にはベースアップに伴う人件費の増である。又税収も標準附課率に無理をして課税する

結果、住民の負担限度を超えるため

税収見積額に対して、徴収率が悪くなり、予算に影響すること甚大なのである。又秋田県下における災害事業費の額も見逃せない事実である。

財政操作の点について、例えば災害工事を行う場合、現在は、大工事になると五年なり六年なりに分割して工事をすることになつていてが、工事は一時にすべきものである結果、資金の借入をなすことになる。これは止むを得ないことである。

ら、借入による利子だけは、政府において考慮して欲しいとの要望があつた。

又從来からの懸案となつてゐるが、秋田県においても学校建築物は老朽校舎が多く、新に建築を要するのであるが、秋田県も愛國と異り、標準の生徒一人〇・七坪では足りず、屋内体操場、ストーブの設備等があつて、特別の考慮を要する旨の意見があつた。

秋田県市町村分

(単位千円)

歳 入	自昭和 二三年度 予 算 及 び 決 算 (見 込) 調	科 目	決 岁 和 二十三 年 度 領		決 岁 和 二十四 年 度 領		決 岁 和 二十五 年 度 領		決 岁 和 二十六 年 度 領		決 岁 和 二十七 年 度 領		当 岁 初 二 十 八 年 度 領
			四	九	四	九	四	九	四	九	四	九	
総 入 金	(雑収入に含む)	六六、六六三	四七四、二五〇	二八	二	一	一、七七〇	一	一、一二〇八	一	一	一	一
寄 附 金		四	七六、六九八	一七二、五〇一	三八六、五三三	一五	二八六、八五六	一	一一三、五七八	三	八六八、九九〇	二四	一、二五三、三六七
県 支 出 金		三	七	一七八、〇一七	五一、三二二	七	三七、八三四	一	一一、二〇八	一	八六八、九九〇	一九	一、七八〇、四一七
国 庫 支 出 金		二	一	一七八、〇一七	五一、三二二	五	五一、三二二	一	一一、二〇八	一	二〇八三、二〇一	四三%	二、〇四七、六九二
夫 役 現 品		一	一	一七八、〇一七	五一、三二二	五	五一、三二二	一	一一、二〇八	一	一〇一五、五〇二	二二	一、一〇四〇、五六八
使 用 料 及 び 手 数 料		一	一	一七八、〇一七	五一、三二二	五	五一、三二二	一	一一、二〇八	一	一〇一五、五〇二	二二	一、一〇四〇、五六八
分 担 金 及 び 負 担 金		一	一	一六、六八九	一	一	(雑収入に含む)	一	九、三二二	一	八六八、九九〇	一九	一、七八〇、四一七
公 営 企 業 及 び 財 産 収 入		一	一	一六、六八九	一	一	九〇、五七四	一	一、一二三、五七八	四	八八〇、六九七	二四	一、二五三、三六七
平 衡 交 付 税 金		一	一	一六、六八九	一	一	五七八、八三〇	一	一、一二三、五七八	四	八八〇、六九七	二四	一、七八〇、四一七
市 町 村 稅		一	一	一六、六八九	一	一	八七六、五五〇	一	一、一二三、五七八	四	八八〇、六九七	二四	一、七八〇、四一七
(雜 収 入 に 含 む)		一	一	一六、六八九	一	一	四九六、六三七	二九%	一、一二三、五七八	四	八八〇、六九七	二四	一、七八〇、四一七

歳出		費目		昭和二十三年額度		昭和二十四年額度		昭和二十五年額度		昭和二十六年額度		昭和二十七年額度		昭和二十八年額度		
運 輸 費	四、九二一	雜 収 入	九四、六一〇	六	一九四、六〇六	四	一一二、六一四	三	一二八、五一八	三	一五八、〇六九	四	一〇七、八五五	二	二七、一五一	
統 計 調 査 費	八、二三四	市町村債	一六九、〇一一	一〇	一九六、〇〇〇	七	二一六、六五〇	六	三〇七、八五〇	七	三一九、〇九六	七	三五四、四一〇	七	七九、一九一	
選 挙 費	一	課 上 充 用 金	一	三七一	一	一六、一三五	一	四五、八三五	一	七〇、〇二七	一	四八八、三四八	一〇〇	四、八八一、九八〇	一〇〇	二
財 產 費	(諸支出金に含む)	合 計	一、七一八、三五三	一〇〇	二六二三、七五八	一〇〇	三、五九七〇一〇	一〇〇	四五一、二七四	一〇〇	四八八、三四八	一〇〇	四、八八一、九八〇	一〇〇	一	
産業經濟費	九二、〇五四	土木費	一五五、八七〇	一〇	五八三、一六九	二三	七一七、六六五	三二	九三九、三一四	二二	一〇七、五一六	二%	一一三一、〇五二	二三	三五四、四一〇	
保健衛生費	三三、九六八	教育費	一九七、二二〇	二二	二六九、一四五	一〇	三一六、九六三	九	五二九、四五六	一二	一、一三一、〇五二	%	一五一、八九四	三%	七九、一九一	
社会労働費	四四三、五六七	警察消防費	四二、六四七	二二	五七四、三四八	二三	八六五、七〇九	一〇	一〇七五、三八七	一二	四一〇、五五五	二	一一三一、〇五二	二三	二	
統計調査費	四、九二一	役所(役場)費	三四九、六八八	二二	三七八、八一四	一五	四八五、一三一	一四	四五二、七七〇	一二	一、三一七、六五八	二	一、三一七、六五八	二	一	
選挙費	六、六三五	社会労働費	一九七、二二〇	二二	六七、九四四	一四	四八五、一三一	一二	五四九、九五三	一二	一、三一七、六五八	二	一、三一七、六五八	二	一	
財産費	一	保健衛生費	三三、九六八	二二	一三三、〇一〇	五	六七、九四四	二	九六、一一六	九	四四〇、四二三	二	一、三一七、六五八	二	一	
統計調査費	八、二三四	産業經濟費	九二、〇五四	六	七一、二七五	二	八四、四九二	二	九六、一一六	九	四五二、七七〇	二	一、三一七、六五八	二	一	
選挙費	一	財産費	(諸支出金に含む)	一	八、六七七	一	八六、四一五	一	五	五	二五六、四二六	一	一、三一七、六五八	一	一	

区 分	見 聖	入 达 決 算 (A)	内 訳						秋田県市町村分 (単位千円)
			税 収 入	平 衡 交 付 金	地 方 債	国 庫 支 出 金	県 支 出 金	繰 越 金	
秋 田 市	七三四、〇五一	三八四、一六七	二八、四五〇	七四、九〇〇	九六、七〇二	一〇、一九三	八、五三五	一一八、九二八	二二、一七六
能 代 市	三三九、五三〇	九四、〇三三	六四、〇四五	四七、四〇〇	六七、一八八	一二、四一二	一	一九、八三三	二四、六一九
横 手 市	一六四、四八〇	六九、二五七	四〇、八四六	一一、五〇〇	三三、二四四	三、七九四	七六	五、七六三	
大 館 市	一七三、〇四〇	五四、九四六	三三、九五二	一一〇、二五〇	二五、三八六	五、七五四	一、三六〇	三一、三九二	
市 部 計	一、四〇一、一〇一	六〇一、四〇三	一六七、二九三	一五五、〇五〇	三三一、五二〇	三三一、一五三	九、九七二	一七五、九一六	三六、七九五
鹿 角 郡	三一八、三六七	一五五、〇四九	四一、二二六	三〇、四〇〇	四三、七七一	一〇、二八四	七、二〇七	一九、七三〇	七〇〇
北 秋 田 郡	四八六、〇六一	二二九、四四五	一二一、四四九	一四、八五〇	三一、一一一	一七、三九五	二〇、一一三	六〇、三六七	一〇〇
山 本 郡	三四〇、八九九	二一六、八三九	七八、七四六	一二、七八五	三八、一六五	一五、五九〇	一一、六四〇	六七、一三四	
南 秋 田 郡	四〇四、二三三	一六一、〇〇七	一一七、二三四	一九、三〇〇	二五、九一六	一三、四六一	一二、三一七	四一、六二七	一三、三七一
河 辺 郡	一五五、四二六	五三、五七〇	四二、七一四	五、五三〇	一〇、九八一	六、四〇五	一、九三〇	三一、一一一	二、一七五

由利郡	四九〇、三八二	三三三、二〇八	九九、五〇五	一七、八五二	三五、二八七	二四、七七九	一四、四九七	六一、九八一	三、二七三
植北郡	五八〇、五八〇	二六八、二八九	一五〇、六八二	二〇、六二九	三九、九五六	二三、四五七	一六、〇九三	五五、二七六	七、一九九
平鹿郡	三〇六、九九一	二三九、四六六	八九、二五一	一三、〇〇〇	二二、七九六	一〇、二八四	一〇、二〇九	三一、九八五	一
雄勝郡	三九九、四四一	一三三、九二五	一一六、四〇三	二九、七〇〇	四一、四〇九	二〇、八八二	三、七五八	四六、九五〇	六、四一四
郡部計	三四八二、三八〇	一、四八〇、七九八	八四八、二〇九	一六四、〇四六	二八九、五〇三	一四一、五三七	九七、八八四	四二七、一七一	三三、二二二
県計	四、八八三、四八一	二、〇八三、二〇一	一、〇一五、五〇二	三一九、〇九六	五一、一〇二三	一七三、六九〇	一〇七、八五五	六〇三、〇八七	七〇、〇二七
(歳出)									
区分	見歳 出 込 決 (B) 額算	内 経消 費 費的 的	内 経授 資 資的 的	訛 費 費的 的	差 (A) — (B) 額引	内 事業 業越額	内 支払 業延額	訛 純業 業額	備 考
秋田市	七三四、〇八一	四九六、二四三	二三七、八〇八	一	一	一	一	一	
能代市	三三九、五三〇	一三一、九七〇	一〇七、五六〇	一	一	一	一	一	
横手市	一六四、四五〇	一三三、三三二	三一、一一八	三〇	一	一	三〇	一	
大館市	一七二、七八三	一二三、五〇一	四九、二八二	一五七	一	一	二五七	一	
市部計	一、四〇〇、八一四	九七五、〇四六	四二五、七六八	二八七	一	一	二八七	一	
鹿角郡	三一七、一六八	一七八、二八一	一三八、八八七	一、一九九	五〇〇	一〇〇	五九九		
北秋田郡	四七五、七〇八	三八三、七八〇	九一、九二八	一〇、三五三	五、六八二	一、七四六	二、九二五		
山本郡	三三七、三八二	二二七、九六四	一〇九、九一八	三、〇二七		一、七五〇	一、二六七		
南秋田郡	三九七、五〇一	三三八、三六一	五九、一四〇	六、七三三		一	六、七三三		

河辺郡	一五二、三七二	一一七、九〇二	三四、四七〇	三、〇五四	一、〇〇〇	八〇〇	一、一五四	
由利郡	四七八、三四九	三五二、四七五	一二五、八七四	一、〇三三	三、一七二	六、八二八	一、〇三三	
仙北郡	五六六、三五八	四七七、八五〇	九八、五〇八	四、二二二	五七四	一	三、六四八	
平鹿郡	二九七、六三二	二三一、三三二	六五、三〇〇	九、三五九	六、二〇〇	五四五		
雄勝郡	三九六、七八六	二九四、七四八	一〇一、〇〇一	二、六五四	一	一五〇		
県計	四、八三〇、五七〇	三、五七八、七七五	一、二五一、七九五	五二、九一二	一七、一二八	一三、九一九	二一、八六四	
郡部計	三、四二九、七五六	二、六〇三、七二九	八二六、〇二七	五二、六二四	一七、一二八	一三、九一九	二一、五七七	
(3) 秋田県における町村合併促進の現況とその意見	秋田県の人口は、昭和二十五年十月一日現在の国勢調査によれば、市部二四〇、五八〇人、郡部一、〇六八、四五一人であり、町村数は二七〇（外に四市がある）である。従つて、町村の平均人口は、四八五七人となり、全国平均（同国勢調査による）五、一一五人より二五八人小規模となつてゐる。これを人口段階別にみた場合は、別表のように入り、秋田県の人口密度の町村平均五、〇〇〇人未満の町村は一五〇町村で、全体の五八%と過半数を占め、更に町村合併の最低の基準である人口八、〇〇〇人を下廻る町村は二〇二町村で、その全体に対する割合では、九〇%以上を示す。もとよりこれを全国的にみた場合、秋田県においては、人口二、〇〇〇人以下の極端に人口の少い町村はすつと少く、全国では二、〇〇〇人乃至	三、〇〇〇人の町村数が最も多く、三、〇〇〇人乃至四、〇〇〇人、四、〇〇〇人乃至五、〇〇〇人がこれにつき、この三段階を超すにつれて、概ね漸減してゐるが、秋田県においては、四、〇〇〇人乃至五、〇〇〇人の町村が一番多く次が三、〇〇〇人乃至四、〇〇〇人、その後が二、〇〇〇人乃至三、〇〇〇人となり又、八、〇〇〇以上の町村数が全国平均より少くなつていて、多少変則を示している。	三、〇〇〇人の町村数が最も多く、三、〇〇〇人乃至四、〇〇〇人、四、〇〇〇人乃至五、〇〇〇人がこれにつき、この三段階を超すにつれて、概ね漸減してゐるが、秋田県においては、四、〇〇〇人乃至五、〇〇〇人の町村が一番多く次が三、〇〇〇人乃至四、〇〇〇人、その後が二、〇〇〇人乃至三、〇〇〇人となり又、八、〇〇〇以上の町村数が全国平均より少くなつていて、多少変則を示している。	三、〇〇〇人の町村数が最も多く、三、〇〇〇人乃至四、〇〇〇人、四、〇〇〇人乃至五、〇〇〇人がこれにつき、この三段階を超すにつれて、概ね漸減してゐるが、秋田県においては、四、〇〇〇人乃至五、〇〇〇人の町村が一番多く次が三、〇〇〇人乃至四、〇〇〇人、その後が二、〇〇〇人乃至三、〇〇〇人となり又、八、〇〇〇以上の町村数が全国平均より少くなつていて、多少変則を示している。	三、〇〇〇人の町村数が最も多く、三、〇〇〇人乃至四、〇〇〇人、四、〇〇〇人乃至五、〇〇〇人がこれにつき、この三段階を超すにつれて、概ね漸減してゐるが、秋田県においては、四、〇〇〇人乃至五、〇〇〇人の町村が一番多く次が三、〇〇〇人乃至四、〇〇〇人、その後が二、〇〇〇人乃至三、〇〇〇人となり又、八、〇〇〇以上の町村数が全国平均より少くなつていて、多少変則を示している。	三、〇〇〇人の町村数が最も多く、三、〇〇〇人乃至四、〇〇〇人、四、〇〇〇人乃至五、〇〇〇人がこれにつき、この三段階を超すにつれて、概ね漸減してゐるが、秋田県においては、四、〇〇〇人乃至五、〇〇〇人の町村が一番多く次が三、〇〇〇人乃至四、〇〇〇人、その後が二、〇〇〇人乃至三、〇〇〇人となり又、八、〇〇〇以上の町村数が全国平均より少くなつていて、多少変則を示している。	三、〇〇〇人の町村数が最も多く、三、〇〇〇人乃至四、〇〇〇人、四、〇〇〇人乃至五、〇〇〇人がこれにつき、この三段階を超すにつれて、概ね漸減してゐるが、秋田県においては、四、〇〇〇人乃至五、〇〇〇人の町村が一番多く次が三、〇〇〇人乃至四、〇〇〇人、その後が二、〇〇〇人乃至三、〇〇〇人となり又、八、〇〇〇以上の町村数が全国平均より少くなつていて、多少変則を示している。	
(4) 秋田市の町村合併促進に対する意見	町村の適正規模にのみ基礎的基準を求めた本案は、地域的事情に則さないものがあるから、市町村合併促進法案に改め、生活経済圏と行政権限を完全に一致せしめることにより行政の強化を図るよう法案の全面的改正を要望する。特に一例をあげればこの法案中合併町村にのみ国有林地を除くよりは二倍に近くなつてゐる。更に、秋田県の一町村当りの平均面積は約五〇平方キロであり、全国平均二八平方キロ（北海道を除く）よりは二倍に近くなつてゐる。	町村の適正規模にのみ基礎的基準を求めた本案は、地域的事情に則さないものがあるから、市町村合併促進法案に改め、生活経済圏と行政権限を完全に一致せしめることにより行政の強化を図るよう法案の全面的改正を要望する。特に一例をあげればこの法案中合併町村にのみ国有林地を除くよりは二倍に近くなつてゐる。	町村の適正規模にのみ基礎的基準を求めた本案は、地域的事情に則さないものがあるから、市町村合併促進法案に改め、生活経済圏と行政権限を完全に一致せしめることにより行政の強化を図るよう法案の全面的改正を要望する。特に一例をあげればこの法案中合併町村にのみ国有林地を除くよりは二倍に近くなつてゐる。	(5) 秋田県における選挙の執行状況並に選挙法に対する改正意見	平方キロとなつてゐるので、合併の標準人口八千という面では三分の二位の町村が合併を要する状況であるが、これらを考え方とすると規模合理化に伴う能率の向上には、秋田県としては、別途その係数を算出しなければならない等の困難があるものと考えられる。	平方キロとなつてゐるので、合併の標準人口八千という面では三分の二位の町村が合併を要する状況であるが、これらを考え方とすると規模合理化に伴う能率の向上には、秋田県としては、別途その係数を算出しなければならない等の困難があるものと考えられる。	平方キロとなつてゐるので、合併の標準人口八千という面では三分の二位の町村が合併を要する状況であるが、これらを考え方とすると規模合理化に伴う能率の向上には、秋田県としては、別途その係数を算出しなければならない等の困難があるものと考えられる。	平方キロとなつてゐるので、合併の標準人口八千という面では三分の二位の町村が合併を要する状況であるが、これらを考え方とすると規模合理化に伴う能率の向上には、秋田県としては、別途その係数を算出しなければならない等の困難があるものと考えられる。
1、衆議院議員総選挙	今回の総選挙は昨秋の総選挙から半年足らずで廻返されたので、棄権防止と啓発に意を用いた結果、投票成績は七九・三九%、昨年の十月選挙の七七・一六%より上まわつた好成績を収めたのである。	今回の総選挙は昨秋の総選挙から半年足らずで廻返されたので、棄権防止と啓発に意を用いた結果、投票成績は七九・三九%、昨年の十月選挙の七七・一六%より上まわつた好成績を収めたのである。	今回の総選挙は昨秋の総選挙から半年足らずで廻返されたので、棄権防止と啓発に意を用いた結果、投票成績は七九・三九%、昨年の十月選挙の七七・一六%より上まわつた好成績を収めたのである。	1、衆議院議員総選挙	今回の総選挙は昨秋の総選挙から半年足らずで廻返されたので、棄権防止と啓発に意を用いた結果、投票成績は七九・三九%、昨年の十月選挙の七七・一六%より上まわつた好成績を収めたのである。	今回の総選挙は昨秋の総選挙から半年足らずで廻返されたので、棄権防止と啓発に意を用いた結果、投票成績は七九・三九%、昨年の十月選挙の七七・一六%より上まわつた好成績を収めたのである。	今回の総選挙は昨秋の総選挙から半年足らずで廻返されたので、棄権防止と啓発に意を用いた結果、投票成績は七九・三九%、昨年の十月選挙の七七・一六%より上まわつた好成績を収めたのである。	今回の総選挙は昨秋の総選挙から半年足らずで廻返されたので、棄権防止と啓発に意を用いた結果、投票成績は七九・三九%、昨年の十月選挙の七七・一六%より上まわつた好成績を収めたのである。
2、参議院議員通常選挙	立候補者は、第一区七名、第二区九名（定員各四名）計十六名であつて、第二区は特に激烈のようであつたが選挙管理事務上においては何等過誤もなく終了した。	立候補者は、第一区七名、第二区九名（定員各四名）計十六名であつて、第二区は特に激烈のようであつたが選挙管理事務上においては何等過誤もなく終了した。	立候補者は、第一区七名、第二区九名（定員各四名）計十六名であつて、第二区は特に激烈のようであつたが選挙管理事務上においては何等過誤もなく終了した。	2、参議院議員通常選挙	立候補者は、第一区七名、第二区九名（定員各四名）計十六名であつて、第二区は特に激烈のようであつたが選挙管理事務上においては何等過誤もなく終了した。	立候補者は、第一区七名、第二区九名（定員各四名）計十六名であつて、第二区は特に激烈のようであつたが選挙管理事務上においては何等過誤もなく終了した。	立候補者は、第一区七名、第二区九名（定員各四名）計十六名であつて、第二区は特に激烈のようであつたが選挙管理事務上においては何等過誤もなく終了した。	立候補者は、第一区七名、第二区九名（定員各四名）計十六名であつて、第二区は特に激烈のようであつたが選挙管理事務上においては何等過誤もなく終了した。
3、選挙違反件数について	法第二〇一条の五の政党その他の政治団体の政治活動の規則は、同一時期に衆、參兩選挙が行われたための際の投票成績よりは下まるも七七・四二%の投票結果を収めた。地方区の立候補者二名であった。	法第二〇一条の五の政党その他の政治団体の政治活動の規則は、同一時期に衆、參兩選挙が行われたための際の投票成績よりは下まるも七七・四二%の投票結果を収めた。地方区の立候補者二名であった。	法第二〇一条の五の政党その他の政治団体の政治活動の規則は、同一時期に衆、參兩選挙が行われたための際の投票成績よりは下まるも七七・四二%の投票結果を収めた。地方区の立候補者二名であった。	3、選挙運動について	法第二〇一条の五の政党その他の政治団体の政治活動の規則は、同一時期に衆、參兩選挙が行われたための際の投票成績よりは下まるも七七・四二%の投票結果を収めた。地方区の立候補者二名であった。	法第二〇一条の五の政党その他の政治団体の政治活動の規則は、同一時期に衆、參兩選挙が行われたための際の投票成績よりは下まるも七七・四二%の投票結果を収めた。地方区の立候補者二名であった。	法第二〇一条の五の政党その他の政治団体の政治活動の規則は、同一時期に衆、參兩選挙が行われたための際の投票成績よりは下まるも七七・四二%の投票結果を収めた。地方区の立候補者二名であった。	法第二〇一条の五の政党その他の政治団体の政治活動の規則は、同一時期に衆、參兩選挙が行われたための際の投票成績よりは下まるも七七・四二%の投票結果を収めた。地方区の立候補者二名であった。
4、参議院議員通常選挙	選挙違反の状況を見ると六月一日現在までの国警よりの調によると検査件数一五六件、総人員二二四人	選挙違反の状況を見ると六月一日現在までの国警よりの調によると検査件数一五六件、総人員二二四人	選挙違反の状況を見ると六月一日現在までの国警よりの調によると検査件数一五六件、総人員二二四人	4、参議院議員通常選挙	選挙違反の状況を見ると六月一日現在までの国警よりの調によると検査件数一五六件、総人員二二四人	選挙違反の状況を見ると六月一日現在までの国警よりの調によると検査件数一五六件、総人員二二四人	選挙違反の状況を見ると六月一日現在までの国警よりの調によると検査件数一五六件、総人員二二四人	選挙違反の状況を見ると六月一日現在までの国警よりの調によると検査件数一五六件、総人員二二四人

及び不在者投票用封筒には選挙人の氏名の外生年月日を記載することとしない。不在者投票の調書を廃止すること。

理由

不在者投票の事由該当証明書を厳正にし、煩雑なる調書を廃止せんとする。

八、令第五十五条の規定による不在者投票管理者中に保安隊長を指定するよう改正せられたい。

理由

不在者投票をなす保安隊勤務者は一選挙について七、八百名程度もあるので、該隊長を管理者に指定するのが事務の適格なる処理に適当である。同一氏名等の候補者に対する有効投票を按分する場合その基礎となる得票がないときは、当該候補者に等分すること。

理由

選挙人の意思を尊重する。

十、法第百四十三条の規定によるポスターは、選挙終了後一定の期間内にその掲示者において撤去するよう法令を改正せられたい。

理由

選挙理念の涵養と都市美の風教維持のため、補充立候補は、届出締切辞退したため、無投票となる場合のみに限定すること。

理由

選挙期日切迫のため事務処理煩雑と事故防止を図らんとする。

十二、公職選挙法第二百六十二条に投票所である施設において投票当日他の選挙の演説会を開催できぬよ

う規定されたい。

理由

当日演説会開催を表示する立札を掲示することによって、特定の候補者を有利に導き、選挙の公正上妥当を欠く。

十三、国又は県の選挙における候補者氏名掲示個所は、二個以上とする。但し参議院全国選出議員については、従前のことおりとする。

理由

現行三ヶ所以上五ヶ所以内あるを原則として二ヶ所に縮少しても選挙人に周知するに支障はない認められる。

十四、法第二百七十四条第三項の掲示開始の日「前二日」までを「前三日」に改め、参議院全国選出議員の投票記載所における氏名掲示は、同法による同一順序とすること。

理由

選挙期日前二日のくじでは事務処理と著しく困難である。

十五、参議院議員選挙の全国選出制を廃止せられたい。

理由

候補者個々について、その人物、経歴、識見又は抱負を制限された経歴公報は二、三分の政見放送等のみによつては、一票行使の判断は著しく不適確である。

十六、法第二百六十四条の二第六項の規定（個人演説会を表示する立札の掲示）を改正し、候補者が当該委員会の検印を得て掲示することとする。

理由

各選挙並びに審査の効力が確定せば保存の必要がない。

十七、公職選挙法第二百六十二条に投票所である施設において投票当日他の選挙の演説会を開催できぬよ

う規定されたい。

理由

法第二百一条の五の衆議院議員の総選挙についてのみその適用を受けるもので、他の選挙と同時選挙或は今回行われた衆、参両院選挙の如く、その期間の接近している場合、衆議院議員の候補者を有する政党その他の政治団体のみその政治活動の制限を受けるのは、公正且つ平等であるべき選挙の理念上妥当でないから、速かに改正若しくは削除すべきである。

十八、市の選挙について、候補者届出に要する供託は、市の出納機関とすること。

理由

立候補者の便宜を图らんとする。

十九、一般選挙の投票、投票録、開票録並びに法第二百九十二条の規定による報告書及び国民審査法施行令第八条、第十一条の規定によるも間は各選挙の効力に関する異議の申立て訴願の提起又は訴訟期間までとすること。

理由

審査権を放棄せしめ且つ事務取扱上の煩雑を極める。

二十、不在者投票用紙等の交付（令第五十三条）及び二重登録の通知（令第十七条）その他選挙事務に要する郵便料はそれ／＼の選挙を管理する国又は県において負担するようせられたい。

理由

現行経費基準に鑑み特に保安隊所

在地に対しては交付すること。

二十一、公明選挙運動の推進は物心両面に亘り、しかも常時展開を要する等の性質上单なる一市町村選挙管理委員会の事務でないから、国又は県においてこれが経費を負担する方途を講じられたい。

二十二、農業委員の選挙に関する届出等の時間は、農業委員会法中に規定せられたい。

理由

等の時間は、同法施行令第十四条に規定されているが、公職選挙法の例にみてもその重要性からして本法に政府するのが至当である。

二十一、投、開票管理者の費用弁償は、現行三〇〇円を一、〇〇〇円とし、投票並びに開票立会人の費用弁償は、現行三〇〇円を一、〇〇〇円とすること。

理由

弁償一〇〇円を五〇〇円として候補者の届出に係る立会人には支給しないこととする。

理由

候補者の利益代表であるその届出に係る立会人には、支給せず選任に係る管理者並びに立会人に対し、その職務的内容、勤務時間等に鑑みて増額せんとする。

二十二、国民審査の不在者投票は衆議院議員選挙と同一期間とすること。

理由

院議により地方行政の改革に関する調査に關連して地方行政の状況及び今次選挙の実施状況、特に議員提出法案に予定の町村合併促進法案と町村合併の実情等の諸問題について六月十日より六日間に亘り、富山県石川県において現地調査を行つたからその結果の概要を報告する。

一、今回の調査については現地、県、市町村等、関係当局との懇談により、その実情を明らかにすることを旨とし、必ずしも詳細な資料の提出を求めなかつた。但し、補足的なものとして次の諸項目に亘り、資料の準備をあらかじめ依頼した。

（一）財政制度に対する意見（県市町村）

（二）暫定予算に伴う諸事情その他の税

（三）財政情況を示す計数（県市町村）

（四）選挙の執行状況並びに選挙法に対する意見（県市町村選管、県國

（五）町村合併の現状を示す資料

（六）選管の執行状況並びに選挙法に対する意見（県市町村選管、県國

（七）その他の参考資料（県勢要覧総合開発説明資料を含む）

（八）開発説明資料を含む）

（九）その他参考資料（県勢要覧総合開発説明資料を含む）

（十）開発説明資料を含む）

（十一）開発説明資料を含む）

（十二）開発説明資料を含む）

（十三）開発説明資料を含む）

（十四）開発説明資料を含む）

現行国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第十三条の規定による事務費に啓蒙宣伝の経費を含むとあるも、本運動の性質上市町村の活動状況により別途に交付するのが至当である。

二十二、投、開票管理者の費用弁償は、現行三〇〇円を一、〇〇〇円とし、投票並びに開票立会人の費用弁償は、現行三〇〇円を一、〇〇〇円とすること。

理由

弁償一〇〇円を五〇〇円として候補者の届出に係る立会人には支給しないこととする。

理由

候補者の利益代表であるその届出に係る立会人には、支給せず選任に係る管理者並びに立会人に対し、その職務の内容、勤務時間等に鑑みて増額せんとする。

二十二、国民審査の不在者投票は衆議院議員選挙と同一期間とすること。

理由

院議により地方行政の改革に関する調査に關連して地方行政の状況及び今次選挙の実施状況、特に議員提出法案に予定の町村合併促進法案と町村合併の実情等の諸問題について六月十日より六日間に亘り、富山県石川県において現地調査を行つたからその結果の概要を報告する。

一、今回の調査については現地、

県、市町村等、関係当局との懇談

により、その実情を明らかにするこ

とを旨とし、必ずしも詳細な資料の

提出を求めなかつた。但し、補足的

なものとして次の諸項目に亘り、資

料の準備をあらかじめ依頼した。

（一）財政制度に対する意見（県市町村）

（二）暫定予算に伴う諸事情その他の税

（三）財政情況を示す計数（県市町村）

（四）選挙の執行状況並びに選挙法に対する意見（県市町村選管、県國

（五）町村合併の現状を示す資料

（六）選管の執行状況並びに選挙法に対する意見（県市町村選管、県國

（七）その他の参考資料（県勢要覧総合開発説明資料を含む）

（八）開発説明資料を含む）

（九）その他参考資料（県勢要覧総合開発説明資料を含む）

（十）開発説明資料を含む）

（十一）開発説明資料を含む）

（十二）開発説明資料を含む）

（十三）開発説明資料を含む）

（十四）開発説明資料を含む）

（十五）開発説明資料を含む）

したのは次の諸機関である。

県議會長
市長會長
市議會議長會長

町村会長
町村議長会長
県選挙管理委員長
市町村選挙管理委員会連合会長
県国警隊長

市警本部長

と県当局との措置がそのよろしきを得たことによるものと思われる。

十八年四月一日までの市町村合併状況とを県提出資料により計数的に示せば次の通りである。

○ 市
町
村
数
の
増
減
調

	市	町	村	計
明二 二、四、現 在	二	三一	二三八	二七一
昭二 七、一、夕	三	二九	一八〇	二二二
夕 四、夕	四	二八	一六四	一九六
夕 五、夕	四	二八	一五一	一八三
夕 六、夕	四	二九	一四七	一八〇
夕 八、夕	五	二八	一四四	一七七
昭二 八、四、夕	五	二八	六三五、〇一三	一七二
	二八	一三七	六一六、七二四	三、六三三
		一七〇	一六五	三、七三八

○市町村合併状況

(富山県地方課調)

山北吉東太西広石福 山太美太瀬瀬黒光 田江美山美館 村村村村村村村村町	糸北城大南 谷野端鋸山 村村町村村	林出五庄油中 鹿下田野 村町村村村	經西天加道片下上松上下魚 布貝野野中中津 田神積下谷方方島 村村村村村村村村
二、六、三、一、六、六、六、六、六、 一、一、三、九、四、八、〇、三、三、五、 一、六、三、六、九、〇、二、七、四、七、三、九、 一、七、九、〇、二、七、四、七、三、九、	二、一、四、二、三、 五、五、九、〇、八、三、 六、六、九、三、四、七、一、	二、六、二、一、六、 三、八、〇、五、七、五、八、 七、八、六、〇、四、八、	一、五、二、二、一、五、 一、〇、二、九、二、七、 一、四、三、一、四、八、 三、九、〇、八、四、四、
六、六、五、八、七、四、三、六、八、九、一、 〇、〇、六、六、三、七、三、八、五、一、五、二、 七、一、	一、五、四、一、二、 八、一、四、六、二、三、七、 九、〇、一、	五、六、四、三、三、七、 七、〇、四、三、六、二、 九、五、八、	一、〇、三、三、七、 二、三、六、四、五、五、 四、一、四、八、五、五、 五、九、二、四、三、一、
福 光 町	城 端 町	磯 波 町	魚 津 市
二、三、三、三、九	一、三、九、四、三	一、六、七、四、四	四、五、五、七、一
一、四、七、八、六	六、四、二、一	三、一、三、三	一、〇、〇、四、九
五、昭、二、七、一	五、昭、二、七、一	四、昭、二、七、一	四、昭、二、七、一
合 体	合 体	合 体	合 体

青島村	東山見田村	水見村	水見市	庄川町	八、一六五	三三、七〇	六、二七、一	合体
二、〇九一	二、二八	一〇、〇三	一〇、一二	二、二八	三、三〇	一、一九	二、四一九	青島村
三、三五〇	一、五、三〇	七、〇八	六、〇〇	三〇、一〇	一、三〇五	二、六九六	一、四八三	東山見田村
一、三〇五	一、六、〇〇	八、二	一、九、五九	二、六八五	二、一、三〇五	二、七一五	二、一〇、一三〇	水見村
二、一〇、一三〇	一、九、五九	四、五一	三七、九七	三〇、〇七八	三、三、七一	四、〇三八	四、一〇八	堀作片海村
一、九、五九	二、一、一八	四、五二	八、一七	一、九五〇	二、七三〇	二、一〇八	四、一〇八	東布施村
二、一、一八	二、六二	五、〇〇	一、八八	二、五八	一、九五〇	四、〇三八	三〇、一〇七二	本江村
二、一、一八	二、五八	一、八八	八、一七	二、一、一八	二、七三〇	二、一〇八	四、一〇八	老井村
二、一、一八	二、五八	一、八八	八、一七	二、一、一八	二、七三〇	四、〇三八	三〇、一〇七二	新作村
二、一、一八	二、五八	一、八八	八、一七	二、一、一八	二、七三〇	四、一〇八	二、一〇、一三〇	東口村
二、一、一八	二、五八	一、八八	八、一七	二、一、一八	二、七三〇	四、〇三八	三〇、一〇七二	新湊市
二、一、一八	二、五八	一、八八	八、一七	二、一、一八	二、七三〇	四、一〇八	二、一〇八	庄川町
二、一、一八	二、五八	一、八八	八、一七	二、一、一八	二、七三〇	四、〇三八	三〇、一〇七二	青島村

一、町村合併促進法案について、富山県より次の意見の提出があった。

○町村合併促進法案に對する意見

(町村の適正規模)

意見

(富山県)
由理

意見

(町村の関係)

町村規模の最底基準を必ず法定すること。

(町村の関係)

規定によらない任意の協議会とすること。

(議員の任期、定数等に関する特例)

規約は関係町村の協議によつて定めるものとし、構成員の範囲についても関係町村の自由とすること。

（議員の任期、定数等に関する特例）

町村規模の最底基準としての面積三十平方キロメートル及び人口八千は町村合併の基本であり、且つ目標である。また新町村建設計画を定めるに當つても、その基盤となるものである。

新町村建設計画の策定、合併の推進等その業務並びに事務は広範囲で複雑多岐に亘るため、地方自治法の規定によらない協議会として、その運営について彈力性を持たせるべきである。構成員は少數精銳主義をとるべきである。

1 新定数外になつた議員に対しても新町村の行政に参与せしめる措置を講ずること。

2 新設合併のため新たに議員を選挙する際も、新定数を認めること。

(地方税法の特例)
第五十五条 関係
不均一の課税することのできる期間を二年間に短縮すること。

(町村合併促進のための補助金)

第三十一条 関係
「予算の範囲内において」を削り「交付することができる。」を「交付しなければならない。」に改める。

(その他の)
町村合併促進法を速かに制定すること。

新定数外になつた議員に対して、「新町村行政審議委員会(仮称)」の委員として、その任期間行政の一部に参与せしめることは合併後の運営が円滑となり、かつ本条の精神に一致する。単に旧議員の任期延長を認めるのみならず、新設合併の際も、同様の効果を及ぼすべきである。

不均一の課税期間が長ければ旧町村間の融和がとれず、新町村の行政が円滑に執行されないから、その期間を短縮して早く軌道に乗せるようにすべきである。

町村合併に要する経費は、有形無形に多大の負担が荷重されるものであるから、国の要求する町村合併については、速かに交付しなければならないものとする。

民主政治の基礎である町村の規模の合理化については全国的に推進されているが、この法律が廃棄となれば、現在進行中の合併気運が遲延し又は悪影響甚大と考えられる。町村に及ぼす悪影響甚大と考えられる。

6 農村施設の拡充。
7 農工一体的經營を目指し、工場誘致による工業地帯の造成。
8 山村施設の拡充（特に林業の開発）

一、合併に当たり決定せる事項 旧町村を解体し、市制を実施するので、特に決定した事項はないが、relation町村の要望は次のとおりであつて、これに応えることを申合せ実行した。
1、旧町村単位の選挙区を設けること。
2、現在の町村議会の議員をもつて組織する市勢振興委員会を旧町村地区毎に設け、市長の諮問機関とすること。在職期間は町議会議員の残任期間の三ヶ年とすること。
3、現職の町村職員は、全員新市に引継ぐこと。
4、住民の日常生活上、旧町村に支所を置くこと。
○庄川町（富山県）合併の記録 (富山県東礪波郡庄川町長 藤崎博明)

町村合併に関する資料について標記の件六月三十日附を以つて御照会ありました。別紙の通り御回答致します。
一、合併前後の事情 東礪波郡東山見村、青島村、雄神村、種田村は、礪波平野が扇状
に展開する、要に庄川を跨ぎて東礪波郡の東南端に位置しおのづと一つとして存在し、風俗、人情、習慣、文化及生活状態など各方面にわたつて共通するところ多く経済的の相互依存、地理的にも又水利上に於ても密接不離の関係を有して居たものである。
学制改革に依る六、三制実施に際し此の四ヶ村が主となつて中学校を共同經營し來つたのであるが、行政事務の再分配に伴い村の規模を合理化して自治体の基礎を確立し住民の福祉の増進と行政の充実发展を期することが痛感せらるに至つたのである。
合併をする上に於ても此の新制中学校の共同經營が其の基礎となり四ヶ村住民の人情、風俗の全く一致ること、合併に際して紛争となる様な条件を出さなかつたことで之等が合併を促進する結果となつた。

斯くて各村議会は二十六年春來數次に亘り協議会を開催し村合併について調査研究すると共に一般住民の意向を尊重して啓蒙宣伝に努めた結果合併必至の気運が高まり關係者の昼夜を分たぬ努力が実を結び二十七年五月十五日各村一齊に「東山見村、青島村、雄神村、種田村を置き、その区域をもつて新たに庄川町を置き、二十
一、合併に当たり決定せる事項 旧町村を解体し、市制を実施するので、特に決定した事項はないが、relation町村の要望は次のとおりであつて、これに応えることを申合せ実行した。
1、旧町村単位の選挙区を設けること。
2、現在の町村議会の議員をもつて組織する市勢振興委員会を旧町村地区毎に設け、市長の諮問機関とすること。在職期間は町議会議員の残任期間の三ヶ年とすること。
3、現職の町村職員は、全員新市に引継ぐこと。
4、住民の日常生活上、旧町村に支所を置くこと。
○庄川町（富山県）合併の記録 (富山県東礪波郡庄川町長 藤崎博明)

町村合併に関する資料について標記の件六月三十日附を以つて御照会ありました。別紙の通り御回答致します。
一、合併に当たり決定せる事項 旧町村を解体し、市制を実施するので、特に決定した事項はないが、relation町村の要望は次のとおりであつて、これに応えることを申合せ実行した。
1、旧町村単位の選挙区を設けること。
2、現在の町村議会の議員をもつて組織する市勢振興委員会を旧町村地区毎に設け、市長の諮問機関とすること。在職期間は町議会議員の残任期間の三ヶ年とすること。
3、現職の町村職員は、全員新市に引継ぐこと。
4、住民の日常生活上、旧町村に支所を置くこと。
○庄川町（富山県）合併の記録 (富山県東礪波郡庄川町長 藤崎博明)

町村合併に関する資料について標記の件六月三十日附を以つて御照会ありました。別紙の通り御回答致します。
一、合併に当たり決定せる事項 旧町村を解体し、市制を実施するので、特に決定した事項はないが、relation町村の要望は次のとおりであつて、これに応えることを申合せ実行した。
1、旧町村単位の選挙区を設けること。
2、現在の町村議会の議員をもつて組織する市勢振興委員会を旧町村地区毎に設け、市長の諮問機関とすること。在職期間は町議会議員の残任期間の三ヶ年とすること。
3、現職の町村職員は、全員新市に引継ぐこと。
4、住民の日常生活上、旧町村に支所を置くこと。
○庄川町（富山県）合併の記録 (富山県東礪波郡庄川町長 藤崎博明)

施設名		構造	坪数	経費	摘要	要
庄川中学校体育館		木造瓦葺	八三九坪	一七、五四〇千円	従来東山見小学校敷地内に隣接して建てられていたものであるが庄川町誕生と共に建築に着手二十七年度に	校舎を落成引続き体育館が施工中である
庄川中学校グランド		二階建	三四〇	一六、〇〇〇	盛土、整地	リート平屋
東山見小学校玄関		木造瓦葺	九三	三、〇〇〇	二階建	鉄筋コンクリート平屋
給食場、宿直室等の改築等		木造瓦葺	三八	一、三〇〇	木造瓦葺	木造瓦葺
雄神小学校給食場の改築		二階建	五六	二、五〇〇	摘要 要	良識ある住民の教養施設として公民館の新築及内容の整備
2、交通施設計画						
路線区分	延長	経費				
県道 井波中田線	八、〇〇〇	五、〇〇〇	千円			
青島島福野線	三、〇〇〇	二、〇〇〇				
本町を貫通する本線の幅員の拡張舗装のための地元負担にする用地買収及立替に依り三年計画による完成						
1、商業振興計画						
遠く藩政時代より飛騨木材の集散地としての木工業及製材業は大小工場併せて二十数工場を数え特殊産業としての育成助長を講すると共に観光地としての						
2、農業振興計画						
庄川浅耕地帯の青島、五ヶ種なるを以つて名声を博し居る、						
3、消防施設計画						
青島下梨線		五、〇〇〇	一、五〇〇	七、〇〇〇	一一、〇〇〇	中部日本横断の庄川沿岸道路の完成に伴う観光及産業路線として幅員の拡張
道						県道を中心とする丁型都市計画町道を五ヶ年計画にて完成
4、観光施設計画						
遊園地	施設名	延長	経費	摘要	要	
ハイキングコース		七、〇〇〇米	一、一〇〇千円	小牧ダムより牛岳頂上に登りて下りて合口ダムに至るハイキングコースは二十七年より着手中	種田、雄神分団の消防車は老朽小型にして災害発生の時は其の目的を達成し得ず各旧村に於て懸案となつてゐるものである主要地に貯水槽を構築災害の防護をする	
遊光道路		二平方糠	五、〇〇〇	小牧ダムより庄川の清流を浴びながら山麓を縫うて弁財天に至る観光道路	穂波嵐山左川に迫り堤上の桜花松風に和	
1、合併促進に対する総合的意見		六、〇〇〇	一八、〇〇〇	それ実に大乗的見地に立ち合併を進めるにとらわれることなく、	合口ダム一帯の舟戸遊園地を造成せんとする	
2、御互に合併は永遠のものなれば現在にとらわれることなく、				合併後少くも三年以上の間は	合併後少くも三年以上の間は	
3、合併の引下げを目途として振興計画を樹立している。				財政的に需要額が客観的見方と反対に増嵩の止むを得ざる場合が多い、従つて合併自治体をよ	財政的に需要額が客観的見方と反対に増嵩の止むを得ざる場合が多い、従つて合併自治体をよ	

区域より宮村が分離し從前の矢木、大門、大門新、坪内、庄下、新、庄下館、高道、宮村の八ヶ村が、
村戸長役場となり明治二六年五月富山県の管轄となる。明治七年七月、三郎丸外二三ヶ村が
(石丸、石丸又新、行兼、六十歩、宮村、高道、矢木、坪内、大門、大門新、庄下新、庄下
館、中村、則安、堀内、町村、大坪、宮丸、十年明、新又、木下、千代、地仙)連合して三郎丸に戸長役場を置いた。其の後明治二〇年是戸村が分離して現在の油田村、庄下村のみの区域に改編せられた。明治二二年四月町村制実施と共に分離して矢木、大門、大門新、庄下新、庄下館、坪内、高道、宮村及五郎丸新杉木、堀内の三入合地を以て一村を形成した。其の後大正二年三月五郎丸新を矢木、杉木を高道に堀内を宮丸に、大門新を大門に併合改称し大正五年五月一日より大字の二字を削除し今日に至っている。

革は詳かではないが、概ね慶應年間に出来たものと推察されるが元和寛永の頃より明暦元年に至る約五〇〇年の間に加賀藩の領するところとなり地肥沃の土地とした。又荒高屋は戸波美賀と称する原野であったが、應永一三年に利波川の大洪水によって流域はことごとく東に移動したため一朝にして田畠は流失し砂礫の荒地となつた事に因んで慶長年間に荒高屋と称したものと伝えられる。

又花島は天保三年より開墾に着手し天保五年に野尻村から離れて一村となつたが明治二年町村制実施により由緒ある名も五鹿屋村と改称した。

住民は殆んどが農業に従事しており米七、〇〇〇石その他の大、小麦四四〇石、里芋五百三、〇〇〇貫の収穫の実を挙げている。

交通として出町、井波町線の県道は村の中央を通じ自動車その他諸車の通行が頻繁で延長約七糺、その他国道第一号線があり第一三号線があり延長約五糺であつて今後交通文化の充実完備を必要として色々その成り立たれを期している。

今より約四百年前武力鬭争の醜状悲惨に飽き、武を捨てて礪波に辿り来た越後の上杉の臣藤田一族が農業に励み開拓して草石四、八〇〇石を有するに至つた。其の後逐次土地を拓き今の市街地に市場が設けられ殷賑を極めたが慶長三年の庄川氾濫により市場田畠は悉く流失し約四十年間荒蕪するに至かせていたが慶安二年次郎兵衛が同志數名と語り地勢位置交通等便益の地であることに着目して前田藩主に願い出、市場再興を図った。逐次四隣より集り市街を形成し繁栄した。旧藩時代より郡奉行を設置し府県制度が定められて礪波郡役所が設置され、その後税務署、裁判所、警察署、園芸試験場、検察庁、職業安定所、労働基準監督署等附近七ヶ村組合立中学校県立高等學校があり、八大幹線道路が車軸の如く市街中心に注入されそれぞれバスその他が頻繁に運行している。

有数の預金高は共に町の誇りとするに足るもので町のみならず附近農村の経済の中核をなしてゐる。

（四）鷹栖村の概況（削除）

この村は日詰、杉本、紺屋島、林、新屋敷、東中、小島、小杉、水宮の丸九ヶ部落を以て成る。

往古は若林郷と称し維新後藩主慶喜当時戸長の制が施され二三六区となり各区に戸長を置いたが太郎丸外一ヶ村の戸長役場に属し其の後北高木村外一六カ戸の戸長役場に属した。

明治二三年町村制実施により大字日詰、紺屋島、杉木、小杉、小島、東中、水宮、藤沢、新屋敷、林、西宮森、下中、鷹栖出の一三ヶ村を以て形成するに到了た。元西礪波郡に所属していたが昭和二三年東礪波郡に編入した。

交通は南端に出町、石動間、中央を横に出町、福岡間、縱に油田、若林間の県道があり、それに附屬して一三、七八〇米の村道がある。中心地より出町へ二糠、石動に八糠の位置に図りつつある。

住民は概ね農業を営み、生産物は米麦等近時農業施設の奨励と相俟ち科学的農業經營により生産物の増収と經營の合理化を図りつつある。

史蹟として木曾義仲の中食をしたと伝えられる牛餉岡、馬場

河原、源氏ヶ峯など当時の戦場の一部が残っている。

四 町村合併を必要とする理由

行政事務再配分の具体的な方策確定の際に於いて町村の規模を合理化し強力な基礎的態勢を整備することが必要であり関係町村は地理的にも風俗、人情、習慣等各般と亘つて相通じ密接な関係を有するので、ここに住民の福祉の増進の行政の充実発展を期することが是非とも必要であるからである。

五 関係町村議会の意向

各町村議会は數次に亘り協議会を開催して町村合併について調査研究し、かつ一般住民の意向を尊重し、ここに鞏固な自治体を作り住民の福祉を増進することができ、きんのことであるとの結論に達成し、このことについて可決することになったものである。

六 関係町村住民の意向

時代の推移により合併必至の気運が近時たがまつたのであるが、地方税法の改正、地方財政平衡交付金法の施行、行政事務の再配分の勧告等により急造にこのことに拍手がかけられたのであります。が一部には時期尚早論も出で容易に纏まり難かつたが関係者の昼夜を分したぬ啓蒙により将来の住民の福祉を念願して時代の要望に順応したものである。

関係町村の現況調（省略）

磯波町事業計画概要書

（中野、油田、庄下、五鹿屋、出町、林）の合併条件を遂行すべく銳意調

査研究を重ね、ここに総合計画を樹立した。計画は広範囲にわたり、事費も厖大となるので町の財政負担

を考慮し三ヶ年又は四ヶ年計画としたのであるが何れも緊急止むを得ないものである。

なお要望の起債補助は左記の如く細部は別表の通りである。

記

二、厚生
厚生住宅建設事業
資金乏しく住宅がなく困窮するもの本町に數十世帯あり之等の民生の安定福祉の増進を期し住宅を三ヶ年間に五十戸建築せんとする。

三、土木
県道改修事業
神島一〇八万円

四、土木
引揚者住宅建設事業
総工費九九六万円

五、土木
県道改修事業
総工費一五二万円

年 度 别	総 事 業 費	補 助	起 債	町 負 担
昭和二十七年度	一三四、三六三	一一、七八八	八六、七五八	三五、八一七
昭和二十八年度	一一八、七六六	三三、八三六	五六、〇五七	二九、八七三
昭和二十九年度	七七、〇四九	一六、三六五	三二、六五五	二八、〇二九
昭和三十年度	二四、二七一	三、九八〇	八、三二五	一一、九六六
計	三五四、四四九	六四、九八六	一八三、七九五	一〇五、六八五

(一) 教育

(二) 小学校改築及び運動場拡張事業

(三) 出町小学校改築

建築年輪満五十年に達し危険極まりなき状態にあるため校舎改築モーデルスクールの申請中のところ六月三十日候補校として指定あり本年より三ヶ月を以て改築せんとする。

総工費九、五〇〇万円

(四) 庄下小学校

明治三十六年建築にかかるもので老朽度甚だしく本年度に於て一部を改築せんとする。

総工費三八〇万円

(五) 油田小学校

便所、炊事場等の設備不完全にして衛生上遺憾な点が多いので昭和二十八年度に於て改築せんとする。

総工費一〇〇万円

(六) 総工費

一〇〇万円

校舎は明治四十年の建築物にしてかなり傾斜しているので、昭和二十九年度において改築せんとする。

総工費八〇〇万円

(七) 五鹿屋小学校

便所及び炊事場は狭隘、採光不良、飲料水の設備等不完備であるので本年度に於て改築せんとする。

総工費一五〇万円

(八) 現校舎は児童数に比し狭隘にして、且つ特別教室が少なくて二教室を増築せんとする。

総工費一八〇万円

(九) 林小学校

明治四十年の建物にして老朽甚だしく主柱が傾斜しているので支柱を以て危険を防止する状況にあり昭和二十九年度に於て改築せんとする。なお現校庭は四五〇坪にして狭隘なる上附近に建築物あり拡張困難なるを以て校舎の後方に昭和二十八年度に於て三〇〇坪拡張せんとする。

総工費八〇〇万円

(十) 図書館改築事業

在来の出町図書館は瀬波町図書館として旧出町自治警察厅舍に設置したが設備不完全の為之を改築せんとする。

総工費一八〇万円

(十一) 警防

総工費一〇〇万円

(十二) 消防施設整備事業

消防の要証である初期防火の完全を期する為速消火車を購入することあり、昭和二十八年度に於て改築せんとする。

総工費一八〇万円

なお要望の起債補助は左記の如く細部は別表の通りである。

二、厚生
厚生住宅建設事業
資金乏しく住宅がなく困窮するもの本町に數十世帯あり之等の民生の安定福祉の増進を期し住宅を三ヶ年間に五十戸建築せんとする。

三、土木
引揚者住宅建設事業
総工費九九六万円

四、土木
引揚者住宅建設事業
総工費七一四万円

五、土木
県道改修事業
神島一〇八万円

六、通信
通信網整備事業
総工費一五二万円

通信連絡網の整備は労力の節約、事務能率の向上と警防上の見地より是非必要であるので三ヶ年間に遠隔の部落十五ヶ所に電話を設備せんとする。

別記及び別紙要因の如く速かに改修補装すると共に出町、中田線を県道に編入改修せられたい。

なお青島線、福岡線は全線改修を早急に実施するを要するが、県に於て直に着工困難なる場合は地元立替工事を認められが財源として起債を認められたい。

本件に関しては既に起債申請通と甚だしく汚損している箇所も多いので之を改築せんとする。

出町厚生寮は昭和二十二年建築したのであるが収容人員の超過と甚だしく汚損している箇所も多いので之を改築せんとする。

前記県道改修に伴い別記及び別図の如く町道の幹線網を完成したいこの事業費財源として起債及改修補助金を御援助願いたい。

本件に関しては既に起債申請書を提出してある。

町道改修事業
前記県道改修に伴い別記及び別図の如く町道の幹線網を完成したいこの事業費財源として起債及改修補助金を御援助願いたい。

昭和三十年を目標として四ヶ年計画を以て管内の農道水路を整備し、これに伴い交換分合、客土、小開墾事業を完成し土地条件を整備し農業増産対策の基盤を完成するため別記の如く計画(昭和二十七年度は既に大半実施中)したので県に於てこれを積寒事業又は県単事業の対照、或いは技術面、融資面に夫

夫最大の御指導御援助を賜りた

(二) 農業改良事業

國の要請する主要食糧の増産と農家経済の安定を目指し別記増産計画の如く米麦作、畜産、園芸の三者の有機的結合により長短相補い、粗収入に於て米収入に適する収入をあげるべく計画を進めつてあるので融資補助指導面に於て多大の御援助を賜りたい。

七、衛生

(一) 保健所支所設置事業

町村合併による人口増大と公衆衛生の普及徹底を計るために保健所支所を設けたい。

総工費 一五〇万円

(二) 中野診療所改築事業

現在の中野診療所は狭隘にして設備不備にも拘らず受診者が非常に多いので、これを改築せんとする。

総工費 二九五万八千円

(三) 五鹿屋診療所増築事業

現在医師住宅がないため増築せんとする。

総工費 五〇万円

(四) 庄下診療所建設事業

庄下地区は現在無医村であるので昭和二十八年度に於て診療所を建築せんとする。

総工費 二八〇万円

(五) 油田診療所改築

現診療所は老朽甚だしく狭隘なる為昭和二十八年度に於て改築せんとする。

総工費 三〇〇万円

(六) 町立病院設置事業

国保事業をより完全に社会保障制度化する為現在の礪波厚生病院の負担を整理し之を町立病院たらしめんとする。

総工費 一、一九九万二千円

(七) 結核病棟設置事業

結核療養施設の緊要なることは論をまたない所で現在の厚生病院に之を併設し結核患者の大福音たらしめる。

総工費 一、五〇九万一千円

(八) 水道

林分院拡充事業

林地区には厚生病院の分院があるのであるが設備不備狭隘であるので昭和二十八年度に於て之を拡充せんとする。

総工費 二〇〇万円

(九) 特殊事業

水道拡充整備事業

現在の水道は大正十二年に建設せるものにして其の後人口の増加に伴う需用者の増大は約二倍に達し現在の配水能力七〇〇立方メートルを一四四〇立方メートルまでの倍必要があり之が拡充整備をする。

総工費 二九五万八千円

(十) 別冊改修期成同盟会の陳情書

の如く庄川左岸に取水する若林口、舟戸口、新又口、千保口四用水の改修を致したいから本事業を二十八年度県営事業に認承

せられたい。

四・二二平方糸尺庄北三一・六
糸東西一八・六となりたり。

二、合併の手続並に経緯

各町村長、議会議長等の会同を

依て之が所要資金二億六千万円の借入に關し御配慮願いたい。

(三) 北陸農産物共進会開催の件

本年より年々礪波町に於て北陸農産物共進会を開催したい

ので之に対し積極的な協力と年

年県費百万円以上を支出せられ

る様御配慮願いたい。

礪波町四ヶ年計画集計表(単位

千円)(省略)

○城端町(富山県)合併の記録

(富山県東礪波郡城端町長 天富直次)

曩々に御照会相成りました表記の件別紙の通り報告いたします。

一、合併前後の事情

今回合併せる城端町外四ヶ町村は現住人口成端町は四、七六四南

山田村は三、八三七六、鍋屋村は二、〇五九、蓑谷村は一、五七五、北池村は一、五五二の何れも小町村にして何れも各自治行政上、経済面に於て行き詰りを生じ苦しめ居たる、故を以て此町村は風俗、人情、習慣、文化等共通の面あり、地理的にも各密接なる関係にあり曩きに学制改革に當り中学校を共同經營し又伝染病隔離病舎も組合を組織して共同經營し來り此際基礎なる自治体を作り以て住民の福利増進せんとする。

二、合併前後の事情等報告について

○福光町(富山県)合併の記録

(富山県西礪波郡福光町長 松村清三)

合併前後の事情等報告について

其の他

助成

7

一、合併前後の事情

十ヶ町村の大合併につき從来町

村民の相談相手として何事も気軽に話しだきた親しみより大きく統合したため町民の不便もあり元役場を支所、出張所として存置町税の徴収、農業委員会、社会教育事務等その他町民の連絡機關として催しその大綱を協議し、県庁、地方法務所等の指導の下に各町村内部落会に望み説明と了解を求める町議会満場一致の下に同時議決を

見たり、頭初の会同より議決完了に至る僅か十八日、各環境の相互通ずるもののが多分にあつた關係により順調なる成果を見たるものと思考す。

三、合併に當り決定せる事項

三、合併の手続並に経緯

昭和二十七年一月より福光中学校、吉江中学の合併問題より町村合併に発展し三月二十九日先づ福光町議会に於て合併の仮議決を行ひ三十日福光町消防会館に合併對策本部を設け旧福光町議員が積極的に区域村落に働きかけ四月十八日西太美村議会も合併仮議決を行ひ二十三日から二十五日まで吉江、東太美、石黒、広瀬、広瀬館、北山田、太美山と順次合併の仮議決を行い二十六日合併對策本部で仮議決を行つた福光外九ヶ村の合併對策委員会(各地區より四、五名出席)を開催して、新町名役場位置、町議会議員數割当、財産處分等に關する協議を行い同日の決定に基き二十七日から二十八日早朝に亘り各町村議会でそれぞれ合併申請議決をし二十八日書類作成し同日県庁に提出四月三十日の具議會にて合併が議決され予定通り五

月一日から新町として発足した。

三、合併に当り決定せる事項

一、財産及負債は新町に引継ぐ。

二、合併実施希望期日（昭和二十九年五月一日）

三、新町名選定（福光町）

四、役場予定位置（元吉江村役場）

五、町議会議員選挙につき選挙区を設け選挙区毎の議員定数の決

定。

六、元役場を支所、出張所とする。

七、役場吏員は全員現給で引継ぐ。

八、学校通学区域は現状のまま。

九、合併後の町の諸計画

昭和二十八年度より三ヶ年計画

町道改修事業

一〇九・五糸

小学校改築

一、一〇〇米

中学校整備事業

二校

五校

街路事業

二、五六八坪

消防施設拡充

三校

八ヶ所

厚生病院

九〇〇坪

自動車ポンプ

三台

林道新設

五、〇〇〇米

促進法案について提出された意見は次の如くである。

一、石川県から町村合併促進法案（試案）に対する意見（石川県）

（町村合併の最低の基準となるべき町村の規模）

第三条 町村は、概ね、人口八千を最低の基準とし、面積三十平方キロメートルを標準として、その規

模の適正化を図るため相互に協力しなければならない。

都道府県知事は、地方自治法第

八条の二第一項の規定により、町村の合併に関する計画を定めるときは、町村の規模については、前項の基準に従わなければならぬ。

この規定は削除するか又は最

低基準をさげた方がよい。

理由

(1) 面積と人口との間には別に相関性はない。

(2) 本県の町村規模が非常に小さいで実情に適合せず、知事が計画を定める場合の障害になる。

(3) 合併の最低基準は設けず種

種なる場合に適合するような自治庁等の技術的勧告によつた方がよい。

(地方財政平衡交付金法の特令)

第十三条 国は、地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十号）の定めるところにより、合併町村に毎年度交付すべき交付金については、政令の定めるところにより、町村合併後五年間に限り、合併関係町村が当該年度の四月一日においてなお從前の区域をもつて存続し、その後当該年度中に町村合併が行われたものとみなして算定する。

一、この規定の五年間を十年間に延長して処減方式を採用した方がよい。

(1) 合併するとすぐ予算が節約できるものではなく逆に財政需

要が増加するから合併の効果が期待できるのは五年以後位である。

業を期待し、継続事業となる

可能性が多いから五年間では短い。

(2) 合併すると町村民はすぐ事

業を期待し、継続事業となる

可能性が多いから五年間では

短い。

（新町村建設計画の送付等）

第三十条 内閣総理大臣は、第六条第五項（第八条の規定により準用する場合を含む。）の規定により、都道府県知事から新町村建設計画及びこれに対する都道府県知事の意見の提出があつたときは、直ちにこれを関係各省大臣に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知をするに当つては、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは新町村建設計画の実施について調整を行つことができる。

一方、この規定の第二項は削除した方がよい。

理由 調整権の範囲が不明確である。

（地方財政平衡交付金法の特令）

第十三条 国は、地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十号）の定めるところにより、合併町村に毎年度交付すべき交付金については、政令の定めるところにより、町村合併後五年間に限り、合併関係町村が当該年度の四月一日においてなお從前の区域をもつて存続し、その後当該年度中に町村合併が行われたものとみなして算定する。

一、この規定の五年間を十年間に延長して処減方式を採用した方がよい。

(1) 合併するとすぐ予算が節約できるものではなく逆に財政需

体的にはあまり進行していない。現在、準備中の状況である。

これについては県当局から説明書の提出があつたから、その要点を抜粋して掲げておく。

○町村合併に関する概況（石川県）

合併に対する構想

本県は町村数一七七ヶ町村、平均人口三、四二人でも四十一位の最下位に近く、地方行政調査委員会議の勧告の線である町村平均人口七千五百人ほど遠いものがいる。

次に平均面積は二三・四二（平

方糸）、人口密度二三四人で全国平均人口三五・三（平方糸）より相

当狭い、密度も全国平均二六二人であるから三八人少い。

本県の町村数、規模から考えて合併の必要は勿論で、唯その町村合併の目標数をどの程度に問題であるが、本県には本県特有の具体的諸事情があるので全国平均の合併の目標数をそのまま合致すると考えられない。

併し本県の町村総人口数は六〇〇人で町村の平均面積も人口密度から勘案して一ヶ町村

平均人口七、五〇〇人を妥当と

して算出すると約八十ヶ町になら。

現在町村数一七七であるから約百ヶ町村を合併することを

一応目標として合併を推進す

る。

この決定に基き機会を抱えて

町村に個別的に合併について

打診しその気風を高揚する。

同時に郡担当係、財政事務所を通じて合併可能町村を調査する。

(A) 基本方針の決定（昭一七、五）

町村合併の促進に関し、その目標を定めて実施することに決定する、併せて「本県と町村の規模」「本県と合併の必要性」「合併の目標及方法」を調査する。

(B) 合併町村の規模調査（昭二七、六）

過去町村合併によつて現在成

立しているモデル町村の合併前

後の財政及び住民負担額別記

の項目につき五ヶ町村にわたつて調査する。併し予期した結果得られず。

(1) 合併の動機

ら他の一六二ヶ町村は大なり小なり影響を受けることになるであろう。（中略）

本県においては昭和二十七年四月頃より合併の啓蒙宣伝に入り、十月までに合併の意思ある町村を調査して特に有望なる三十有ヶ町村を合併促進町村に指定し、今年三月頃までその説明会と勧誘に回った。

郡別	賛成	合併を可とする区域	希望
江沼郡	六ヶ町村	十九ヶ町村	時期尚早論多し
能美郡	三ヶ町村	十一ヶ町村	民意尊重
石川郡	七ヶ町村	二十六ヶ町村	時期尚早論多し
河北郡	二ヶ町村	六ヶ町村	反対論有力
羽咋郡	十ヶ町村	三十八ヶ町村	大規模合併望む
鳳至郡	二ヶ町村	三十三ヶ町村	条件付多し
鹿島郡	八ヶ町村	七ヶ町村	現状維持
珠洲郡	一ヶ町村	三ヶ町村	県の指導期待
合計	三十九ヶ町村	一四三ヶ町村	

(C) (2) 合併時における町村略図
 (3) 合併前後における予算書
 町村合併に関するパンフレットの発行 (昭二七、一〇)
 町村合併に対する理解を深め、その熱意を高めるために「町村規模の合理化」「本県と町村合併」「町村合併の手続」等をとりまとめた「町村合併の手引」千部を発行する。

(D) 町村有識者に配布して啓蒙に着手する段階に入る。

(E) 町村合併に関する財政事務所長の試案提出 (昭二七、一一)
 町村の合併に対する詳細な動きとその気運ある町村の有無を郡別に調査し、更に所長の具体的試案を提出させ左の結果を得る。

江沼郡 三ヶ所
 (関係六ヶ町村)
 能美郡 二ヶ所

(F) 合併促進町村第一次指定 (昭二七、一二)
 町村合併に関する町村側の意向を調査し、更に県にて検討した結果別記の町村が最も有力と考えられ第一次の合併町村と指定して早速その勧誘と説明会を現地で順次開始する。

鹿島郡 五ヶ所
 (関係二十三ヶ町村)
 鳳至郡 一ヶ所
 計 三十二ヶ所
 (関係二ヶ町村)
 珠洲郡 一ヶ所
 (関係十二ヶ町村)
 鳳至郡 一ヶ所
 計 三十一ヶ所
 (関係三ヶ町村)
 鳳至郡 一ヶ所
 計 三十ヶ所
 (関係八十四ヶ町村)

(G) この結果今迄内々調査せし所と町村長の見解が一致した町村が相当数あり合併の確信を固む。

(H) (1) 合併促進町村第一次指定 (昭二七、一二)
 町村合併に関する町村側の意向を調査し、更に県にて検討した結果別記の町村が最も有力と考えられ第一次の合併町村と指定して早速その勧誘と説明会を現地で順次開始する。

(I) (1) 合併協議会の開催
 (2) 協議会の構成
 (3) 合併委員会の会合と基本調査
 (4) 合併条件の協定
 (5) 合併実施の時期
 (6) 設置町村

石川郡 美川町、蝶屋村、柏村、野、宮保、笠間各村
 河北郡 森本、八田、大場各村
 羽咋郡 上各村、津幡町、中条、井上各村、富来町、東増穂、稗造

(J) (1) 合併協議会の開催
 (2) 協議会の構成
 (3) 合併委員会の会合と基本調査
 (4) 合併条件の協定
 (5) 合併実施の時期
 (6) 設置町村

石川郡 熊木、中島村、高階、相馬村、各村
 鳳至郡 富来、東増穂、稗造各町村
 羽咋郡 門前、諸岡、黒島各町村

(K) (1) 分離町村の原因調査 (昭二八、一)
 過去の分村問題が町村合併の障害になつてゐるのでその原因

(L) (1) 合併実施の時期
 (2) 設置町村
 (3) 合併条件の協定
 (4) 合併実施の時期
 (5) 設置町村

(M) (1) 合併協議会の設置を更に強く
 (2) 双方の親和を計る。
 (3) 合併協議会の設置を更に強く
 (4) 両村の合併が相当進んでいる
 (5) ので両村の正副議長を招集して
 (6) 指導
 (7) 両村の合併が相当進んでいる
 (8) ので両村の正副議長を計る。
 (9) 合併協議会の設置を更に強く
 (10) 群衆院選挙のため合併促進が
 (11) 一時停滞していたが協議会が設
 (12) 置されていない町村に対して至

る地方財政の最終調整の役割を図るよう改善すべきである。

一、富山県の市町村財政の状況については県地方課の提出した説明書が概要を知るに便宜のようであるから、掲げておく。

○富山県市町村財政の概況につ

いて(富山県地方課)

昭和二十六年度県下市町村の歳入歳出決算額(公営企業会計分を除く)における歳入総額は、三十八億一千三百七十万円(翌年度繰上充用金を除く)で主なるものは市町村税收入の二十一億六千八百十円(五六・八%)国庫及県支出金が六億二百八十万円(一五・八%)地方財政平衡交付金が四億二千二百五十万円(一%)となつてある。一方歳出総額は三十七億三千四百八十万円(前年度繰上充用金を除く)で主なるものは教育費の九億二千九百六十万円(二十四・九%)を筆頭に市役所(役場)費の六億八千二百二十万円(一八・二%)土木費四億九千四十万円(三・一%)警察消防費四億百万円(二〇・七%)の順となつてある。

歳入、歳出中における各科目別にそれらのうち占める百分比は以上のことより、前年度にくらべ大差ないものであるが、歳入における、市町村税収入が前年度の四九%に比べて七・八%の増率となり、国庫及び県支出金が五%余減少している。これは依存財源から逐次自己財源への移行拡充をなすものであつて、

地方自治確立のため、喜ぶべき傾向にあると考えられる。

しかし個々の市町村について見るに必ずしも、このことが全部妥当しないのであつて例えば大規模発電施設や、大工場を有する町村と、そうでない町村との間に著しい相違が見られる。このような事情があつて若干の団体においてはむを得ず翌年度歳入を繰上げて漸く収支のバランスを保つてある実情にあり二十六年度における繰上充用団体数は、二市三町八ヶ村で、この繰上額は四千九百万円となつてある。

現在市町村財政にとって最も重圧となつてゐるのは、警察消防費と教育費と考えられる。市町村における警察消防費の二十六年度決算額が四億百万円であるのに対し、地方政府平衡交付金において測定される基準財政需要額は僅か六〇%の二億四千六百五十万円しか算定されていない。

つぎに教育費について見ると基準財政需要額三億三千七百万円に対する実支出額は九億三千万円にも達している。もつとも、この中には校舎の改築など臨時の支出も含まれてゐるが、この特定財源として充用された国庫補助金及び起債を合せて約二億二千万円を控除しても、なお差引三億七千三百万円が一般財源から賄わてている実情である。そしてこの一般財源の調達にあつては例外なく標準率を超えた課税を行つて

おり、特に市町村民税にあつては大半が一・五倍から二倍近い課税となつてゐる。その他公共事業費の地方負担額に対する起債充当率は平均約四五%で、市町村財政の窮屈に一層拍車をかけている。地方財政平衡交付金算定における適正な財政需要額の算出と老朽校舎の改築など必要不可欠の臨時事業費に対する起債の増額が望まれる所以である。

つぎに昭和二十七年度の概況については、年度中途であつて未だ詳細に得ないのであるが、首長公選に伴つて公約の履行等にせまられて益

一、富山においても小学校増築、政策経費の処理方法が市町村財政の一重点となつてゐる。これについて提出の資料はその困難な実情をよく示していると思うから掲げておく。

○小学校増改築対策について

(富山県地方課)

イ 校舎の老朽陳腐化

管下市町村の小学校施設は過

去十数年間戰時中のため或いは

その後、学制改革による新制中学校々舎等の建設等諸般の事情からしてその補修改築が全く放置されて今日に至り、建築年齡既に四十年以上を経過する老朽のものが非常な数に達している。

(別表第一 参照)

ロ、児童数の増加

戦後急激な人口増加に伴い児童数が昭和三十年度を頂点として年々増加し、そのため現在施設では収容しえなくなり教室の増築を余儀なくされているものもまた相当の数に達している。

(別表第二 参照)

ハ、増改築の必要

最近各市町村につき、昭和二十七年度以降昭和三十年度迄の間において校舎が老朽のため改築或いは児童増加に伴う増築を要するものを年度別に調査したところ左のとおり学校数にして県下三八七校中約四〇ペーセントの一六六校、事業費二〇億五九〇〇万円の巨額を必要とす

記（郡市別の詳細は別表のとおり）

(註) 昭和二十七年度の実績を

一〇〇、〇〇〇千円として
逐年累進するものと推定し
た。

ロ、金融機関による資金の調達

右の如く起債所要額は約一〇
億九〇〇万円、うち半額以上の
五億九九〇〇万円を政府資金以
外つまり民間金融機関にその資
金を求めざるを得ないことにな
るのである。

ハ、(1)の場合の問題点

民間資金の借入に際して問題
となる点を次に列記したい。

(1) とりあえず、昭和二十八年度
において約五億の資金調達を必
要とし、昭和二十九年度以降は
政府資金で賄えるものと考えら
れるが現在の産業資金の供給と
の関係から一挙に借入すること
が可能かどうかの問題がある。

ただ三ヶ年間均等施行というこ
とにすればこの事情は相当緩和
されるけれども、その際は、他
府県に及ぼす影響もあり、次年
度からの借入が一層困難となる
ものと予想される。

(2) 一応民間資金の借入を可能と
考えてみて、その場合借入条件
の不利に伴う財政負担に市町村
がよく堪え得るかどうか。現在

政府資金の借入は年六分五厘、
右の如く起債所要額は約一〇
億九〇〇万円、うち半額以上の
五億九九〇〇万円を政府資金以
外つまり民間金融機関にその資
金を求めざるを得ないことにな
るのである。

(2) 結論

(1) 以上のような事情からしてあ
くまで本年度以降三ヶ年度で約
四億円の政府資金の獲得に努力
することとした。

(2) その他一部事業を繰り延べ
ると共に必要額と推定される五
億円のうち若干を小学校建設同
盟会等の如き団体を組織してそ
の団体が市町村の保証のもとに
借入を行い建設することとし、
市町村がこれを数ヶ年間の年賦
償還の条件で買取するという方
法が考えられる。

四ヶ年据置、十一ヶ年賦均等償
還であるが民間資金の借入にお
いてはおそらく利率は年一割以
上三四ヶ年の短期になるものと
考えられる。

別表第一

小学校老朽危険校舎状況調査(県教委調)

区 分	校	校	老朽危険校舎	同上中早急に処置を要するもの		摘要
				数	坪数	
二九年以下	43	一二七、二〇〇	(一七)	八、(五五九)	(一四)	二、(二四八)
三〇年~三九年	170	二三、四八一	(一六)	七、(六五一)	(一三)	二、(二九八)
四〇年~四九年	146	三五、三二九	(三六)	二〇、(一五六)	(一八)	三、(六〇八)
五〇年以上	29	五、〇八二	(四)	二、(二四一)	(一)	一〇、(七四五)
計	388	二〇〇、〇九二	(四七三)	三八、(一六三)	(六七)	一、(二七六)
			(三八、六三〇)		(一八、六二五)	

(註) 括弧内は屋内運動場(内書)

別表第二 小学校児童増加状況調査(県教委調)

年	一度	児童数	増加数	備考
昭和二十七年度		一三五、五六五人	(二十七年度に比し)増加数	
昭和二十八年度		一四二、〇五七		
昭和二十九年度		六、四九二		
昭和三十年度		一三、二四五		
		一九、〇〇〇		
		一五四、五六五		

児童一人当たり〇・八四坪とし
て計算すれば一五、九六〇坪
校舎不足となる。

との資料を提出している。二十六年
見込は歳入不足見込額五億一千七百
万円、この中、支払繰延は一億七千
万円として、差引、三億四千五百
万円は繰上充用による見込みである。

度決算で歳入不足一億二千八百万で
あつたことに比較し、非常の増加で
あるが、これは他の府県におけると
あつた。

上等によるものである。
一、石川県からは府県税、財政制
度について、次の如き意見の提出が
あるが、これは他の府県におけると
あつた。

〔一〕税財政制度に対する意見

(A) 公職選挙法の一部を改正し
租税滞納処分中の者は被選挙
権を停止するよう措置するこ
と。

(説明)

地方税の滞納は年々累増し地
方財政窮屈の一因となつてゐる
が滞納者中には住民の議表とも

区	分	歳入総額(A)	平衡交付金(B)	税(C)	
昭和二十七年度石川県決算見込額	四、九六八、六四九	千円	一、四五二、四六九	千円	

予石川県内市町村の昭和二十七年度 算集計額	四、二四二、一〇四	四、二四二、一〇四	五五八、六一六	一、一六六、三〇六	千円
--------------------------	-----------	-----------	---------	-----------	----

石川県内市町村の昭和二十七年度 算集計額	一、四五六、四六九	千円	一、九五七、五九一	二三・五%	
-------------------------	-----------	----	-----------	-------	--

石川県内市町村の昭和二十七年度 算集計額	一、九五七、五九一	千円	四六・〇	一一四・五%	
-------------------------	-----------	----	------	--------	--

石川県内市町村の昭和二十七年度 算集計額	四六・〇	千円	二八・五	一一四・五%	
-------------------------	------	----	------	--------	--

石川県内市町村の昭和二十七年度 算集計額	二八・五	千円	一一四・五%	一一四・五%	
-------------------------	------	----	--------	--------	--

なるべき有力者が少くなくこの
ことが滞納整理の癌となつてい
る場合がある。依て旧市制町村
制における「租税滞納処分中の
者は名譽職に就くことを得ず」
の趣旨を復活して滞納者の被選
挙権を停止するよう立法措置せ
られたい。

(B) 地方税法の一部を改正し道府
県税として賦課し得べき税目と
して道府県民税、酒消費税、煙
草消費税を新設するよう措置す
ること。

現行地方税法は道府県税にお
いて特に自主性に乏しい、即ち
左表に示す通り県税総額は歳入
額の二三・五%に過ぎないし平
衡交付金額は県税の一・二四・
五%に達している。これを市町
村税について見れば市町村税總
額はその歳入総額の四・六%、平
衡交付金の額は市町村税の二
八%であるのに比較して県の財

政が平衡交付金の交付額如何に
左右せられる極めて自主性の乏
しいものであることがわかる。
県税が県歳入総額に対しても占め
る割合を少くとも市町村の程度
に引上げる要がある。

区	分	歳入総額(A)	平衡交付金(B)	税(C)	
昭和二十七年度事業税納稅義務者	三〇、一七四	千円	一、四一〇	千円	
特 別 所 得 税	二、六六四	千円	一、九〇五	千円	
自 動 車 稅	三、四四一	千円	一、九〇五	千円	
鉱 区 稅	八四〇	千円	一、九〇五	千円	
狩 猎 者 稅	八七	千円	一、九〇五	千円	
遊 興 飲 食 稅	二、四九七	千円	一、五二一	千円	
入 場 稅	四、〇八一	千円	一八〇	千円	
計	四〇、一一二(A)	千円	一九、九三五	千円	

次に現行道府県税は普遍性がない。即ち左表の示す通り本県々税の直接納稅義務者数は全世帯数の二割に過ぎない。而もその納稅義務者は都市部に過半数が居住している。

昭和二十七年度末世帯数

一九五、七〇九(B)

一〇・四%

第三に現行の道府県税は安定性がない。即ち、経済界の波動を最も敏感に反映する遊興飲食税、入場税、法人事業税を収税の根幹とし

てある。これは国税の源泉所得税、市町村税の固定資産税、市町村民税などを根幹としているに反し、あら

ては、道府県にしづ寄せしている感がある。

以上の理由から現行道府県税の弱さを補充するため道府県民税酒消費税煙草消費税を新設して道府県に対し自主的な普遍的な安定せる財源を与えられたい。

区	分	歳 入 総 額	県 稅 額	摘要	要
県 民	酒 消 費 税	一	三八七、三六五	昭和二十七年度本県内酒消費高一、九三六、八二九千円の 20%として	
煙 草 消 費 税	一	三三四、六一〇	昭和二十七年中本県内煙草消費高一、六七三、〇五二千円の 20%として		
計	四、二七〇、五二八(A)	一、九九九、八〇四(B)	(B)/(A) = 四六・八%		

(一) 赤字公債に対する起債
現行制度では赤字起債は認められていないが現在の貧弱な県財政では赤字を急速に補填することは極めて困難につきこれを戻入欠陥債として数ヶ年に亘り年賦償還することが最良の方法と考えられま

すので現行制度の改正方を要望致します。
(二) 公共事業の地方負担額に対する全額起債
公共事業費の増額に伴い地方負担額が増嵩するがこれに対する起債の枠が併行して増額されないの

で公共事業の完全消化を図るときには勢い純県費を必要として益々財政窮屈を遂げるので起債がこれを考慮するよう枠の拡大方を要望致します。

需要が積算されなければならないが、実は、国家予算の枠内で決定されるので総額で叩かれて給与費及び法令等に基づく義務費も賄い切れぬ現情であるのでこれが増額を強く要望致します。

一、石川県下市町村の二十七年度決算見込は次表の如くである。(県地方課調) これは二十七年十二月末現在の調べであるから、その後において事業継続等により、赤字見込額は相当に減少すると思はれる。

市	歳 入	歳 出	差	引
江 沼 郡	三〇一、四五七	三三一、六五七	△	三〇、二一〇
能 美 郡	一六〇、五〇八	一九一、一七七	△	三〇、六六九

○昭和二十七年度決算見込額調

郡	石 川 郡	河 北 郡	羽 告 郡	鹿 島 郡
歳 入	三五九、八九七	三二一、二八九	三三二、三八四	二九一、七〇六

能 美 郡	石 川 郡	一 四
河 北 郡	鹿 島 郡	二 七
羽 咋 郡	珠 洲 郡	三 〇
鳳 至 郡	珠 洲 郡	二 五
郡 計	珠 洲 郡	九
小 市 計	珠 洲 郡	三 三
六	珠 洲 郡	一 〇
三	珠 洲 郡	二 五
一 七 一	珠 洲 郡	三 三
六 一	珠 洲 郡	一 五
一 一 六	珠 洲 郡	七
三	珠 洲 郡	一

一、石川県町村会からは市町村民税の賦課方法につき、希望意見の提出があつた。

八月六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、地方自治法の一部を改正する法律案(衆)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

「県知事」に改め、同条に次の但書を加える。

「県知事」に改め、同条に次の但書を加える。
但し、自治府長官の指定する事件については、自治府長官又は都道府県知事の許可を要しないものとする。

昭和二十八年九月二十六日印刷

昭和二十八年九月二十八日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局